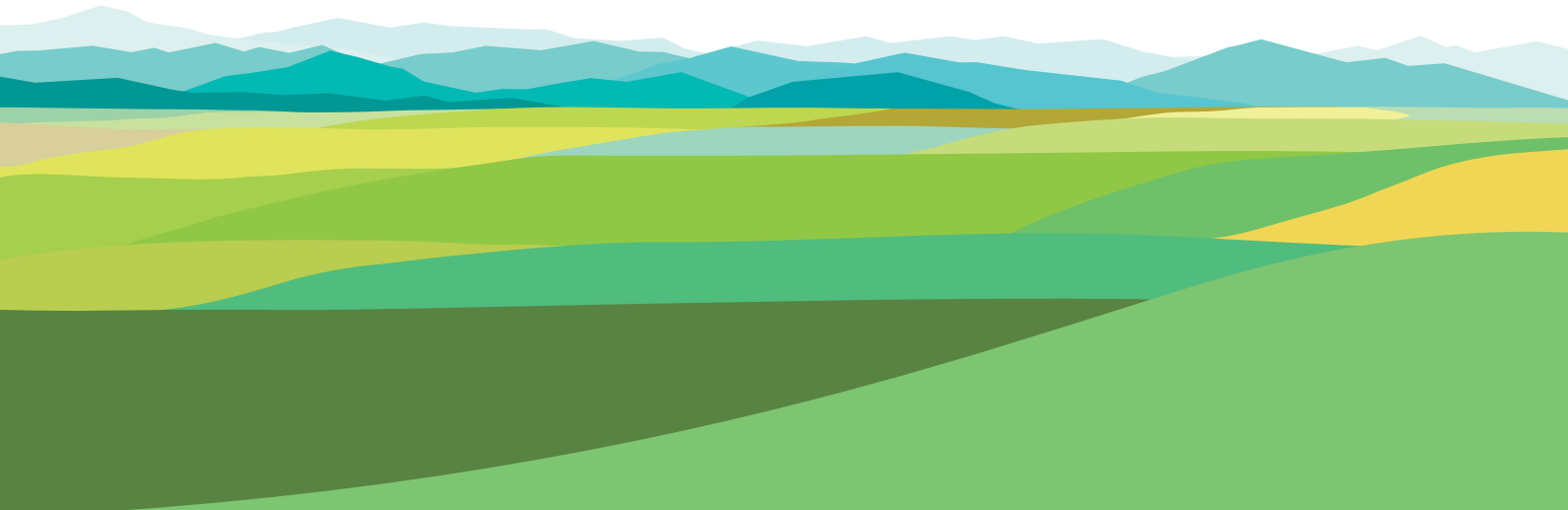




ディスクロージャー誌  
長野県信連の現況



2016

# Contents

ごあいさつ	3
経営方針	4
リスク管理の状況	6
リスク管理体制	6
法令遵守体制	9
利用者保護等の体制	11
貸出運営に対する考え方	15
内部監査体制	16
J Aグループ・J Aバンクシステム	17
J Aグループの仕組み	17
長野県J Aバンクの仕組み	17
J Aバンクシステム	18
長野県J Aバンク中期戦略（平成28～30年度）	20
事業の概況	21
経営環境	21
業績	21
損益の状況	22
不良債権処理の状況	23
トピックス	24
事務の効率化、決済機能の高度化	29
当社が対処すべき課題	30
地域貢献情報	31
当社の考え方	31
地域からの資金調達の状況	31
地域への資金供給の状況	32
地域密着型金融への取り組み	33
文化的・社会的貢献活動に関する事項	37
利用者ネットワーク	39
業務のご案内	40
組織等について	48
資料編	53

※本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

表紙デザインは、当社の経営理念に込められた思いである「農業と自然を基本とした、みどり豊かな信州づくり」をイメージしています。

# 輝く地域のパートナー



経営管理委員会会長  
雨宮 勇



代表理事理事長  
小松伸治

## ごあいさつ

平素より私ども長野県信用農業協同組合連合会をお引き立ていただき誠にありがとうございます。ごぞいます。

当会は、昭和23年の設立以来、皆さまのご愛顧、ご支援をいただくなか、相互扶助精神のもと、農業専門金融機関として県下JAと一体となり長野県農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに、地域金融機関として地域社会、経済の持続的発展に貢献すべく歩んでまいりました。特に、JAグループの経営基盤である農業は、自然災害や天候不順等、自然環境に大きく左右される産業であり、農家の皆さまへの支援は長野県JAバンクの使命であると認識しております。

私どもの経営理念「いのちを育む農業を基本に据え、安全安心な生活環境・地域づくりを限りなく支援します」を実現すべく、事業機能の絶えざる革新や財務内容の健全・充実化に総力を結集し、会員、地域の皆さまに貢献する地域金融機関として鋭意活動してまいりますので、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年度はJA長野県長期構想・前期中期計画の最終年度として、財務の健全性と目標利益の確保に取り組み、適正な会員還元の実現に向け全力で事業を展開してまいりました。

当会収支は、年度を通しての金利低下基調、海外要因を受けて左右された国内市況動向といった難しい運用環境下にありましたが、リスクコントロールに留意しつつ効率運用に努め、あわせて財務体質の改善とコスト削減に取り組んだ結果、利益目標値を上回る当期剰余金を計上するとともに、有価証券評価損益も前年同水準を確保することができました。

この度、当会の業務内容、活動状況等について皆さまにご紹介するため、ディスクロージャー誌「長野県信連の現況2016」を作成しました。特に財務諸表については、当会の活動結果をご確認いただくうえで極めて重要な情報であることを認識し、信頼性確保に努めております。この小冊子により当会に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

平成28年7月

経営管理委員会会長 雨宮 勇  
代表理事理事長 小松伸治

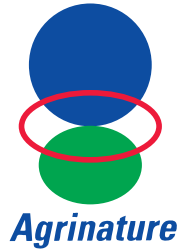
# 経営方針

## 経営理念

いのちを育む農業を基本に据え、安全安心な生活環境・地域づくりを限りなく支援します。

当会の経営理念は、制定以来その本質を継承し、日々の業務の根底として、経営の大きな指針となるものです。

この経営理念のもと、農業と自然を基本とした、みどり豊かな信州づくりと地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たすため、自信と責任を持って行動し、地域経済の持続的発展に貢献してまいります。



## 中期経営計画

当会では上記経営理念のもと、平成28～30年度の3カ年を実践期間とする後期中期計画を策定、計画達成に向けた取り組みを展開しております。



経営目標

長野県JAバンクの県域機能を担う地域金融機関として、農業・くらしを支え、地域の活性化に取り組みます。

基本目標

1. 農業所得増大と地域活性化に貢献する。
2. JA・信連一体となった事業を展開し、地域シェアを拡大する。
3. 資金の効率運用と健全経営の確保により、安定還元を継続する。

## 中期経営計画・行動指針

平成28年度からの3カ年は、JAおよび当会が農業金融分野においてこれまで以上に存在価値を高めること、および地域のライフラインを担う金融機関として役割を果たすことにより、農業担い手の皆さまからの信頼と地域の皆さまからの事業利用を通じた支持を拡大するときであり、取り組み成果によって組織の存在意義を高めなければなりません。そこで次の3点を中期計画の行動指針として全職員が共有し、基本目標達成に向けて全力で取り組みます。

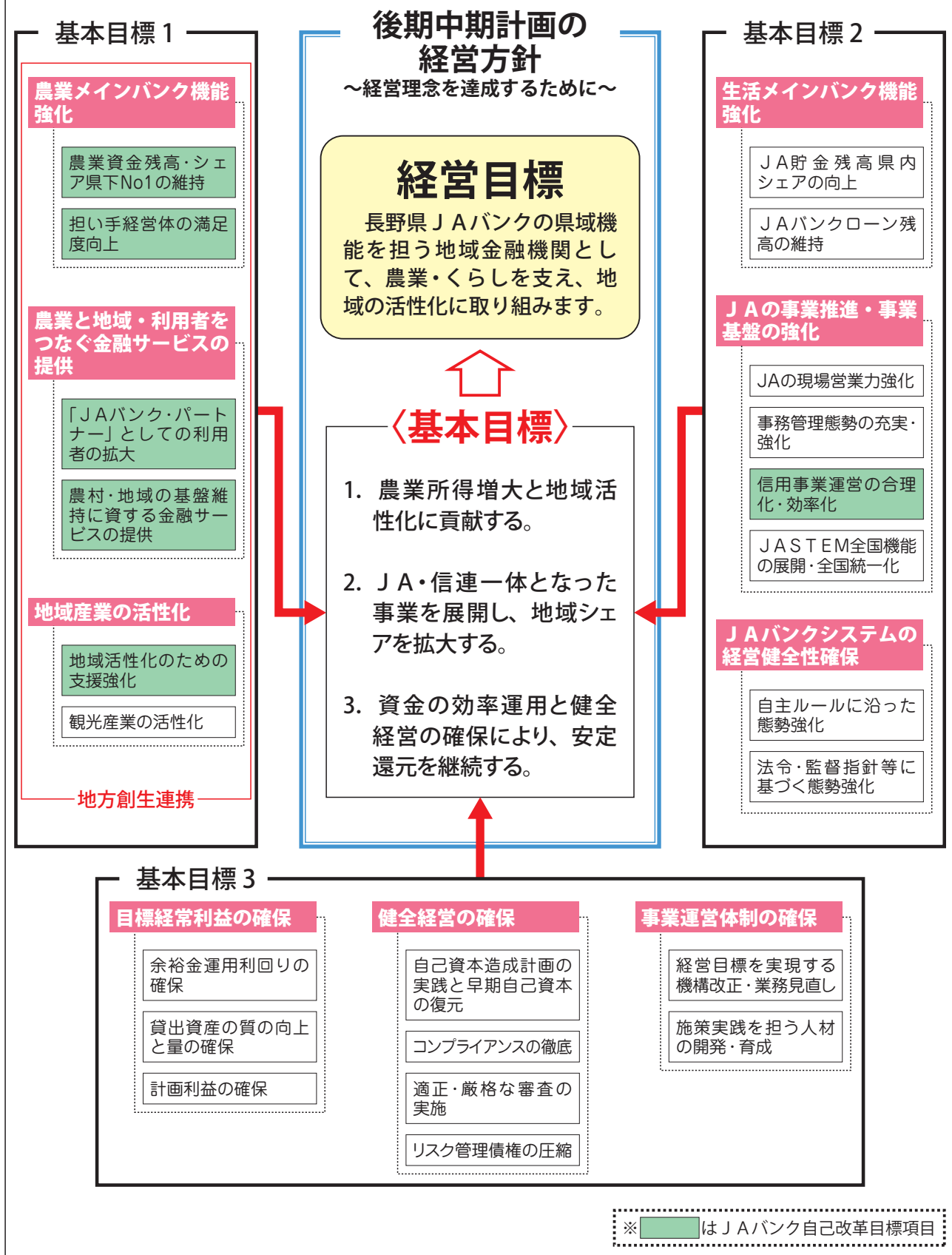
～ ポジティブ・コミュニティ・イノベーション～

- 農を活かして地域を活性化し、農業・地域を元気にしよう。
- 地域に欠かせないメンバーシップバンクとして、組合員・地域のくらしを支えよう。
- 既成概念や固定概念にとらわれず、最善の解決策を見つけ出そう。



〈中期経営計画・枠組み〉

少子高齢化・人口減少社会への対応を進め、  
J A 自己改革への取り組みを完遂する



# リスク管理の状況

## リスク管理体制

### リスク管理基本方針

近年における国内金融市場の急速な変化は、金融機関に新しい業務機会を提供すると同時に、複雑かつ変動するリスクをもたらしています。こうした環境下、利用者保護の立場を堅持し、会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組み等、リスク管理の基本的な枠組みを整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施等を通じてリスク管理体制の充実・高度化に努めています。

### ● リスクの種類と定義

リスクの種類と定義		
市場リスク	金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク	
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク	
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金流出により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	業務の過程または役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスクであり、具体的には、当会が行う業務にかかる事務について、手続に定められたとおりに事務処理を行うことを怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク、実務規程の整備が不十分あるいは規定する業務プロセス自体に不備があり、適切な処理が行われないリスク
	法務リスク	経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結に起因し、当会に損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
	人的リスク	労務慣行の問題、労働安全衛生環境の問題または役職員等の不法行為により当会が使用者責任を問われる問題に起因して、当会が損失を被るリスク
	有形資産リスク	自然災害、犯罪（テロ・強盗等）、交通事故、資産管理の瑕疵等の外生的事象の結果、有形資産の毀損による損失を被るリスク
その他、情報漏洩等リスク、系統組織の経営リスクがあります。		

### 統合的なリスク管理態勢

当会では経営の健全性を確保するため、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクを、一定の前提で計量化し、自己資本額に見合ったリスク量にコントロールするための「経済資本管理要綱」を制定し、統合的なリスクの把握と管理に努めています。

## ●各リスクの管理

### 【市場リスク管理】

当会は、市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しています。このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、市場統合VaR等によりリスク量等を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）とは過去の一定期間（観測期間）のリスクファクターの変動データに基づき、将来のある一定期間（保有期間）のうち、ある一定の確率（信頼水準）の範囲内で金融資産・負債が被る可能性のある最大損失額を統計的手法で推定したものです。

### 【信用リスク管理】

当会は、信用リスクを優良貸出資産形成にあたっての重要なリスクと認識し、信用リスク取引にかかる「信用リスク管理要綱」等を定め、与信内容の健全性・安全性確保のための適切なリスク管理を行っています。与信集中を回避するために毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別および運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてのモニタリングを実施、さらに信用リスクポートフォリオのリスク量について計測し、自己資本対比での状況把握、管理に努めています。

#### 〈融資審査体制〉

当会は、地域金融機関として地域経済の高度化・多様化する資金ニーズに対応するため、農業・観光産業をはじめ広い分野にわたる融資審査ノウハウを蓄積・強化し、地域貢献を果たすべく取り組んでいます。

第一次審査機能を有する営業店が受け付けた案件を、営業部門から独立した部署である審査部が専任審査役制によって厳正な融資審査を行っており、資産の健全化を図るための重層的なチェック体制・リスク管理態勢を整えています。

また、信用リスク管理の高度化と貸出資産の健全性を確保するために「信用格付システム」、「自己査定システム」、「不動産担保評価システム」等を含む「融資総合支援システム」を導入し、厳正な信用格付と自己査定を実施しています。

### 【流動性リスク管理】

当会は、流動性リスクを業務の健全性および適切性の観点から重要なファクターと位置付け、「流動性リスク管理要綱」を制定し、適切なリスク管理を行っています。資金繰りリスクは業務継続およびポートフォリオの安定的な運営を行ううえでの前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対する適切なコントロールを行っています。また、有価証券運用にあたっては、アセットクラスによって異なる市場流動性リスクについて、市場ポートフォリオ運営の一環として管理を行うこととし、具体的な投資方針決定の際に市場流動性を含めて検討を行っています。

## 【オペレーショナル・リスク管理】

当会は、業務を遂行する際に発生するリスクのうち、市場、信用、流動性リスクを除いたその他リスクをオペレーショナル・リスクとし、事務リスク・法務リスク・システムリスク等の個々のリスクについて発生する可能性を極小化することを目的に、要綱等を制定し適切な管理を行っています。

### ●事務リスク管理

事務リスク管理にあたっては、多種多様な事象・項目を管理する必要性に留意し、発生頻度と影響度合いを踏まえつつ、発生する可能性を極小化するため「事務リスク管理要綱」を定め適切な管理を行っています。

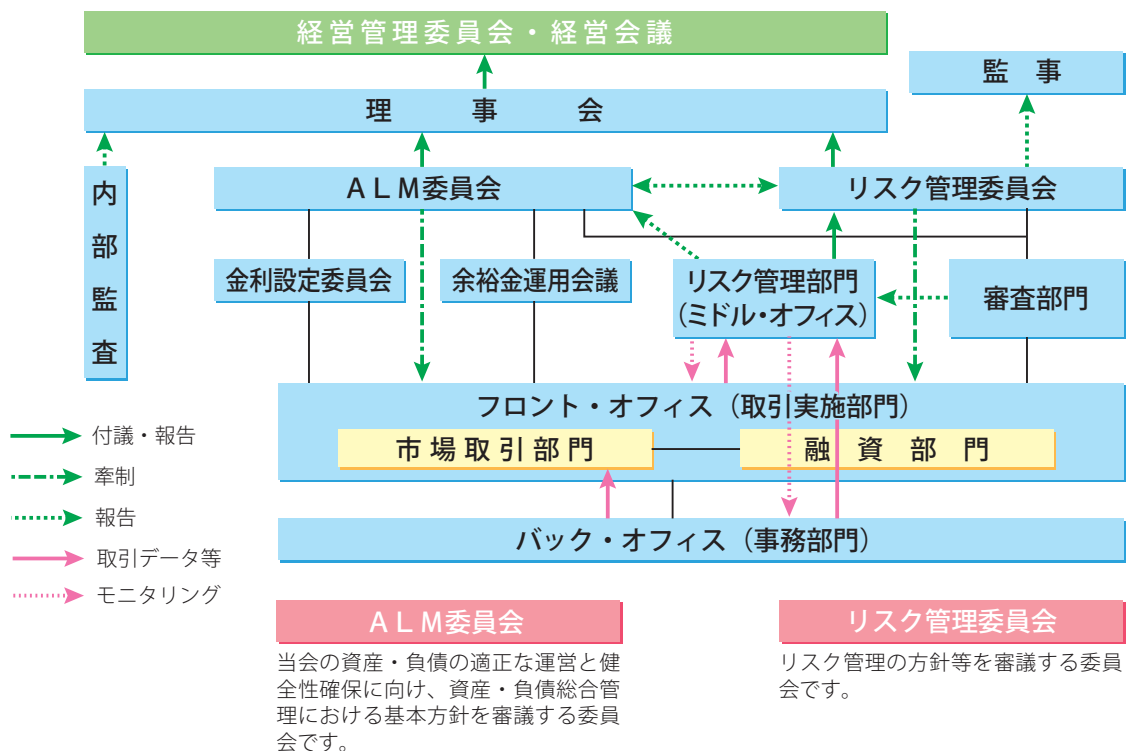
### ●法務リスク管理

当会の業務等に関連する法令等を把握したうえで規程類を制定し、また、法令等の改廃や環境の変化に応じて随時、規程類を改廃するための「法務リスク管理要綱」を定め適切な管理を行っています。

### ●システムリスク管理

情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティ基本方針」を定めるとともに、「システムリスク管理要綱」等を整備し、システムリスク管理体制の強化に努めています。また、システム等が不慮の災害や事故・犯罪、障害等により重大な損害を被り業務の遂行が果たせなくなった場合に、各種業務の中断の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための「コンティンジェンシープラン」を定め適切な管理を行っています。

## リスク管理体制図



当会のリスク管理体制を上記の【リスク管理体制図】のとおりとし、資産・負債の総合管理、各種リスクの管理・測定・モニタリング等を行っています。また、組織機構をフロント・オフィス（取引実施部門）、ミドル・オフィス（リスク管理部門）、バック・オフィス（事務部門）に分離して位置付けることにより、相互牽制機能が十分に発揮される体制を構築しています。



## 法令遵守体制

### 法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

当会は、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題であることを認識し、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

また、当会は金融環境の大きな変化に常に適切に対応し、長野県JAバンクの中核を担う一員として、その基本的使命と社会的責任を果たし、会員・利用者の信頼に応えよう、役職員一人ひとりが高い倫理観と責任を持って行動することを誓い、行動憲章を定めています。

#### 行動憲章

##### 〈長野県信連の基本的使命と社会的責任〉

1. 長野県信連の「長野県の農業協同組合の信用事業の補完を行うことによって、農業者の経済的・社会的地位の向上に寄与する」という基本的使命と県域金融機関としての社会的責務の重要性を常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを実現していくことで、長野県という地域社会における揺るぎない信頼の確立を図るとともに、県下各地域におけるJA信用事業の信頼確立に資する。

##### 〈質の高い金融サービスの提供〉

2. 創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供により、長野県JAバンクの県域金融機関として、その総合金融機能の発揮に資するとともに、金融システムの一員として地域経済社会の発展に貢献する。

##### 〈法令等の厳格な遵守〉

3. 関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

##### 〈反社会的勢力の排除〉

4. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって排除の姿勢を堅持する。

##### 〈透明性の高い組織風土の醸成とコミュニケーションの充実〉

5. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、力強くかつ真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を醸成する。

##### 〈活力ある人づくりと職員の人権の尊重等〉

6. 地域社会の発展に貢献し、会員組織から信頼を得られる活力ある職員を育成するとともに、職員の人権・個性を尊重し安全で働きやすい環境を確保する。

##### 〈環境問題への取組〉

7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践する等、環境問題に積極的に取り組む。

##### 〈社会貢献活動への取組〉

8. 長野県信連が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

## コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため各部署に「コンプライアンス責任者」・「コンプライアンス担当者」を設置し、コンプライアンス統括部署と連携して、当会の業務運営や役職員の行動がコンプライアンスに基づき具体的に実践されるよう、コンプライアンス態勢の日常的運営に努めています。

このため役職員の行動規範や遵守すべき法令等の解説等を取りまとめた手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、コンプライアンス実現に向けた実践計画（コンプライアンス・プログラム）を毎年度策定して、役職員一人ひとりがコンプライアンス意識の向上を図るため、啓発・教育研修活動に取り組んでいます。

## 反社会的勢力等への対応

当会では、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては確固たる信念を持って排除する姿勢を堅持し、以下の方針を定め取り組んでまいります。

### 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済等必要な対応を講じます。

#### 1. 運営等

当会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

#### 2. 反社会的勢力等との決別

当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

#### 3. 組織的な対応

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、役職員の安全確保を最優先に行動します。

#### 4. 外部専門機関との連携

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士等、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

#### 5. 取引時確認

当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

#### 6. 疑わしい取引の届出

当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

## 利用者保護等の体制

### 利用者保護等管理方針

利用者保護等管理については、当会の業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であると認識し、「利用者保護等管理方針」をはじめ利用者保護等管理規程類を策定して、当会業務の利用者の保護および利便の向上に努めています。

#### 利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（今後、利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの問い合わせ、相談、苦情および紛争については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談をはじめとした金融円滑化の観点からの対応および金融ADR制度において求められる措置・対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

### 金融商品の勧誘方針

当会では、役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本的事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

#### 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容等重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供する等、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

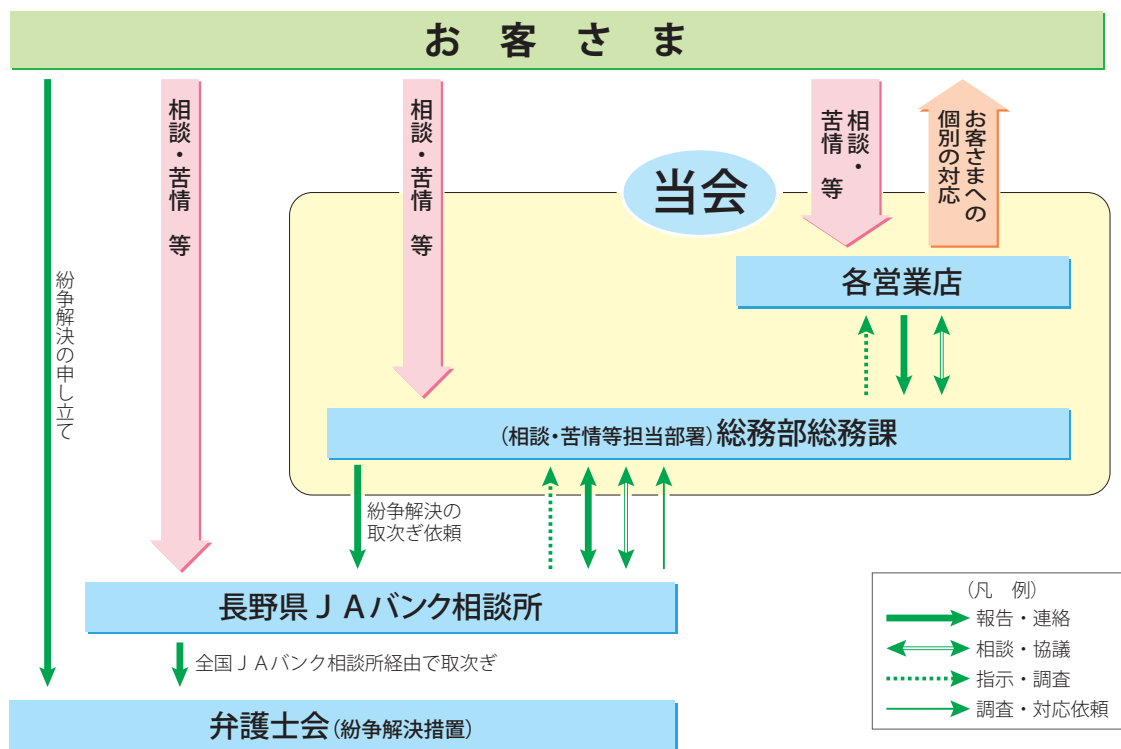
## 金融ADR制度への対応

### ● 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図っています。

### ● 苦情等受付・対応態勢

当会は、下図のような態勢でお客さまからの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に努めています。



### ● 当会の苦情等受付窓口

#### 【当会営業店窓口】

本店営業部 ☎026-236-2110  
 松本営業部 ☎0263-35-3125  
 飯山事務所 ☎0269-62-3101

#### 【相談・苦情等担当部署】

総務部総務課 ☎026-236-2058

〈受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）〉

当会の苦情等受付窓口のほか、長野県 J Aバンク相談所でも苦情等をお受けしています。

長野県 J Aバンク相談所 ☎026-236-2009

〈受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）〉



## ●紛争解決措置の概要

苦情等のお申し出については、当会が対応いたしますが、お客さまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会をご利用いただけます。

<b>東京弁護士会 紛争解決センター</b> <b>☎03-3581-0031</b> ●受付時間： 午前9時30分～12時、午後1時～3時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く※）	<b>第一東京弁護士会 仲裁センター</b> <b>☎03-3595-8588</b> ●受付時間： 午前10時～12時、午後1時～4時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く※）	<b>第二東京弁護士会 仲裁センター</b> <b>☎03-3581-2249</b> ●受付時間： 午前9時30分～12時、午後1時～5時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く※） <small>※詳しくは弁護士会にご確認ください。</small>
---	---	--

上記弁護士会の利用に際しては、当会相談・苦情等担当部署または長野県J Aバンク相談所にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）には直接お申し立ていただくことも可能です。

また、東京三弁護士会の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。  
 例えば、お客さまは、長野県弁護士会にお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。
- ②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。  
 例えば、埼玉県弁護士会や愛知県弁護士会等の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。

## 情報セキュリティ基本方針

当会では、会内の情報およびお預かりした情報の適切な保護・管理・利用は当会にとって極めて重要な経営課題であると認識し、情報セキュリティ管理態勢の基本方針として「セキュリティ基本方針」を策定して、適切な情報の管理に努めています。

### セキュリティ基本方針

当会は、利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および行政庁の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの運用管理にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

## 個人情報保護方針

当会は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、当会業務に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報保護法その他の関連法令等を遵守し、個人情報および特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を適正に取り扱うための「個人情報保護方針」を策定するとともに、安全管理について適切な措置を講じ、漏洩事故の防止等に努めています。

### 個人情報保護方針

当会は、利用者等の皆さまの個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

#### 1. 関係法令等の遵守

当会は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

また、当会は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

#### 2. 利用目的

当会は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。なお、個人情報および特定個人情報の利用目的は、当会の本支店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

#### 3. 適正取得

当会は、個人情報および特定個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

#### 4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏洩等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業員および委託先を適正に監督します。

#### 5. 第三者提供の制限

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

#### 6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 7. 開示・訂正等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

#### 8. 継続的改善

当会は、取り扱う個人情報および特定個人情報について、適正な内部監査を実施する等、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## 9. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報および特定個人情報の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速な対応を行うよう努めます。

当会の個人情報および特定個人情報の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒380-0826 長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3  
長野県信用農業協同組合連合会 総務部 TEL 026-236-2058

## 貸出運営に対する考え方

当会は、金融業務の公共性に鑑み、金融機関が担う社会的機能を果たすとともに、県下系統信用事業の中核的機関として会員・組合員・地域の負託に応えています。

また、長野県農業と地域産業の維持・発展に資するべく、法令等の遵守および利用者保護等を基本に据え、適切な貸出運営に努めています。

## クレジット・ポリシー（融資理念）

法令等の遵守および経営理念を基本とした融資業務を通じ、地域金融機関としての社会的責務を果たすことを目的とした融資業務取組方針を「クレジット・ポリシー（融資理念）」として制定しています。

### クレジット・ポリシー（融資理念）

#### 〈農業・地域への貢献と融資の対象〉

1. (1) 融資業務を通じ、農業ならびに地域産業の発展と、環境への配慮を踏まえた安全安心な生活・地域づくりに貢献する。
- (2) 農業協同組合金融機関として、この会の会員、その傘下の組合員、農業関連企業、ならびに当会の公共性および社会的責任を踏まえ、妥当性を有する企業等を融資の対象とする。

#### 〈健全な融資慣行の確立〉

2. (1) 取引先とは信頼と節度ある関係の構築に努め、取引先と当会相互の成長発展に寄与する融資を行う。
- (2) 金融機関としての公共性および社会的責任を認識し、コンプライアンスを踏まえ、反社会的勢力を排除した誠実かつ健全な融資を行う。
- (3) 取引先等に対しては、適切な説明責任を果たすとともに、優越的な地位を濫用した不公正な取引等は行わない。
- (4) 融資条件の設定にあたっては、取引先の返済能力等を踏まえた客観性・妥当性のあるものとし、過度に担保・保証に依存した融資は行わない。

#### 〈資産の健全性確保〉

3. (1) リスク管理基本方針等に基づき、適切な信用リスク管理に努め、信用格付の精緻化・高度化を図ることにより貸出資産の健全性確保に努める。
- (2) 貸出資産が固定化することのないよう流動性に配慮しつつ、適正で安定的な収益を確保する。
- (3) 与信集中リスクを回避するため、クレジット・ガイドラインを設定し遵守する。
- (4) 取引先の経営状況を継続的に把握し、問題債権の発生未然防止に努めるとともに、適切な経営支援策等を講ずることにより、その早期解消に努める。

## 地元企業再生支援に向けた取り組み

地域金融機関として、当会をご利用いただいている企業、事業者の方々に対する経営改善支援に取り組んでいます。

なお、中小零細企業者等につきましては、金融円滑化にかかる基本的方針に則り、事業の特性を勘案しつつ、関係機関と連携し、積極的に再生支援に取り組むよう努めています。

## 内部監査体制

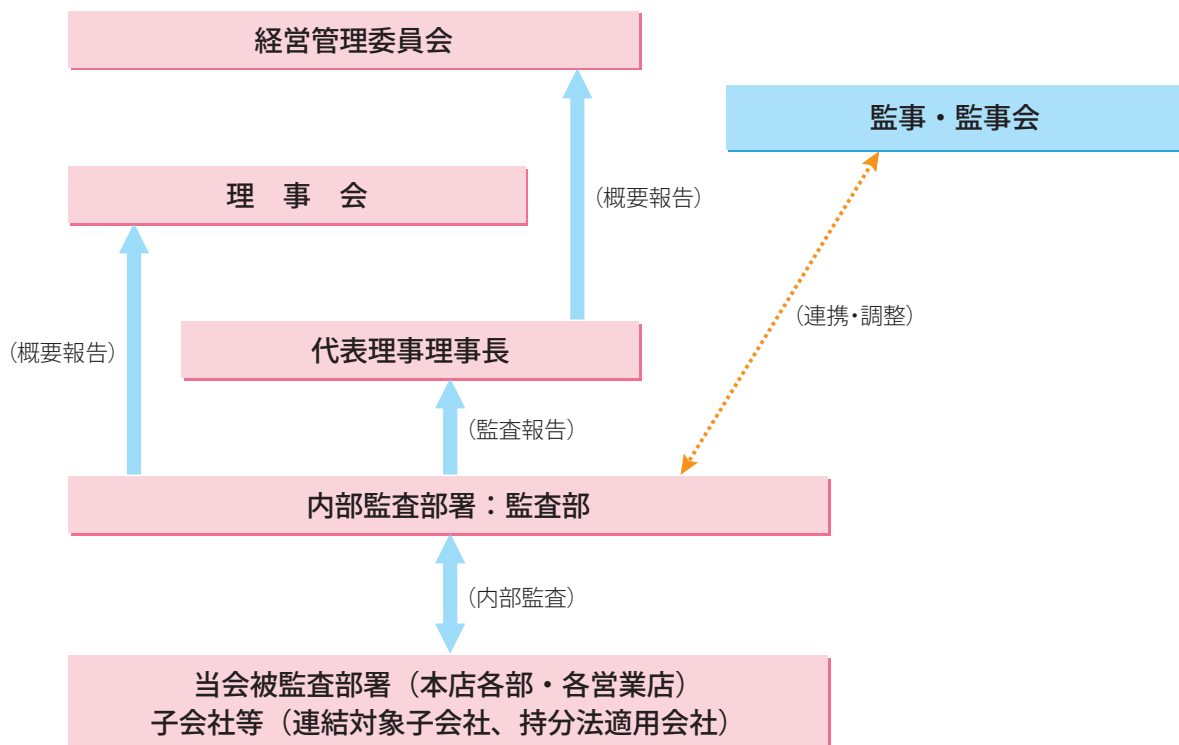
当会では、内部監査部署として被監査部署から独立した「監査部」を設置しています。監査部では、経営諸活動の全般にわたる管理運営の制度および業務の遂行状況を、内部統制の適切性と有効性の観点から検討・評価し、内部監査結果の報告および改善・合理化への助言・提案等を通じて、経営の健全性の確保、業務運営の適切性の維持・向上に努めています。

内部監査は、当会の業務全般および連結子会社等の業務を対象として、年度の内部監査方針および内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事理事長に報告したのち被監査部署に通知され、定期的に被監査部署の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会および経営管理委員会に報告しています。

監査部は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を通じて効率的で実効性ある内部監査に努めています。

## 内部監査体制図



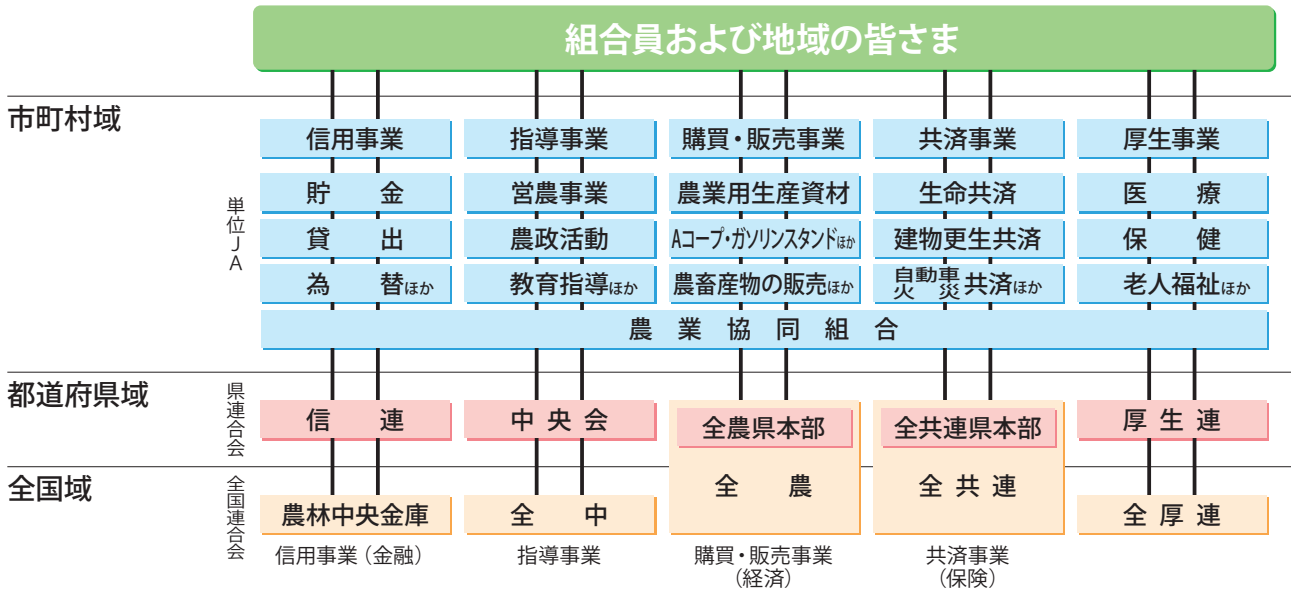


# JAグループ・JAバンクシステム

## JAグループの仕組み

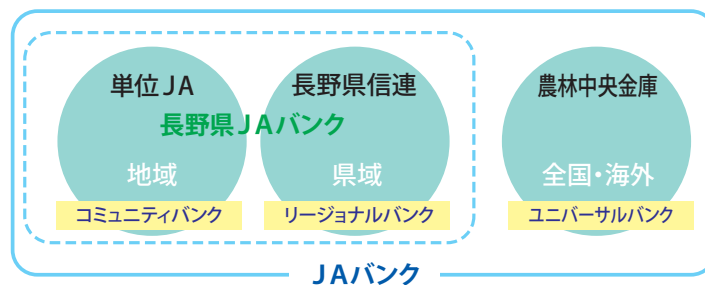
各市町村のJAでは、指導・購買・共済・厚生等の事業とともに貯金をはじめ、融資や振込・口座振替等の信用事業を行っています。

信連は、単位JAが行っている信用事業の都道府県段階の組織です。各JAの活動をサポートするとともに、より広いエリアでの金融サービスを提供しています。



## 長野県JAバンクの仕組み

長野県JAバンクでは、JA・信連が一体となって、組合員・地域利用者の皆さまに「便利」で「安心」な金融機関としてご利用いただけるよう努めています。また、商品・事務の統一化に取り組み、業務の効率化と堅確性の向上を図っています。



長野県内JA決算時の概況 (平成28年2月末現在)

組合員数	323,383人
〔正組合員〕	186,563人
〔准組合員〕	136,820人
単位JA数 (総合農協のみ)	20組合
年度末貯金高 (総合農協のみ)	30,239億円
自己資本比率 (総合農協平均)	18.85%
不良債権比率 (総合農協平均)	4.66%
	(金融再生法開示債権ベース)

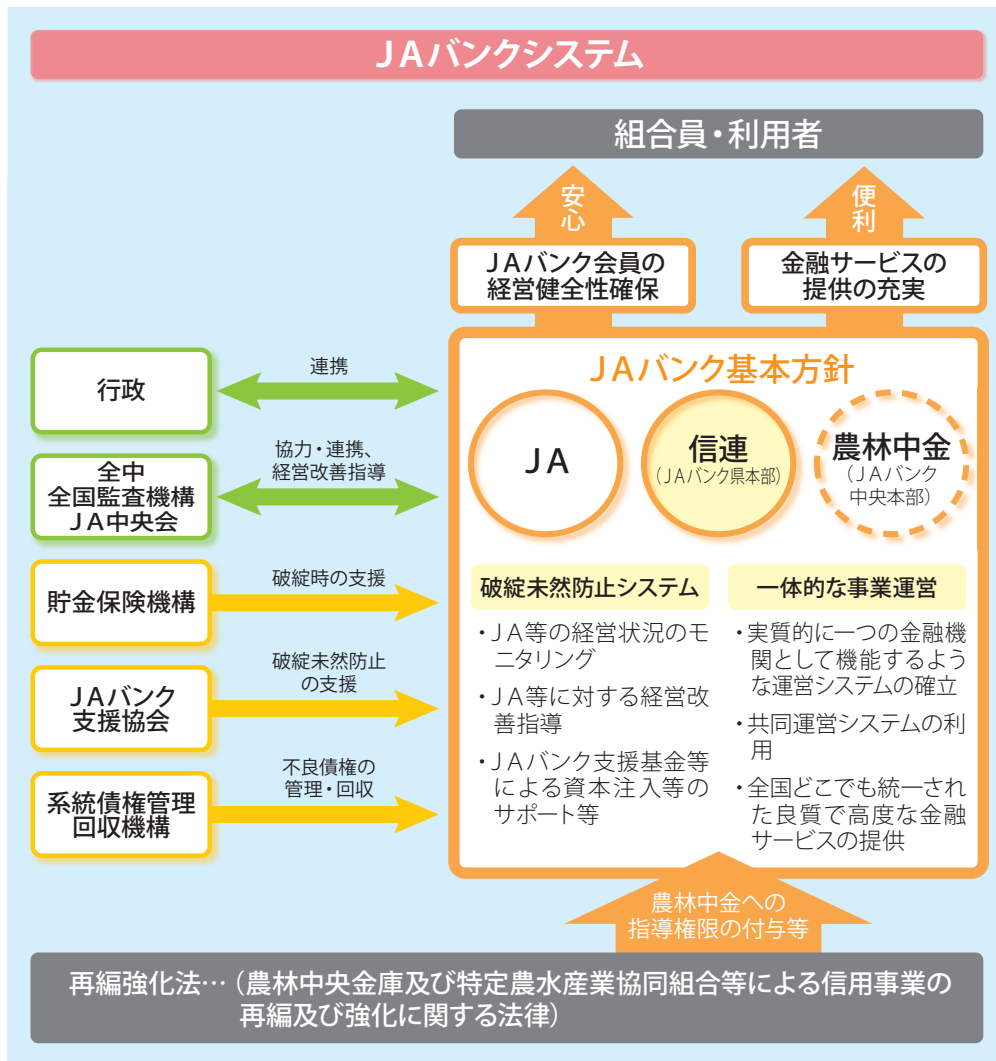
農林中央金庫格付 (平成28年6月30日現在)

格付機関	格付種類	ランク
スタンダード&ブアーズ社	長期債務格付	A
	短期債務格付	A-1
ムーディーズ社	長期債務格付	A1
	短期債務格付	P-1

# JAバンクシステム

組合員・地域の皆さまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために、再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと、平成14年1月に「JAバンク基本方針」を策定しています。

この「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り進む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的な事業運営」の2つの柱で成り立っています。



## 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。個々のJAの経営上の問題点の早期発見・適切な改善に向け、長野県JAバンク県本部においては「実質自己資本比率8%以上」という県内基準を設定し、県内JAの健全性・安全性を維持しています。

### 破綻未然防止システム

(実効性のある破綻未然防止策)

#### Point-1

#### 経営状況をチェック（モニタリング）

個々のJAの業務体制や財務状況等についてJAバンク中央本部・県本部がチェック（モニタリング）を行います。これにより問題点（改善を要する事項）を早期発見します。

#### Point-2

#### 経営改善への取り組み

モニタリングの結果、業務体制や財務状況等の問題点がある場合、一定の基準に基づき資金運用制限を行いつつ、改善に向けた取り組み（計画の設定・遂行）を行います。JAバンク中央本部・県本部は中央会と連携し、その取り組みをサポートします。

#### Point-3

#### 指定支援法人（JAバンク支援協会）によるサポート

JAが上記の経営改善への取り組みや事業運営形態の見直し（事業譲渡、合併等）を行う場合、全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、必要なサポート（資本注入や資金援助等）を行います。

## 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営に取り組んでいます。

## 「JAバンク・セーフティネット」

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心を届けています。

※貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）とは、農水産業協同組合が貯金等の払い戻しができなくなった場合等に、貯金者を保護し、また、資金決済の確保を図ることにより、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

## 長野県JAバンク中期戦略（平成28～30年度）

平成27年度は、総合戦略たる「長野県JAバンク中期戦略（平成25～27年度）」における各種施策の総仕上げの年として、目標必達に向け、JA・信連一体となったさまざまな取り組みを展開しました。

さらには、平成25～27年度戦略で未来を見据えて先取りして進めてきた施策を本格展開し定着を図るとともに、JAバンク自己改革の3本の柱に適切に対応することを基本的方向とし、基本目標の「JA・信連一体となった事業展開を通じ、農業所得増大と地域活性化に貢献し、農業と地域をつなぐ長野県JAバンクを目指します」のもと、基本方針1「農業メインバンク機能の強化」にはじまる5本の基本方針からなる、新たな「長野県JAバンク中期戦略（平成28～30年度）」を策定し、実践すべき具体的諸施策への取り組みをスタートしております。

### 【JAバンク自己改革の3本の柱】

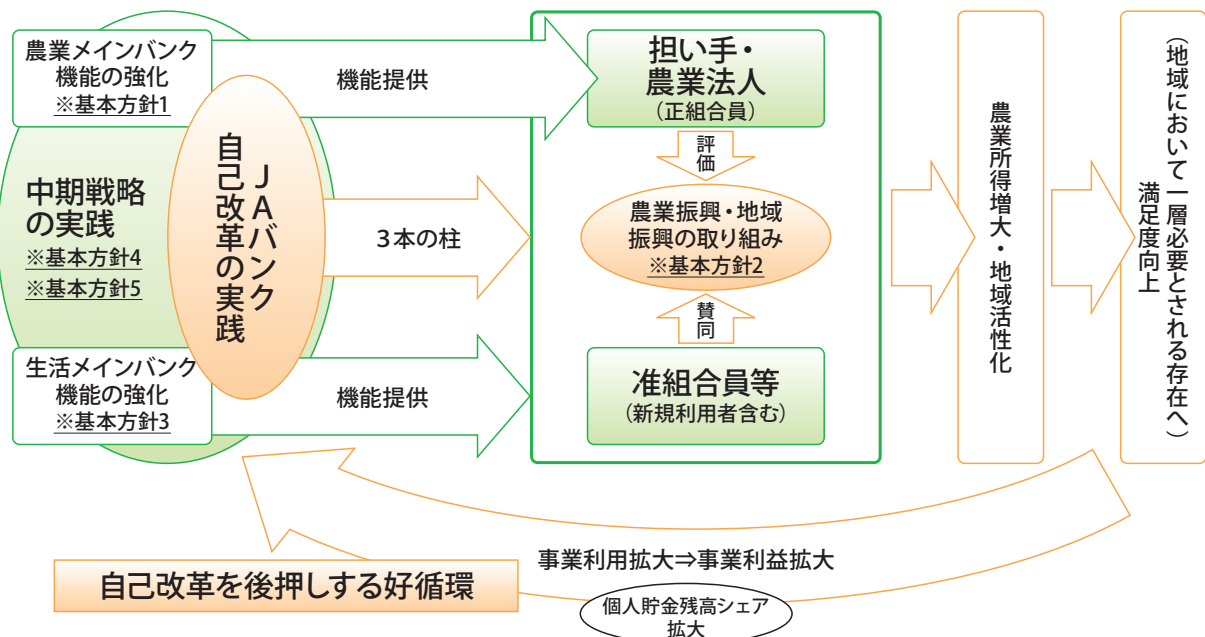
- 農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応
- JAが営農経済事業に全力投球できる環境整備
- 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献

### 【長野県JAバンク中期戦略（平成28～30年度）の5本の基本方針】

- 基本方針1：農業メインバンク機能の強化
- 基本方針2：農業所得増大・地域活性化に向けた取組の実践
- 基本方針3：生活メインバンク機能の強化
- 基本方針4：JAの事業推進・業務基盤の強化
- 基本方針5：JAバンクシステムの健全性確保

## JAバンク自己改革と事業戦略の関係イメージ図

- 既往施策に加えて自己改革を実践することで、組合員等の満足度をさらに向上させ、地域において一層必要とされる存在へ。（長野県で“満足度向上⇔事業利用拡大”の好循環を作り出す。）





# 事業の概況

## 経営環境

農協法等の改正案が平成27年8月に国会で成立しました。さらに環太平洋経済連携協定（TPP）については同年10月の大筋合意を受け、平成28年2月に協定が署名され、農林水産物重要5品目にかかる国会決議を大きく逸脱した内容に、果樹等想定外の品目の関税撤廃・引き下げも加わり、今後の本県農業に多大な影響を及ぼす懸念が生じました。

改正農協法では事業運営の原則に「JAは農業所得の増大に最大限の配慮」が条文化され、附則として、5年後に「自己改革の達成状況」等を鑑み、農協制度や准組合員利用規制の在り方を検討する、と明記されました。政府は5年後を見据えて、農協改革の実行状況等を調査していくこととしていますが、JA長野県グループでは、農業を基本とした地域の協同組合として、自己改革を基本に「農業所得の増大」や「社会に貢献する地域協同組合の役割発揮」の達成に向け取り組んでいく必要があります。

一方、金融機関経営を巡る情勢としては、日本銀行の異次元金融緩和（マイナス金利付き量的・質的金融緩和）に伴う一段の市場金利低下と、貸出金利引き下げ競争が影響し、金融機関の収益源である「総資金利ざや」の縮小に歯止めがかかりません。このため、金融機関が国内貸出だけで利ざやを稼ぐことは難しくなり、特に地方では、オーバーバンキングともいわれる金融状況のなかで、地域の人口減少見通しに加えて収益力の低下が再編を促し、地銀同士の経営統合の動きに拍車がかかっています。また、ゆうちょ銀行の預入限度額引き上げ等、リテール金融市場は益々競争が激化しています。

## 業績

### 貯金

当会の譲渡性貯金を含めた貯金は、JAからの貯金に加え、県内外の大口法人取引先等からの貯金吸収取り組みを行った結果、期末残高は2兆4,784億円（前期比3.5%増）となりました。

### 貸出金

県内企業・産業、とりわけ農に関わる方々への適切な資金供給を通じ、農業所得向上および地域産業活性化を目指し、特に農業等成長産業としての位置づけにある取引先とのリレーション強化に努める等、資金需要の掘り起こしや新規先開拓に取り組んだ結果、期末残高は3,867億円（前期比7.1%増）となりました。

### 預け金、有価証券

ALM委員会協議を踏まえ、投資環境の変化に応じた最適なアセットアロケーション（資産配分）の実践と計画目標収益の実現に向けて、分散投資を基本に収益性や安全性、流動性の確保に努めるとともに、ポートフォリオ全体の体質改善を図ってまいりました。

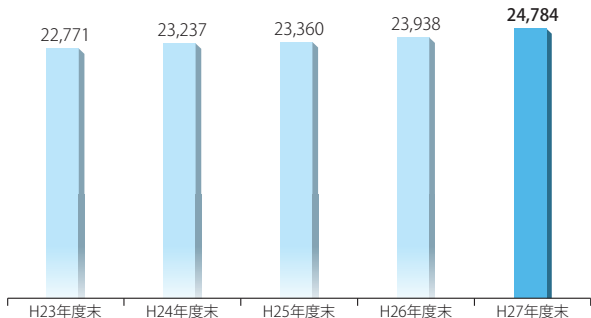
預け金期末残高は1兆1,925億円で前期比539億円の増加となり、このうち農林中央金庫への預け金は1兆1,923億円となりました。有価証券期末残高は1兆425億円と前期比1.5%の増加となりました。

### 自己資本比率（単体）

自己資本造成計画の実行により、法定自己資本比率は、22.06%となりました。

●貯金残高の推移

(単位:億円)

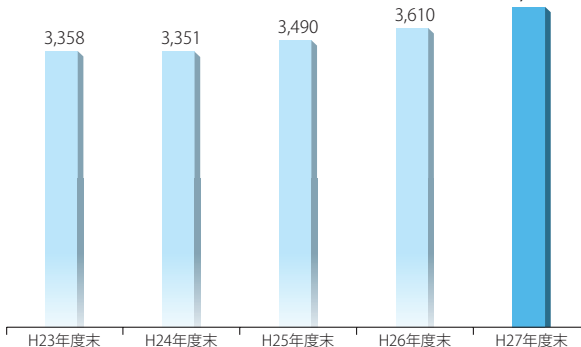


平成27年度

2兆4,784億円

●貸出金残高の推移

(単位:億円)

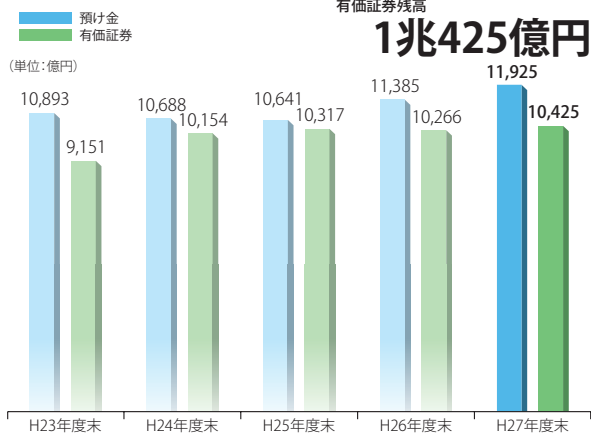


平成27年度

3,867億円

●預け金・有価証券残高の推移

(単位:億円)



平成27年度

預け金残高

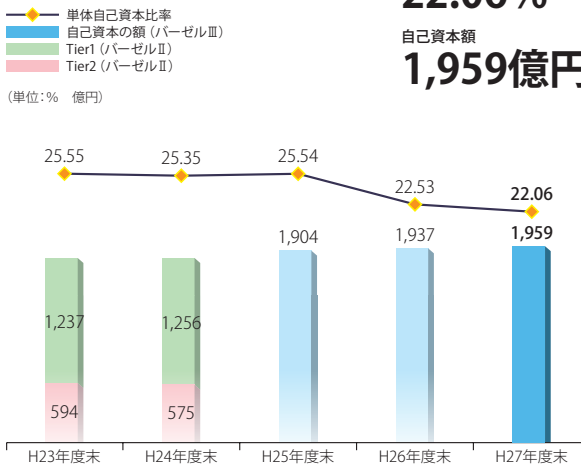
1兆1,925億円

有価証券残高

1兆425億円

●自己資本額・自己資本比率の推移

(単位:% 億円)



平成27年度

自己資本比率

22.06%

自己資本額

1,959億円

(注1) 金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」の改正に伴い、25年度末から新基準(バーゼルⅢ)に基づき算出しています。  
 (注2) Tier1とは自己資本における出資金、積立金等の基本的項目を、Tier2とは劣後特約付借入金等の補完的項目を示します(バーゼルⅡ基準)。

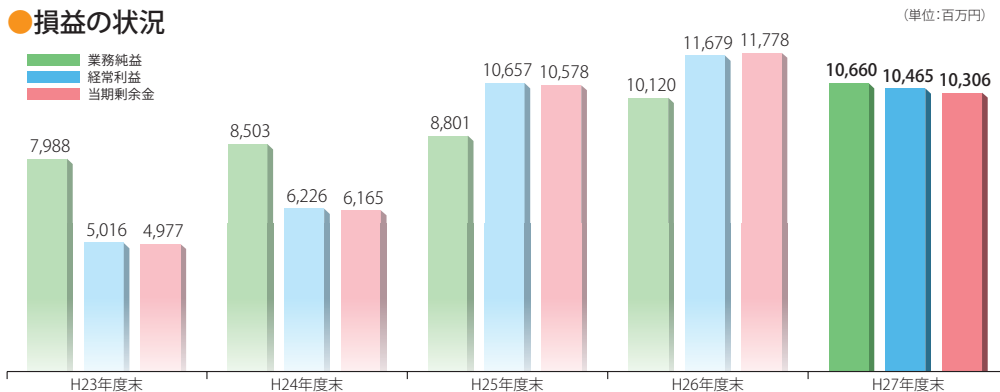
損益の状況

經常収益については、有価証券利息配当金および国債等債券売却益の減少等により、前期比57億円減少の357億円となりました。一方、經常費用については、コスト削減により前期比45億円減少の253億円となりました。

その結果、經常利益については前期比12億円減少の104億円、当期剰余金については前期比14億円減少の103億円となりました。

●損益の状況

業務純益  
 經常利益  
 当期剰余金



(単位:百万円)

平成27年度

業務純益

106億円

經常利益

104億円

当期剰余金

103億円

## 不良債権処理の状況

不良債権の開示には、「銀行法に基づくリスク管理債権」と、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権（以下、金融再生法開示債権）」とがあり、開示額はそれぞれ下記のとおりです。

なお、金融再生法開示債権（除く正常債権）9,483百万円のうち、担保・保証付債権額は2,925百万円、貸倒引当金残高は6,131百万円となっています。

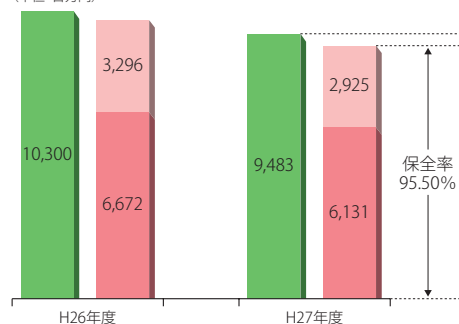
また、リスク管理債権額9,315百万円のうち、担保・保証付債権額は2,855百万円、個別貸倒引当金残高は6,016百万円であり、貸出金残高386,783百万円に占めるリスク管理債権残高の比率（リスク管理債権比率）は2.41%です。

自己査定		金融再生法に基づく開示債権	リスク管理債権			
破綻先	26	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 323	破綻先債権	24		
実質破綻先	296		延滞債権	9,261		
破綻懸念先	9,130	危険債権	9,130	3か月以上延滞債権	0	
要 注 意 先	要管理先	30	要管理債権	30	貸出条件緩和債権	30
	その他 要注意先	12,222	正常債権	380,302	合 計	9,315
正 常 先	368,079					
合 計	389,785	合 計	389,785			

(単位:百万円)

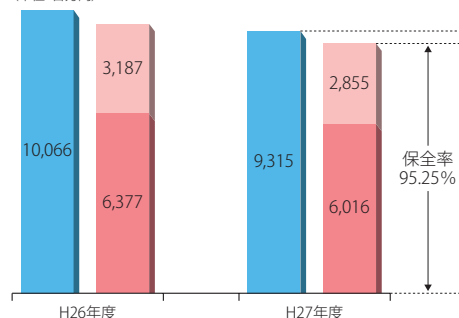
### ●金融再生法開示債権と担保・引当等の状況

(単位:百万円)



### ●リスク管理債権と担保・引当等の状況

(単位:百万円)



#### ●自己査定における債務者区分

- 破綻先・実質破綻先…法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先及び実質的に経営破綻に陥っている先
- 破綻懸念先…今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先
- 要注意先…今後の管理に注意を要する先（要注意先は、その債務者のうち当該債務者の債務の全部又は一部が3か月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権である「要管理先」と、要管理先以外の要注意先に属する「その他の要注意先」に区分されます。）
- 正常先…業況が良好であり、かつ財務内容にも問題がないと認められる先

#### ●金融再生法に基づく開示債権区分

- 破産更生債権及び…破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらこれらに準ずる債権に準ずる債権
- 危険債権…債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権…3か月以上延滞債権で上記「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しないもの及び貸出条件緩和債権
- 正常債権…債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ないものとして、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

#### ●リスク管理債権区分

- 破綻先債権…元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金
- 延滞債権…未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金
- 3か月以上延滞債権…元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの
- 貸出条件緩和債権…債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないもの



## トピックス

## 若手農業者向け金融セミナーの開催



県内の担い手農業者・若手農業者との交流を図り経営に役立つ情報提供を行うため、昨年度に引き続き今年度も若手農業者向け金融セミナー（個別セミナー2回）を開催しました。また、平成28年3月には県内の若手農業者のための全体金融セミナーを開催し、先進的な取り組みを行う農業法人からの講演と社会保険労務士による農業経営に関する労務管理についての講演をいただきました。あわせて、農業専門金融機関として農業経営に必要な金融関連情報の提供を行いました。

長野県JAバンクでは、引き続き将来の長野県農業を背負っていく農業者の皆さまの農業経営を多方面からサポートしてまいります。



セミナー後の交流会では、県内の地酒で乾杯を行い、締めには県オリジナル米「風さやか」を使ったおむすびが振舞われた。



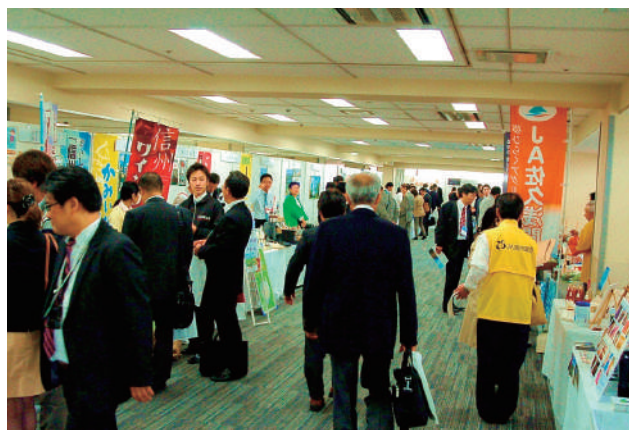
## いきいき信州！ 農産加工品 展示商談会の開催



県内農業者の販路開拓支援に向けた取り組みとして、平成27年11月12日（木）に当会主催により、東京有楽町の東京交通会館にて長野県JAグループとしては初めてとなる大規模商談会「いきいき信州！ 農産加工品 展示商談会」を開催しました。

出展者（セラー）として県内JA、農業法人等、計43団体が県内産の農産加工品を中心に、自慢の商品200アイテム以上を持ち寄り、首都圏バイヤーに対して商品PRおよび個別商談を行いました。

当日は小売業・卸売業・外食産業・食品加工業等、さまざまな業種のバイヤー約350名に会場いただき、盛況な商談会となりました。今後とも県内農業者の販路開拓に繋がる取り組みを継続してまいります。





## 農業所得増大に向けた「長野県」JAバンク県域サポート事業



長野県JAバンクでは、農業担い手の所得向上や新規就農者の確保等に向けた支援の一環として、平成28年度より当会が資金提供し、総額13億円（うち農林中央金庫が3億円負担）の支援事業（「長野県JAバンク県域サポート事業」）に取り組めます。

この事業は、「JA・農業担い手の販売力強化」「農業経営の規模拡大・効率化・生産振興に向けた支援」「地域農業の基盤強化（次世代農業者の経営サポート）」以上の3点を柱として、平成28年度から平成30年度までの、3年間にわたり支援を実施します。

当事業の実施にあたっては、県内の意欲ある農業担い手の所得向上・農業生産振興等に向け、県下JAグループが連携を密にし、一丸となって取り組んでまいります。

### 長野県JAバンク県域サポート事業の概要

事業の目的等	支援内容等	開始時期
1. JA・担い手の販売力強化	① 商談会の開催等（継続）	—
	② JAの販売力強化支援事業	—
2. 農業経営の規模拡大・効率化・生産振興に向けた支援	③ 農業近代化資金の保証料助成	H28年4月
	④ 農機具等購入応援事業	H28年9月
3. 地域・農業の基盤強化 （次世代農業者の経営サポート）	⑤ 親元就農支援事業	H28年6月
	⑥ 農業法人設立支援事業	H28年6月
	⑦ 各種セミナーの開催（継続）	—
4. その他事業	⑧ 上記以外の県域企画事業	H29年以降



## 地産地消を後押し! 農業応援定期貯金「マルシェ」



平成27年6月より、県内61カ所のJA農産物直売所やA・コープで利用できるクーポン券付き定期貯金「マルシェ」の取り扱いを開始しました。

この商品の中心的なコンセプトは、直売所等でのクーポン券利用をきっかけに地元農産物の消費を増やし「農業所得増大」に貢献することです。金融面から「地産地消」を促し、地域活性化につなげていきたいとの想いから生まれた、JAグループだからこそできた商品です。



### 「マルシェ」 5つのコンセプト

1. 農業所得	「マルシェ」を通じて、ほかのスーパーに比べて「直売所」「A・コープ」を利用いただく頻度や購買単価を上げることで、「直売所」「A・コープ」へ出荷している農業者の「所得向上」に繋げる。
2. 次世代・次々世代	現在JAとは金融取引はないものの「直売所」「A・コープ」を既に利用いただいている方にとって、JAとの取引をはじめのきっかけづくりとする。
3. 事業間連携	「金融」と「直売所」「A・コープ」という系統事業間連携により、ほかの企業にはできないJAの総合事業を活かした展開を図る。
4. 女性	日々「直売所」「A・コープ」を利用しているお客さま＝主婦（女性）にメリットを享受していただく。→クーポン券の利用をきっかけに、地元農産物の良さ、新鮮さを感じていただく。
5. 地域活性化への貢献	「食」「農」との連携により、地産地消や金融資産の地域内循環を起し、その中心にJAがいる構図を創ることで、地域の活性化への貢献とJAの社会的機能の発揮を実現する。

平成28年4月から取り扱いを開始した第2弾「マルシェ」では、利用可能店舗を17店舗増やしました。開始時期を早めクーポン券の利用可能期間を長くすることで春が旬の農産物も買えるようになり、さらに利用しやすくなっています。

## アグリシードリースへの取り組み



農林中央金庫が取り組む「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」の一環として、規模拡大等によりコスト低減を図る農業者に対し農機具等導入時のリース料の一部を助成する「農機具等リース応援事業（通称：アグリシードリース）」を実施しました。

2回の募集で県内の中心的な担い手農業者より合計279件の応募をいただき、助成総額716百万円が承認されました。（平成28年4月30日現在）

今後とも全国連と連携し生産コスト低減等の農業経営の改善に取り組む県内の農業者への支援を行ってまいります。

## 地方創生への取り組み



当会では、平成27年7月に「地方創生推進プロジェクトチーム」を設置し、県・市町村の地方版総合戦略の策定や運営、および市町村と密着したJAの取り組みを支援しております。

これまで、農業所得増大と地域活性化に繋がる具体策について検討を進めるとともに、以下の自治体と地方創生に関する連携協定を締結いたしました。

当会はこれからも、自治体と連携・協力関係を深め、JAと一体となって農業・観光分野を中心に地域経済の発展に貢献してまいります。

締結時期	締結先	締結内容
平成27年10月	松本市	健康寿命延伸都市・松本の創造に向けた連携に関する協定
平成28年2月	長野県	長野県とJA長野県グループとの農村地域の暮らし支援に関する包括連携協定
平成28年5月	長野市	地域活力の創出に向けたアドバイスパートナー協定



〈長野市との地域活力の創出に向けたアドバイスパートナー協定 締結式〉

## 長野県JAバンク推進大会開催

平成28年6月3日に開催した長野県JAバンク推進大会において、平成27年度に金融事業において優秀な成績を挙げた「JA」・「JA店舗」・「渉外担当者」等を表彰するとともに、長野県農業の発展と地域への貢献という基本的使命を果たすため、以下の大会宣言を採択しました。

- ①長野県農業のメインバンクとして、また、地域に根ざした協同組合組織として、「農業所得の増大」と「地域の活性化」の実現に向け、「JAバンク自己改革」を着実に実践する。
- ②地域利用者からの信頼を獲得し、生活メインバンクとしての地域内シェアの確保を目指すとともに、農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供を継続・強化する。
- ③組合員・利用者から選ばれる金融機関であり続けるため、人材の高度化、CS活動の実践や現場営業力の強化等に取り組む、質の高い金融サービスを提供する。
- ④組合員・利用者からの信頼に応えるべく、法令遵守のもと、経営管理態勢や業務基盤の強化を実践し、JAバンクシステムの健全かつ安定的な運営を目指す。





## 夢に向かってがんばる女性を応援する商品

平成26年12月、県下JAの女性職員からなる「長野県JAバンク女性プロジェクト」を立ち上げました。平成28年2月より取り扱いを開始した「女性のための定期積金&定期貯金『ゆめこまち』」は、このプロジェクトから生まれた「女性による女性のための商品」です。

将来の夢や楽しみに向かって、楽しくお得に貯められる商品となっています。



## コレカラ年金キャンペーン

これから県内JAで公的年金をお受け取りになるご予定の皆さまへ、公的年金のお受け取りスケジュールの再確認や、JA年金相談会ご来場のご案内を行うことを目的としたキャンペーンを平成28年3月より平成29年2月まで展開しております。

また、JA年金相談会を通じて、正しい年金記録に基づいた年金をお受け取りいただけるよう、年金記録の確認サービスも合わせて実施しております。

※長野県JAバンクでは、20万人を超える皆さまに公的年金をお受け取りいただいております。  
(平成28年5月末現在)



## 年金ご新規・ご紹介キャンペーン

より多くの皆さまに身近で便利な長野県JAバンクにて公的年金をお受け取りいただけるよう、平成28年4月から平成29年2月までの間、新たに県内JAで公的年金のお受け取りを始められた方とその方をご紹介いただいた方（ご紹介時に県内JAで公的年金をお受け取りいただいている方）のお二人に「JA農産物直売所クーポン券マルシェ」を含む「長野県産」をメインテーマとした「選べる5つのプレゼント」を贈呈するキャンペーンを展開しております。



## 住宅用太陽光発電システム等助成金交付制度

長野県の緑豊かな自然環境と農業を基盤に据えた協同組合組織として、長野県JAバンクでは平成27年10月から平成28年9月までの間、県内のJAで住宅ローンをお借り入れいただき住宅を取得される際に、太陽光発電システムまたは薪・ペレットストーブを新たに設置される方（※）を対象に、最大で10万円を交付する助成金制度を取り扱っております。

JAをご利用のお客さまが住宅を取得される際に、住宅ローンによる資金面でのお手伝いとあわせ、太陽光エネルギーや木質バイオマスを利用し、自然環境に優しい生活をお送りいただくための支援もさせていただきます。

※リフォームローンのお借り入れにより現在お住まいの住宅に新たに太陽光発電システム等を設置される方も対象となります。



## JA住宅ローンもらっ得キャンペーン



長野県JAバンクは、農業者の所得向上・農産物の地産地消による地域活性化、JAグループの事業間連携を目的として、JA住宅ローンの新規利用者を対象に、平成28年5月から平成29年4月まで「JA住宅ローンもらっ得キャンペーン」を実施しております。

本キャンペーンでは、県産農産物、農協直売所等で使えるクーポン券、県内の農協観光支店等で利用できる旅行券、県厚生連病院の日帰り人間ドック無料クーポン券といった他金融機関にはない「JAならではの」魅力的な選べる4つの特典をご用意し、幅広く事業展開しているJAグループの強みを活かした展開となっております。



## こてきたいラッピングバス

子育て世代応援商品の「こてきたい」（定期積金・定期貯金）について、バス全体にデザインを施す「バスラッピング広告」を行っております。同デザインの車両を長野地区・松本地区において1台ずつ導入し、PRを行うとともに、県内テレビ局主催のイベント等において、同バス車両を出展し、お子さま向けの乗車体験等も行っております。

※その他にも東信地区、諏訪地区、伊那地区、飯田地区において、バス側面に「こてきたい」のイメージキャラクターをデザインしたバスを導入し、PRを行っております。



## 長野県JAバンク テレビCMの展開

長野県JAバンクでは、県統一のPRによる各種キャンペーン等を実施し、長野県JAバンクの利便性や魅力ある商品ラインナップを訴求するとともに、親しまれる「JAバンク」としてのイメージアップに取り組んでいます。

特にテレビCMについては、長野県JAバンクオリジナルによるPRを積極的に展開しました。

### ● 貯金



JA農産物直売所クーポン券付き定期貯金「マルシェ」篇



ゆめこまち「4世代」篇



子育て応援定期積金＆定期貯金「こてきたい」篇



長野県JAバンク秋冬キャンペーン2015「Slow風土」篇



●ローン



住宅ローン「もらっ得キャンペーン」篇



住宅ローン「子供の鼻歌」篇



「マイカーローンキャンペーン2016」篇



教育ローン「待ってろ!未来の自分!」篇

●年金



「松本城で踊ってみた」篇



「栄村の牛舎で踊ってみた」篇



「稲倉の棚田で踊ってみた」篇



「小学校で踊ってみた」篇

長野県JAバンクでの年金のお受け取りにかかる認知度向上を目的として、明るく親しみやすいイメージで年金世代のお客さまをはじめ、お孫さん世代等にも幅広く楽しんでいただけるよう、「まなこさん(Q'uille)」等を起用し、ダンスを主とした印象的な内容で、テレビCM素材を制作し、放映しております。

## 事務の効率化、決済機能の高度化

長野県JAバンクでは、効率化経営の一環としてバックオフィス機能を集約することにより事務の効率化・集中化、決済機能の高度化を図っています。

- 為替イメージ・OCRシステム**：JA窓口で受け付けた振込依頼書をスキャナにより当会のOCRセンターで受信し、自動的にデータとして読みとり、処理します。正確で効率的な振込手続が可能となっています。
- 交換手形集中決済システム**：広域手形交換所の管内JAに対し当会が代理交換を行い、JA店舗が支払場所となる手形の資金決済を代行して行っています。
- 口座振替依頼書管理システム**：口座振替依頼書の受付・管理・保管業務を、当会の登録センターがJA窓口で代わり一括処理しています。JA口座指定の口座振替依頼書はすべて登録センターに送付され、受付手続の効率化と事務処理のスピードアップを実現しています。引き続き貯金者と口座振替実施企業に対し、より迅速・確実なサービスを提供してまいります。  
\*一部対象外の口座振替依頼書があります。



## 当会が対処すべき課題

経済金融情勢や農協改革を含む法制度の改正等、当会の置かれている状況から、当会として対処し解決すべき重要な課題および対応方針は以下のとおりです。

### 1. JA自己改革への取り組み

JAが取り組む農協改革に、長野県JAバンクの県域機能を担う地域金融機関である当会が、JAグループとしての農協改革の実績が上がるよう連合会機能のさらなる発揮に努めます。そのため、「JA・農業担い手の販売力強化」、「農業経営の金融負担軽減」、「地域農業の基盤強化」の3本を柱とする農業所得増大に向けた「長野県JAバンク県域サポート事業」を積極的に展開するとともに、農業法人・農業関連企業への戦略的アプローチ、観光産業の活性化等、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めます。

### 2. 信用事業基盤強化

人口減少と高齢化のなかで、県下JAの信用事業運営基盤を維持・拡大するためには、正組合員後継者との取引深耕と次々世代層への取引拡大が喫緊の課題です。JA・信連一体となった事業展開を通じ、農業・暮らしを支え、地域の活性化に取り組むことで、地域内シェア拡大に努めます。

また、JAバンク自己改革と平仄を合わせて、農業と地域の暮らしをつなぐ地域金融機関としてJAバンクの将来を見据え、農業メインバンク機能強化をはじめ、生活メインバンク機能強化、JAの現場営業力強化、JAバンクシステムの経営健全性確保等を通じ、信用事業の基盤強化に一層努めます。

### 3. ALM・リスク管理態勢の強化・充実

日本銀行のマイナス金利導入により運用環境は急激に厳しくなっており、財務の健全性と安定的な利益確保の面から、ALM方針に則した中長期的資産ポートフォリオの構築と投資環境の変化に応じた資産配分の実践が重要な課題となっています。そのため、ALM・リスク管理態勢の一層の強化・充実を図り、資本・リスク・リターンバランスのとれた運営・管理により収益性の向上に積極的に取り組みます。

また、リスク計測モデルの特徴・限界を認識するなかで、外部環境の変化に対して迅速かつ適切に対応すべく、ALMシステムを活用したリスク量計測やシミュレーションの精緻化等管理手法の高度化を進め、理事会やALM・リスク管理委員会等の機能発揮に努めます。

### 4. 資本の質の強化

県下JAに対する安定還元を維持するため、また監督指針上求められている資本バランスを確保するうえでも、現在の業務運営を支える自己資本を一定水準確保していく必要があります。そのため、自己資本造成計画の進捗状況等を検証しつつ軌道修正を行いながら早期の自己資本の復元に努めます。

### 5. 戦略的な経営資源投下等による効率化の推進

効率化信連を指向後、経営資源の重点配置とJA事業支援の強化を展開してきました。引き続き、県域補完機能を的確に発揮しながら、安定的な利益確保により会員還元の使命を確実に行う必要があります。今後も戦略的に経営資源を投下するとともに、費用対効果の向上と効率的な事務処理体制の確立等により一層の効率化に努めます。

### 6. 内部統制の有効性確保とコンプライアンス運営態勢の強化・充実

長野県JAバンクの中核を担う一員として、その基本的使命と社会的責任を果たすため、財務報告の信頼性確保に主眼を置いて、内部統制を構築してきましたが、引き続き評価と改善により内部統制の有効性確保に取り組みます。

また、地域に根ざし信頼される業務を遂行するため、コンプライアンス重視の経営を基本に、コンプライアンス・プログラムの実効性を高める等運営態勢の強化・充実を図ります。

# 地域貢献情報

## 当会の考え方

当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では、資金を必要とする農家組合員の皆さまをはじめ、JA・農業に関連する企業・団体、県内の地場企業、地方公共団体等の皆さまにご利用いただいております。

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

### ●会員数

(単位:会員)

資格区分	平成27年3月末	平成28年3月末
正会員	45	44
准会員	114	113
合計	159	157

### ●出資口数

(単位:口)

資格区分	平成27年3月末	平成28年3月末
正会員	9,121,914	9,692,108
准会員	2,860	2,854
合計	9,124,774	9,694,962

## 地域からの資金調達の状況

当会の譲渡性貯金を含めた貯金残高は、平成28年3月末で前期比3.5%増加の2兆4,784億円となりました。

当会では、農家組合員をはじめ地域の皆さまの計画的な資産づくりをお手伝いさせていただくため、目的に応じた各種貯金や国債、投資信託等の各種商品の取り扱いをしております。

## 総合事業を活かした商品

### 《懸賞品付定期貯金「Slow風土」》

JA長野県グループが「食の安全と安心」をモットーに食育や地産地消の活動に取り組むなかで、長野県JAバンクとして風土豊かな信州の地で、地元農家が愛情と情熱を込めて育て上げた食材を味わっていただき、改めて信州の食と風土について考え、親しんでいただきたいという思いから2009年より取り扱いを開始し、今年で7回目となります。

2014年に続き、「東日本大震災の復興支援」を目的に、懸賞品の内容を「信州食材25品」と「東北の食材1品」の全26賞品とし、東北の食材を通じての被災地経済復興支援にも取り組みました。

今後もJA事業の基盤である農業に対して、信用事業を通じたPRを行い、長野県の農業をバックアップしていきます。



賞品例



## 子育て世代の応援商品

### 《子育て応援定期積金&定期貯金「こてきたい」》

地域に根ざした金融機関として子育て世代の皆さまへお役に立てることはないか、そんな思いから開発された商品であり、定期積金はお子さまの人数に応じた金利の上乗せを実施しています。さらに、JAカードもしくは各種ローンをご利用のご契約者さまには春休みと夏休みに抽選によるプレゼント企画を実施しています。

平成27年度のプレゼント企画は、夏休みには「富士急ハイランド親子ペア利用券」を300組600名様、春休みには県内全映画館で使える共通映画鑑賞券（ペア）を700組1,400名様に贈呈しており、多くの皆さまからご好評いただいております。



## 県内温泉施設との提携商品

### 《特典付き定期積金 湯遊（ゆ〜ゆ〜）定期積金》



ご契約いただいた皆さまを対象に、長野県内の提携先温泉等施設で、ご契約の期間中ならどこでも何回でも施設に応じた割引サービスが受けられる利用券を差し上げるもので、県内JAで展開しております。



#### ●提携先施設

(平成28年4月1日現在)

北信地区	湯田中渋温泉郷、戸倉上山田温泉、戸狩温泉等	58施設
東信地区	別所温泉、鹿教湯温泉、春日温泉等	48施設
中信地区	大町温泉郷、浅間温泉、穂高温泉郷等	48施設
南信地区	上諏訪温泉、蓼科温泉、昼神温泉郷等	50施設
合 計：204施設		

## 地域への資金供給の状況

皆さまからお預かりしているJA貯金を源とした当会の資金は、農家組合員やJA、事業者、地元企業、地方公共団体等においてご利用いただいております。

### 貸出金残高

区 分	平成27年3月末	平成28年3月末
会 員	20,216百万円	19,596百万円
地方公共団体等	58,367百万円	68,349百万円
その他（法人・個人）	282,432百万円	298,838百万円

#### ●制度資金の取扱状況

(平成28年3月末)

資 金 名	概 要	残 高 (件数)
(株) 日本政策金融公庫 (農林水産事業) 資金	国の施策に基づき、食糧の安定供給・農林漁業の振興・農山漁村の活性化等のために、農林漁業や食品産業への融資を長期かつ低利に行う資金。	12,829百万円 (1,188件)
独立行政法人 住宅金融支援機構資金	住宅の建設および購入等に必要となる資金を長期固定かつ低利にて融資する資金。	24,095百万円 (2,924件)
(株) 日本政策金融公庫 (国民生活事業) 資金	教育資金（入学資金および在学資金等）を低利にて融資する資金。	294百万円 (484件)
農業近代化資金	施設の設置、農機具・家畜の購入等農業を営む方をバックアップする資金。	485百万円 (4件)
中小企業融資制度資金	中小企業の皆さまが、事業経営に必要な資金を円滑に調達し、大きく飛躍していただくための低利融資制度。	55百万円 (11件)

※当会が取り扱っている制度資金の一部です。



## 地域密着型金融への取り組み

当会は、「いのちを育む農業を基本に据え、安全安心な生活環境・地域づくりを限りなく支援します」という経営理念に基づき、県下JAと一体となり長野県農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに、引き続き地域金融機関として地域社会、経済の持続的発展に貢献してまいります。

### 1. 農山村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援への取り組み

#### (1) 農業メインバンク機能強化への取り組み

- ① 長野県JAバンクでは、当会農業部での農業金融センター機能と県内JAでの実践力発揮により、地域農業のメインバンク機能強化に取り組んでおります。県下JAおよび当会に36名（平成28年4月1日現在）の「担い手金融リーダー」を設置し、個別連携を図るとともに、JAおよび当会役割分担に基づく計画的な訪問活動を継続実施し、担い手農業者の資金要請・経営相談対応等を通じた関係強化に取り組んでおります。
- ② 担い手農業者の多様化するニーズに対応できる人材確保に向け、担い手金融リーダーをはじめ、各融資担当者・営農担当者を対象に研修会を実施しており、平成27年度は延べ790名が受講しました。また、日本政策金融公庫農林水産事業の実施する「農業経営アドバイザー」資格取得に取り組み、平成27年度までの累計取得者は、当会19名・JA54名となっております。

#### (2) 長野県JAバンクの農業者向け資金

- ① 長野県JAバンクでは、農業者からの資金要請に対応するため各種農業資金をご用意しております。平成24年度には、農業経営に必要な運転資金の利便性確保を目的とした商品として「農業経営ローン（ゆたか）」、また農業者の生活資金をサポートすることを目的とした商品として「ワイドカードローン（みどり）」の新規取り扱いを開始しました。引き続き農業者ニーズの適切な把握に努め、商品力の拡充に取り組むとともに、全農長野県本部主催の「農機&資材フェスタ」等のイベントや新聞広告を通じたPRを行い、長野県の農業をバックアップしていきます。
- ② 農業資金の専門部署である当会農業部において、(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）資金をはじめとする、各種制度資金等の利用促進に向けて取り組んでおり、平成27年度の公庫資金新規受付金額は944百万円となっております。

### 《長野県JAバンクで取り扱う農業資金》



## 2. 担い手の経営のライフステージに応じた支援への取り組み

### (1) 新規就農者支援

- ① 長野県JAバンクでは、新規就農者の経営と生活をサポートするための、各種就農支援資金を取り扱っております。
- ② 研修受け入れ先への取組支援を通じ、新規就農者の独立就農を後押しするため、平成22年度よりJAバンクアグリ・エコサポート基金による「新規就農応援事業」を実施しており、平成27年度は同事業のうち、営農支援事業43件、研修支援事業15件の申請を農業者の方から受けております。



### (2) 経営不振農家の経営改善支援

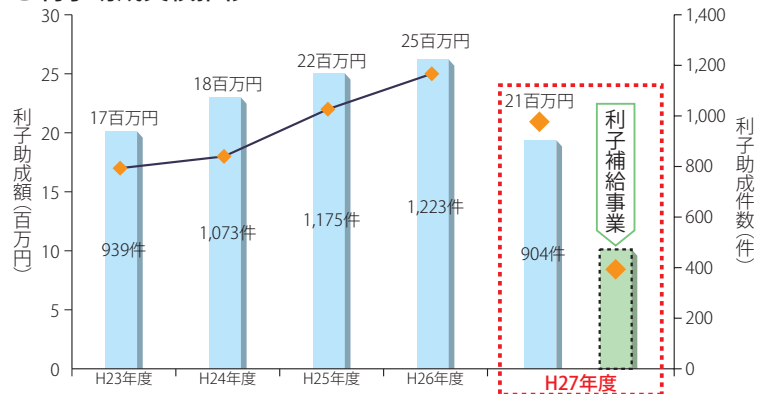
長野県JAバンクでは、負債整理資金の対応等、行政および関係機関と連携して経営不振農家の経営再建に向けた支援に取り組んでおります。

## 3. 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法への取り組み

### (1) 農業融資への利子助成の実施

農業経営の安定化・効率化を図る目的で、JAバンクアグリ・エコサポート基金による農業資金借入者への利子助成事業として「JAバンク利子助成事業」を実施しており、平成27年度は県下904件の申請事務の取り扱いとなっております。平成27年1月より、従来の「JAバンク利子助成事業」は「JAバンク利子補給事業」へと移行しました。当事業を通じて、農業者の方への支援を行っております。

● 利子助成実績推移



### (2) 農業法人向け資本供与

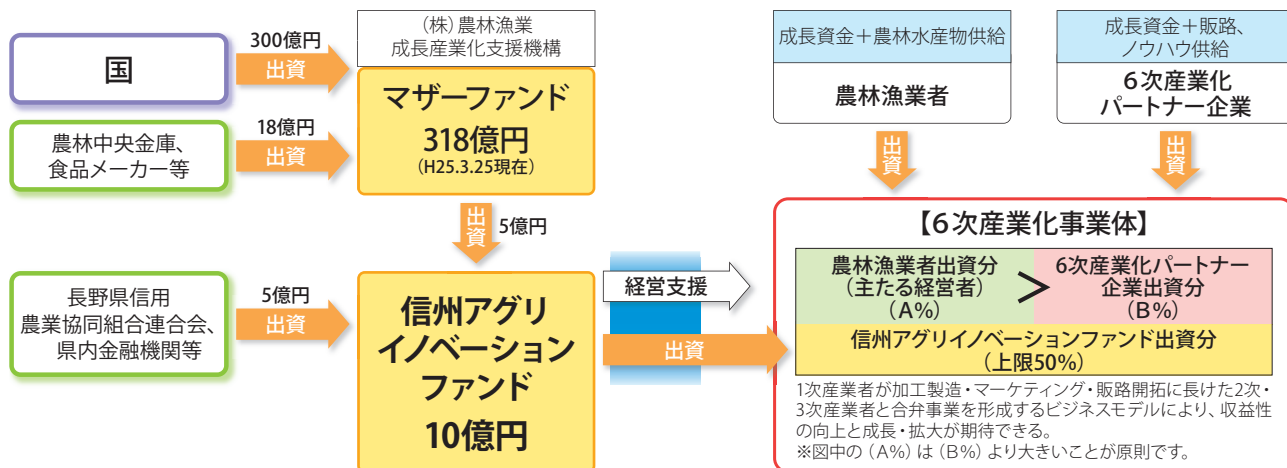
平成22年度より、アグリビジネス投資育成株式会社の農業法人に対する資本供与手法の一環である「アグリシードファンド」の活用に取り組んでおり、これまでの成約実績は7件・59百万円となっております。

6次産業化にかかる成長資本提供の手法の一環である「6次産業化ファンド」については、平成25年4月にJA全国グループによる広域ファンドとしての「JA・6次化ファンド（農林水産事業投資事業有限責任組合）」が設立され、また、平成25年7月には、当会と県内金融機関等により地域ファンドとして「信州アグリイノベーションファンド（略称＝SAIF）」を設立し、県内一次産業者と二次、三次産業者の連携支援に努めてまいりました。平成27年度には3案件が組成され累計で5案件となりました。

なお、長野県JAグループとしても、平成25年9月に県中央会・各連合会連携による「JA長野県6次産業化支援センター」を立ちあげ、県内一次産業者の6次産業化への取組支援や相談機能の強化に取り組んでおります。



## ●信州アグリイノベーションファンド概念図



## 4. 観光産業活性化に向けた近年の取り組み

平成20年度より信州キャンペーン実行委員会に加入し、構成団体の一員として観光の発展を図るため、県内全域を対象とした観光キャンペーンを展開しています。

平成27年度は「しあわせ信州観光キャンペーン」が実施され、観光関係者とともに、年間を通じて県内観光地のPRに努めました。

また、地元JAと協力し、宿泊業者等との組織的な連携を継続し、地域に根ざした観光振興に取り組むとともに、当会を含む県下10金融機関と(株)地域経済活性化支援機構等の出資により平成27年3月に設立された「ALL信州観光活性化ファンド」を通じて、県内の観光地に賑わいを取り戻すための地域活性化に取り組んでおります。

## 5. 経営改善支援・事業再生支援への取り組み

### 「信州再生支援ネットワーク会議」「信州みらい応援ファンド」

「信州再生支援ネットワーク会議」は、県内金融機関の企業再生ノウハウ共有と担当者間の連携強化を目的として平成22年5月に設立された会議体であり、当会も正会員として長野県信用保証協会や長野県中小企業再生支援協議会等と連携しつつ、経営改善支援・事業再生支援に積極的に取り組んでおります。

また、当会を含む信州再生支援ネットワーク会議メンバーと独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資により平成25年3月に創設された長野県版の中小企業再生ファンドである「信州みらい応援ファンド」を活用しながら、引き続き個別貸出先等の経営改善支援・事業再生支援に取り組んでまいります。

## 6. 中小企業の経営改善および地域活性化への取り組み

中小企業の経営の改善については、「金融円滑化にかかる基本的方針」に基づき、適切な業務遂行に向け、経営改善計画の策定支援や貸出条件の変更、新規貸出対応に取り組んでおります。

また、「環境保全型資金(エコローン、環境ビジネスローン)」や、「医療関連事業資金」、「介護・高齢者福祉関連資金」を制定し、地域の活性化に取り組んでおります。

### (1) 金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業協同組合等を基盤とする協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化を図る」ことを、地域金融機関としての存在意義、および社会的責任と認識しています。

平成25年3月末に中小企業等金融円滑化法の期限は到来しましたが、引き続き以下の方針に基づき、金融円滑化の取り組みに努めてまいります。

## 金融円滑化にかかる基本的方針

1. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等のご相談、およびお申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。また、お客さまの経験等に応じて、説明を適切かつ十分に行うように努めるとともに、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的、かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
2. 当会は、与信判断にあたって、過去の貸付条件対応等に関わらず、お客さまの事業の成長性や将来性等を勘案しつつ、実情に応じた検討や判断を行うよう努めてまいります。
3. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に、積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。また、上記対応のため、各担当者の能力向上に努めてまいります。
4. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件変更等のご相談・お申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件変更等のお申込みに、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換を行う等、連携に努めてまいります。
6. 当会は、金融円滑化にかかる体制として、「コンプライアンス委員会」でその対応を協議・管理するとともに、営業本部長を「金融円滑化管理責任者」とし、さらに、各営業店、および関係部署に、「金融円滑化管理担当者」を配置して、金融円滑化の方針等の徹底に努めてまいります。

平成28年3月末時点の金融円滑化にかかる取り組み状況は以下のとおりです。

(単位：件、百万円)

	債務者が中小企業者である場合		債務者が住宅資金借入者である場合	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1,666	81,429	0	0
うち、実行にかかる貸付債権	1,517	69,435	0	0
うち、謝絶にかかる貸付債権	94	8,015	0	0
うち、審査中の貸付債権	2	179	0	0
うち、取り下げにかかる貸付債権	53	3,798	0	0

※「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」施行時から基準日までの通算実績です。

## (2) 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

当会では、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しております。

引き続き、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

## 文化的・社会的貢献活動に関する事項

私たちは経営理念に基づき、地域に密着した事業を通じて、農業と自然を基本とした、みどり豊かな信州づくりを目指しております。

地域社会との信頼関係を築き、地域社会の一員としての責任を果たすため、本来の事業活動に加え、環境浄化の活動、地域文化・スポーツ活動への貢献、環境問題にも積極的に取り組んでまいりました。

これからも当会の経営理念に基づき、農村・地域・住民の方々本位のサービスに徹し、地域社会の発展に貢献してまいります。

### JAバンク食農教育応援事業



食農教育を中心とする教育実践活動を通じ、子どもの農業に対する理解の深耕、農業ファンづくりや地域の発展に貢献することを目的に、平成20年度から「JAバンク食農教育応援事業」に取り組んでおります。

JAバンクでは、「食農・環境保全・金融経済」をテーマとする小学生向けオリジナル教材本「農業とわたしたちの暮らし」と、補助教材DVDを県内の全小学校と特別支援学校8校に贈呈し、学校での体験学習等の取り組みにも協力しております。

また、JAバンクアグリ・エコサポート基金は、JA等が行う「食農・環境保全・金融経済」を共通のテーマとした教育活動に対して費用助成を行うことで、これらの取り組みを支援しております。

この費用助成を受けて各JAで取り組まれている農業体験事業を、地域にお住まいの皆さまに知っていただくため、平成28年4月よりテレビ番組内で紹介しています。

### 公益信託 自然ふれあい教育振興基金

自然とのふれあいによる子どもたちの豊かな人間形成のため、県内の小学校および特別支援学校の自然・環境への理解を深める活動に対し、助成を行っております。

主な助成対象事業は、農産物、特産品づくりの体験関連、自然観察・動物飼育関連、学校農園・花壇整備関連等です。

平成10年に1億円を拠出して公益信託（JA長野信連50周年記念自然ふれあい教育振興基金）を設定して以来、既に18回の助成を行い、18回目は、伝統野菜の栽培や米作り体験等を対象に19校、約5百万円の助成を行いました。これまでの助成は、延べ301校に対し約97百万円となりました。

平成28年3月には、信託財産として新たに30百万円の追加拠出を行い、小学校および特別支援学校への助成事業を今後も継続してまいります。



### 地域イベントへの協賛



#### 《キッズRUN!!》

長野運動公園陸上競技場で開催される「キッズRUN!!」は、マラソン・リレー・駅伝の各競技に県内の小学生ランナー600名以上が参加し、毎年熱戦が繰り広げられる大会です。

長野県JAバンクでは本大会への協賛を通じ、子どもたちのフェアプレー精神と健康な体の育成のお手伝いに取り組んでおります。

(開催日：平成27年10月25日)





## 《長野県J Aバンク presents ナガコレ》

「ナガコレ」は、「美」への意識の高い女性をターゲットに、県内の美容室・美容学校からなる実行委員会主催の「長野県美容文化の振興」、「地元の魅力・伝統文化の紹介・発信」、「地域・観光の活性化」を目的としたイベントで、2年目を迎える今年メインスポンサーとして協賛しました。  
(開催日：平成28年5月3日)

## 環境活動への取り組み

当会は、ISO14001認証取得（平成12年9月～平成21年9月）による環境活動実績を踏まえ、「長野県信連環境方針」を取り組みの基本指針とした「長野県信連 環境活動マニュアル」を定め、職員一人ひとりが環境保全への取り組みにおいて積極的に活動しております。

主な活動内容は再生紙の利用、電気使用量の削減、クールビズ・ウォームビズへの取り組み、さらには環境事業への支援等です。

「いのちを育む農業を基本に据え、安全安心な生活環境・地域づくりを限りなく支援します」という当会の経営理念の実践を進めるなかで、今後も地域金融機関として一層の環境保全に努めてまいります。

### 長野県信連 環境方針

長野県信連はJ Aと一体となり、総合金融サービス機能を備えた長野県J Aバンクとして事業展開を図るうえで、環境問題への取り組みが必須の要件であることを認識し、以下の環境方針を定め、継続的に環境活動に取り組みます。

#### 1. 農業と自然環境の保全

長野県信連は組織の基盤である農業＝自然環境の保全であるとの認識に立ち、農業の基本的価値を念頭において自然との調和共生を目指します。

#### 2. 環境関連法規等の順守

環境関連の法規制を順守しつつ環境保全活動に取り組みます。

#### 3. 職場や事業活動等における取り組み

金融機関としての事業活動を通じ、省資源・省エネルギーやリサイクルに持続的に取り組むとともに、会員・お客様への環境情報を発信します。

#### 4. 地域社会における取り組み

地域社会の一員として、地域・家庭での環境保全活動にも職員一人ひとりが自主的に取り組みます。

#### 5. 意識の向上

この「環境方針」を全役職員が共有するとともに、全員がそれぞれの立場で創意工夫による実行と認識の向上に努めます。

### 環境活動にかかる主な取組内容 平成28年4月～平成29年3月

グリーン購入法の基準に沿った用度品の購入	コピー用紙すべてを古紙配合率最高水準の用紙とする
紙類（コピー用紙）使用の削減	電気使用量削減 ・照明消灯の徹底 ・パソコン、コピー機の節電 ・エレベーター利用を減らす
植草・雑草駆除ボランティア参加	資源の有効活用 ・マイバッグ、マイ箸の使用

## 利用者ネットワーク

日頃、ご利用いただいている皆さまに有益な情報をご提供し、相互の交流を一層深める目的でさまざまな活動を行っております。

### 共栄会

融資のお取引をいただいている法人の皆さまを対象に、外部より講師を招いての経済セミナー、制度改正等時宜のテーマに沿った実務セミナーを開催して好評いただいております。

また、親睦会を通じ会員相互の交流によるネットワークづくりのお手伝いをしております。

### JA年金友の会



県下JAで年金をお受け取りいただいている約20万人の皆さまにより組織されているのが「JA年金友の会」です。

JA年金友の会では、旅行、芸能祭、スポーツ等さまざまなイベントを開催して会員の皆さまのいきがいや、仲間づくりのお手伝いをさせていただいております。

特にマレットゴルフについては、各JAでの大会のほか、県大会も実施し、会員の皆さまが日頃の練習の成果を発揮する機会であるとともに、交流の場ともなっております。

また、新たに年金を受給する皆さま等を対象に、県下4地区に年金相談員を置き、各JAの店舗において年金相談会を開催しております。

### 金融情報誌「JAmp」

情報誌「JAmp」を隔月で発行し、県内JAバンクの業務案内や最近の経済動向等、会員の皆さま向けに有益な情報をご提供しております。





# 業務のご案内

## 貯金業務

当会では、当座貯金、総合口座、貯蓄貯金をはじめとして各種定期貯金、定期積金等ご利用の目的や期間、金額等に応じてお選びいただけるさまざまな貯金を取り扱っております。

今後ともお客さまのニーズにお応えできる商品の開発に努めるとともに、地域金融機関として、身近にご利用いただけるよう取り組んでまいります。

また、当会では長野県の指定代理金融機関をはじめとし、各種税金、国民年金等の収納事務を通じて広く皆さま方にご利用をいただいております。当会を含む長野県JAバンクでは40の市町村において、指定金融機関（交代制を含みます）の役割を担っております。

## 商品のご案内

### ●主な貯金

貯金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座貯金	・小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1円以上
総合口座	・普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットした貯金です。お預けいただいた定期貯金の90%、最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	普通貯金、定期貯金のお預け入れ金額によります。
普通貯金 (含 決済用貯金)	・お財布代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。(決済用貯金には、お利息はつきません。)	期間の制限はありません。	1円以上
貯蓄貯金	・普通貯金と同様、簡単に出し入れできる貯金です。 ・残高に応じて5段階の金利が適用されます。	期間の制限はありません。	1円以上
納税準備貯金	・税金の納付に備えるための貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上
通知貯金	・1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上
定期貯金	期日指定定期貯金	・お利息が1年複利で計算される定期貯金です。 ・1年の据置期間後はお引出し自由、一部のお引出しもできます。	最長3年 1円以上 300万円未満
	スーパー定期	・おいからでもお預入れいただけます。 ・個人のお客さまの場合、満期日前にお利息を受け取ることができる利息分割受取型も選択できます。	1か月以上10年以下 1円以上
	大口定期貯金	・1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	1か月以上10年以下 1,000万円以上
	変動金利定期貯金	・市場金利に応じて6か月ごとに金利が変更となる貯金です。	2年・3年 1円以上
積立型貯金	グリーン積立	・毎月のお積立ては、期日指定定期貯金で有利に増やします。積立期間は自由でいざという時には一部のお支払機能もあります。	期間の制限はありません。 1円以上
	積立式定期貯金 満期型	・毎月のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	据置期間 1か月以上3年以下 積立期間 6か月以上10年以下 1円以上
財形貯金	一般財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引によるお積立てとなります。	3年以上 1円以上
	財形年金貯金	・退職後の生活に備えての資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上 1円以上
	財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上 1円以上
定期積金	・毎月一定額のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6か月以上5年以下	1,000円以上
譲渡性貯金 (NCD)	・大口資金の運用に適しています。また、満期日前に譲渡できます。	2週間以上5年以下	1,000万円以上

## ●長野県JAバンクオリジナルグッズ

JAバンク人気キャラクターである「ちょきんぎょ」と「ちょリス」。当会では毎年、キャンペーンにあわせて「ちょきんぎょ」と「ちょリス」グッズを制作し、多くのお客さまにご好評いただいております。



ちょリスカーサンシェード



ちょリスリバーシブルバッグ

## 融資業務

当会では、農業関連団体の皆さまをはじめ、地域経済を支える地元企業および事業者の皆さまの幅広い資金ニーズにお応えするべくさまざまな用途の資金をご用意し、生産活動・企業活動にご利用いただいております。

農業および地域経済の健全な発展に資することを当会の使命とし、経営のアドバイスや各種情報の提供に努め、金融の専門知識を身につけた営業担当者がご融資の相談にお応えしています。

また、長野県をはじめとする県内自治体・公社等が取り組む事業への融資を通じて、みどり豊かな住みよい「まち・むらづくり」に取り組んでおります。

## 商品のご案内

### ●農業者向けご融資

	ご利用いただける方	お使いみちなど	ご融資金額	ご返済期間および返済方法	保証・担保
アグリサポートローン	農業を営む個人・法人・団体等の皆さま	設備資金・長期運転資金（農業振興が目的となる事業資金）等にお使いいただけます。	個人…5,000万円以内 法人…1億円以内	最長15年 （資金のお使いみち等に応じてご相談のうえ決定しております。）	原則、長野県農業信用基金協会保証。必要により保証・担保を徴いたします。
		運転資金	3,000万円以内	1年以内 期日一括	
制度資金	農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金等各種制度資金を取り扱っております。				

### ●一般企業等法人向けご融資

	ご利用いただける方	お使いみちなど	ご融資金額	ご返済期間および返済方法	保証・担保
一般事業資金	事業を営まれている一般企業等の皆さま	設備資金・運転資金（長期・短期ならびに手形割引）および季節資金（決算・賞与資金等）等にお使いいただけます。	特に制限はありません。	資金のお使いみち等に応じてご相談のうえ決定しております。	原則として必要となりますが、ご相談のうえ決定しております。
環境保全型資金	環境保全のために必要な対策をとられる個人事業主・法人・団体の皆さまが、環境にやさしい製品を「買って、使う」を応援する「エコローン」。 環境保全のために必要な製品を製造・販売する企業、再生可能エネルギー発電事業を行う企業の皆さまが、環境にやさしい製品を「作って、売る」を応援する「環境ビジネスローン」。				
医療関連事業資金	最新医療技術の普及による地域の皆さまの生活向上を目的に、医療関連施設等の資金需要にお応えする資金。				
介護・高齢者福祉関連事業資金	地域の福祉・介護の充実による地域の皆さまの生活向上を目的に、介護・高齢者福祉関連事業を行う法人等の資金需要にお応えする資金。				
制度資金	県中小企業融資制度資金、農業近代化資金等各種制度資金を取り扱っております。				

※長野県信用保証協会保証による資金の取扱金融機関となっております。

●**個人向け融資** 長野県JAバンクの一員として、県下各JAの貸付ローンを補完する立場から取り扱いしております。

	ご利用いただける方	お使いみちなど	ご融資金額	ご返済期間および返済方法	保証・担保
住宅ローン	当会にお口座をお持ちの個人のお客さま	住宅の新築、増改築、住宅または土地の購入資金	最高5,000万円まで (一部制限あります)	最長35年(コースにより異なります)、元利均等毎月返済、元金均等毎月返済、ボーナス併用年2回等	必要に応じて当会指定保証機関の保証を受けていただきます。また、ご融資対象物件等を担保に差し入れていただきます。
マイカーローン		自動車・バイクの購入資金、運転免許取得資金、車庫の新改築資金、車検費用等	最高500万円まで (一部制限あります)	最長7年	必要に応じて当会指定保証機関の保証を受けていただきます。担保は不要です。
教育ローン		高校・大学・専門学校等の入学金、学費、生活費等	最高500万円まで (一部制限あります)	最長13年6カ月(在学中を据置きとすることができます)	

※金利は資金ごと固定・変動がご選びいただけます。詳しくは窓口へご相談ください。  
 ※その他各種ローンの取り扱いをしておりますので、商品内容等詳しくは窓口へご相談ください。

## 代理業務

当会は、農業者・農業関連団体の皆さまに、生産基盤の整備や農業生産力の増大および生産性の向上に必要な長期低利資金をご融資するため、(株)日本政策金融公庫等の受託金融機関として各種制度資金を取り扱うとともに、農業関連情報の提供や経営相談に応じております。

また、豊かな住環境づくりのため、独立行政法人住宅金融支援機構をはじめとする住宅関連制度資金を取り扱っているほか、(株)日本政策金融公庫の受託金融機関として教育ローンの取り扱いも行っております。

さらに、資産の運用相談・流動化等のニーズにお応えするため、信託契約代理業務の取り扱いを2店舗(本店営業部・松本営業部)で行っております。

## 商品のご案内

●**代理貸付業務**

政府系金融機関等の取扱窓口として、次の各機関の代理貸付業務を取り扱いしております。

金融機関等	資金名
(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業)	農業経営基盤強化資金(通称:スーパーL) 青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金 畜産経営環境調和推進資金、農林漁業施設資金 農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金 農林漁業セーフティネット資金 振興山村・過疎地域経営改善資金、中山間地域活性化資金 食品流通改善資金、乳業施設資金、特定農産加工資金 食品産業品質管理高度化促進資金(通称: HACCP 資金) 食品安定供給施設整備資金、新規用途事業等資金
独立行政法人住宅金融支援機構	災害復興住宅融資、地すべり等関連住宅融資、宅地防災工事融資 (大規模災害発生時等必要な場合に限る)
(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)	教育資金

### ●代理店業務等

農中信託銀行(株)の代理店として業務を取り扱っております。

取 扱 業 務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託契約代理店業務 【土地信託（処分型土地信託を除く）、特定贈与信託、公益信託、有価証券信託、金銭信託 ほか】</li> <li>・遺言信託代理店業務</li> </ul>

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務を受託しております。

取 扱 業 務	取 扱 業 務 の 内 容
小規模企業共済業務	加入申込受付ならびに掛金の受入 共済金等の支払事務

## 資金・証券業務

当会がお預かりした貯金はご融資のほか、農林中央金庫への預け金や有価証券投資等により運用しております。

有価証券への投資に際しては安全性、収益性、流動性を考慮し、国債等の債券運用を中心に、外貨建債券や株式投資、地方債の引き受け等に取り組んでおります。

また、長野県JAバンクの資金決済および貯金支払いの準備のため、所要資金の確保と安定した資金繰りに努めております。

## 証券窓販業務（国債／証券投資信託）

当会では、お客さまの多様化する資産運用ニーズに応えるため、国債および証券投資信託の窓口販売業務を2店舗（本店営業部・松本営業部）で行っております。

## 商品のご案内

### ●窓口販売

種類	内 容
長期・中期利付国債	国が発行する債券で、2年・5年・10年の期間で、お客さまのご希望する投資期間に合わせて選択ができます。発行時に設定された利率で利子が半年に1回支払われる固定利付型です。
個人向け国債	国が個人のお客さまを対象として発行する債券で、現在「個人向け国債（変動10年）」、「個人向け国債（固定5年・3年）」のタイプがあります。 「個人向け国債（変動10年）」は半年に1回支払われる利子の適用利率が、市場の実勢金利に応じて変動する変動利付型です。 「個人向け国債（固定5年・3年）」は発行時に設定された利率で利子が半年に1回支払われる固定利付型です。
投資信託	多くのお客さまからお申込みいただいた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が株式や債券等に分散して投資し、その成果をお客さまに還元する仕組みの商品です。 お客さまの投資目的、投資経験、リスク許容度等にあわせ、日本国内外の債券、株式、不動産等さまざまなファンドを取り扱いしております。



## JA指導・相談・研修業務

お客さまのニーズが多様化、高度化するなかで、JAに求められる機能役割も大きく変化してきております。当会では、お客さまのニーズにお応えするためにJA信用事業の機能の強化、拡充を図るべくJA指導を行うとともに、JAの総合力を活かした商品開発等の企画を行っております。

また、お客さまの財産づくりや生活設計等のご相談に応じる人材育成のため、税務、年金、法務、融資等の各種研修会をJA職員向けに実施し、お客さまのさまざまなご相談にお応えできる体制づくりに努めております。

さらに、多くのお客さまにJAを知っていただくとともに情報提供できるよう、ポスター、チラシの作成およびテレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを媒体とした広報活動も行っております。

## 為替／流通決済サービス

全国のJAをはじめ、すべての金融機関とオンラインで結び、振込・代金取立等が安全、迅速、確実にできる内国為替の取り扱いをしております。

また、給与・年金等のお受け取り、公金・公共料金の口座振替や全国の民間金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）との間でキャッシュカードによる相互支払サービス、各種クレジットカードとのキャッシング提携等、お客さまのお仕事や暮らしのなかで生じるさまざまな資金決済について各種サービスを提供しております。

項目	内容
自動送金サービス	毎月ご指定の日にお客さまのご指定口座から、ご指定の金額を自動的に送金いたします。1回の手続で、毎月確実に送金できます。
総合振込サービス	振込データを、インターネット網等を介して、または、記録媒体で送っていただくことにより、自動的にお振込いたします。
JAキャッシュサービス	当会のキャッシュカードがあれば県内および全国のJA・信連・農林中央金庫・セブン銀行・イーネットATM <sup>(※1)</sup> （ファミリーマート等）・ローソンATM <sup>(※1)</sup> ・ゆうちょ銀行・JFマリンバンク・三菱東京UFJ銀行のATM（現金自動預入・支払機）で現金のお引き出し・お預け入れ、残高照会ができます。また、漁協・都銀・信託銀行・地銀・第二地銀・信金・信組・労金のATMでは、現金のお引き出し、残高照会ができます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の各種年金、配当金等がお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取りに出かけられる手間も省け期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつかますので大変お得です。（決済用貯金には、お利息はつきません。）
各種自動支払サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、水道料等、普通貯金（決済用貯金・総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたしますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
クレジットカード（JAカード）	JAカードはJA独自の特典を備えた「JAならではの」クレジットカードです。ご旅行・お買い物・お食事等にご利用いただけるほか、現金が必要なときのキャッシングサービス、携帯電話料金および公共料金（一部を除く）のお支払いにもご利用いただけます。さらにお得なサービスが受けられるゴールドカード、ロードアシスタンスサービス付カードの取り扱いもしております。また、ICキャッシュカード機能とクレジット機能が一枚になった便利なJAカード（一体型）もご用意しております。
デビットカードサービス	当会のキャッシュカードでお買い物ができます。デビットカード加盟店で、端末機にカードを差し込み、暗証番号を入力するだけでお支払い代金がキャッシュレスで決済できます。また、お客さまには手数料は一切かかりません。

## 《JAバンクキャッシュカードならATMご利用手数料が無料》

長野県JAバンクでは、県下に約450台のATMを設置しており、JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまであれば、いつでもご利用手数料“無料”でご利用いただくことができます。またセブン銀行・イーネットATM<sup>(※1)</sup>(ファミリーマート等)・ローソンATM<sup>(※1)</sup>・ゆうちょ銀行・JFマリンバンク・三菱東京UFJ銀行のATMでも、一部の時間帯を除きご利用手数料“無料”でご利用いただけます。

また、平成28年1月よりコンビニATMのご利用時間を拡大。さらに便利にお使いいただけるようになりました。

(注) ご利用時間帯によっては、時間外手数料が必要となります。

(※1) コンビニエンスストア等の一部の店舗においては、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合等があります。「イーネットATMマーク」「ローソンATMマーク」をご確認のうえ、ご利用ください。



※写真はJAカード一体型(クレジットカードと一体型カードが一緒になった便利なカードです。)

## その他のサービス

ご自宅、オフィスに居ながら資金送金、残高照会等が行える「アンサーサービス」「JAネットバンク」等の取り扱いも行っております。

項目	内容
アンサーサービス	お客さまが現在お使いのOA機器(パソコン・ファクシミリ・プッシュホン)とJA長野県グループのコンピュータとを通信回線(電話回線)で結ぶことにより「資金の移動」や「お取引内容についての照会」を、オフィスに居ながらにしてスピーディーに行えます。
JAネットバンク	窓口やATMに行かなくても、ご自宅やお勤め先等のインターネットに接続されているパソコン、スマートフォン、携帯電話からアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会や振込・振替等の各種サービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。(一部休止する日、時間帯がございます。)
法人JAネットバンク	インターネットに接続されているパソコンから、振込や振替の資金移動、口座振替データや、総合振込・給与振込による複数件のお振込データを1回の操作でまとめて依頼できる伝送サービス等、豊富なメニューを用意しています。安心してご利用いただけるよう、電子証明書による認証や、不正送金防止に対して有効なスマートフォンによる二経路認証等、セキュリティが充実しています。
JAバンクでんさいサービス	「でんさい」とは、一般社団法人全国銀行協会が設立した株式会社全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)で取り扱われる電子記録債権のことです。JAバンクでは、「JAバンクでんさいサービス」を通じ、法人・個人事業主のお客さまにご利用いただけます。手形や振込に比べて、資金決済が安全で円滑に行う事ができ、ペーパーレスによるコスト削減や、業務の効率化に繋がります。
伝送サービス	給与振込、総合振込および口座振替の明細データの授受を、お客さまのパソコン操作により通信回線(電話回線)を介して行うことのできるサービスです。
少額投資非課税制度(NISA)	当会取り扱いの投資信託のうち、すべての株式投資信託(国内外の株式・債券等を投資対象とした20ファンド)に最長5年、最大600万円まで少額投資非課税制度をご利用いただけます。
教育資金一括贈与貯金	「JA教育資金贈与専用口座」を開設し、当該口座から教育資金を支払うことで、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用を受けることができます。
夜間金庫	毎日の売上代金を年中無休で、営業時間以外にもお預かりいたします。
貸金庫	貯金証書、有価証券、権利証等お客さまの重要な書類をお預かりいたします。

## ●主な手数料 ※各手数料にはいずれも消費税・地方消費税を含んでいます。

為替手数料					
(振込の手数料金額欄は 3万円未満／3万円以上 で表示)					
		同一店内あて	当会本支店・ 県内 J A あて	県外 J A あて	他行あて
振込	窓口利用	108円/324円	216円/432円	216円/432円	540円/756円
	自動送金利用	無 料	216円/432円	216円/432円	540円/756円
	A T M利用	無 料	108円/324円	108円/324円	432円/648円
	アンサー利用	無 料	108円/216円	108円/216円	216円/432円
	ネットバンク利用	無 料	108円/216円	108円/216円	216円/432円
	法人ネットバンク利用	無 料	108円/324円	108円/324円	432円/648円
代金取立		—	432円	(至急扱) 864円 (普通扱) 648円	
その他為替手数料					
送金・振込組戻料				1件	648円
不渡手形返却・取立手形組戻・取立手形店頭提示料				1通	648円

でんさい手数料					
		同一店内あて	当会本支店あて	県内外 J A あて	他行あて
発生記録	債務者請求	324円	324円	324円	648円
	債権者請求	324円	324円	324円	648円
譲渡記録		162円	162円	162円	324円
分割(譲渡)記録		324円	324円	324円	648円
変更記録			324円		
保証記録			324円		
支払等記録			324円		

C D・A T M利用手数料					
キャッシュカードの種類		利用時間帯		手数料	
当会のカード	平 日	お引出し	8:00～21:00	無 料	
		ご入金	8:00～19:00		
	土日祝日	お引出し	9:00～19:00		
		ご入金	9:00～19:00		
県内 J A のカード	平 日	お引出し	8:00～21:00	無 料	
		ご入金	8:00～19:00		
	土日祝日	お引出し	9:00～19:00		
		ご入金	9:00～19:00		
全国 J A のカード	平 日	お引出し	8:00～21:00	無 料	
		ご入金	8:00～19:00		
	土日祝日	お引出し	9:00～19:00		
		ご入金	9:00～19:00		
他行のカード	平 日	お引出し	8:00～8:45	216円	
			8:45～18:00	108円	
			18:00～21:00	216円	
	土日祝日	お引出し	9:00～19:00	216円	

手形・小切手発行手数料					
				署名鑑印刷無	署名鑑印刷有
小 切 手			1冊(50枚)あたり	648円	756円
約 束 手 形			1冊(25枚)あたり	432円	486円
為 替 手 形			10枚あたり	172円	—
自 己 宛 小 切 手			1枚あたり	540円	
署名鑑印刷新規・変更登録料			1署名鑑につき	5,400円	

その他の主な手数料				
両替	窓口	持込、受入枚数のいずれが多い方	1～100枚	無料
			101～300枚	108円
			301～500枚	216円
			501～1,000枚	324円
			1,001枚以上	千枚毎に324円を加算
	両替機	受取枚数	1～100枚	100円（当会キャッシュカードを差し込むことで、1日1回100枚まで無料）
		101～1,000枚	100円	
		1,001枚以上	200円	
残高証明発行	当会指定用紙（自動発行）			432円
	当会指定用紙（都度発行）			648円
	お客さまご指定の用紙			648円
	監査法人さまからのご依頼			2,160円
取引履歴明細表発行手数料	1通につき（取引店毎、取引種類毎に通数を計算します。なお、流動性貯金は、1口座につき1通とします。）			648円
個人ICキャッシュカード発行	1枚あたり			無料
法人ICキャッシュカード発行	1枚あたり			1,080円
キャッシュカード再発行	1枚あたり			1,080円
証書再発行	1枚あたり			1,080円
通帳再発行	1冊あたり			1,080円
自動送金サービス申込	1申込あたり			108円
国債・投資信託	保護預り兼振替決済口座管理手数料			無料
夜間金庫使用料	月額			2,160円
貸金庫使用料	タイプにより年額			3,240円～14,040円
個人情報利用目的の通知・開示請求手数料	請求1件あたり			864円

融資関連手数料				
不動産担保事務手数料	新規設定	事業資金他	1契約	32,400円
		個人ローン	1契約	16,200円
	追加設定	事業資金他	1契約	32,400円
		個人ローン	1契約	16,200円
	極度額変更・債務引受等変更契約		1契約	16,200円
	一部解除		1契約	16,200円
	全部解除		—	無料
	担保解除関係書類再発行		1件	10,800円
条件変更手数料	事業資金他	1件	5,400円	
	個人ローン	1件	4,320円	
融資証明書発行手数料			1通	1,080円

## ホームページのご案内

当会を紹介するホームページを開設し、ディスクローズに積極的に取り組んでおります。当会の組織概要や財務情報等を掲載しております。長野県JAバンクのホームページともども、是非ご覧ください。

### 長野県信連ホームページURL

<http://www.naganoken-jabank.or.jp/kenshinren/>

### 長野県JAバンクホームページURL

<http://www.naganoken-jabank.or.jp/>

長野県JAバンクホームページでは、各種商品ラインアップや各種マネーシミュレーション、お近くのJA店舗、ATM機器設置場所等のご照会およびネットバンク取引（事前にお申込みが必要です）がご利用いただけます。また、長野県JAバンク会員の各JAホームページへのリンクもございます。



# 組織等について

## 役員 (平成28年7月現在)

### ●経営管理委員会

会長 雨宮 勇      副会長 豊田 実

#### 経営管理委員

由井 和行   坂下 隆行   御子柴茂樹   田内 市人   高橋 徳   伊藤 茂  
 山田 高司   神農 佳人   竹内 史朗   牧 良一   江口 栄光   櫻沢 和美

### ●理事会

代表理事理事長 小松 伸治      代表理事専務 (管理本部長) 西沢 雄一      常務理事 (JA/バンク本部長) 武村 勉      常務理事 (運用本部長・営業本部長) 上條 俊夫

### ●監事会

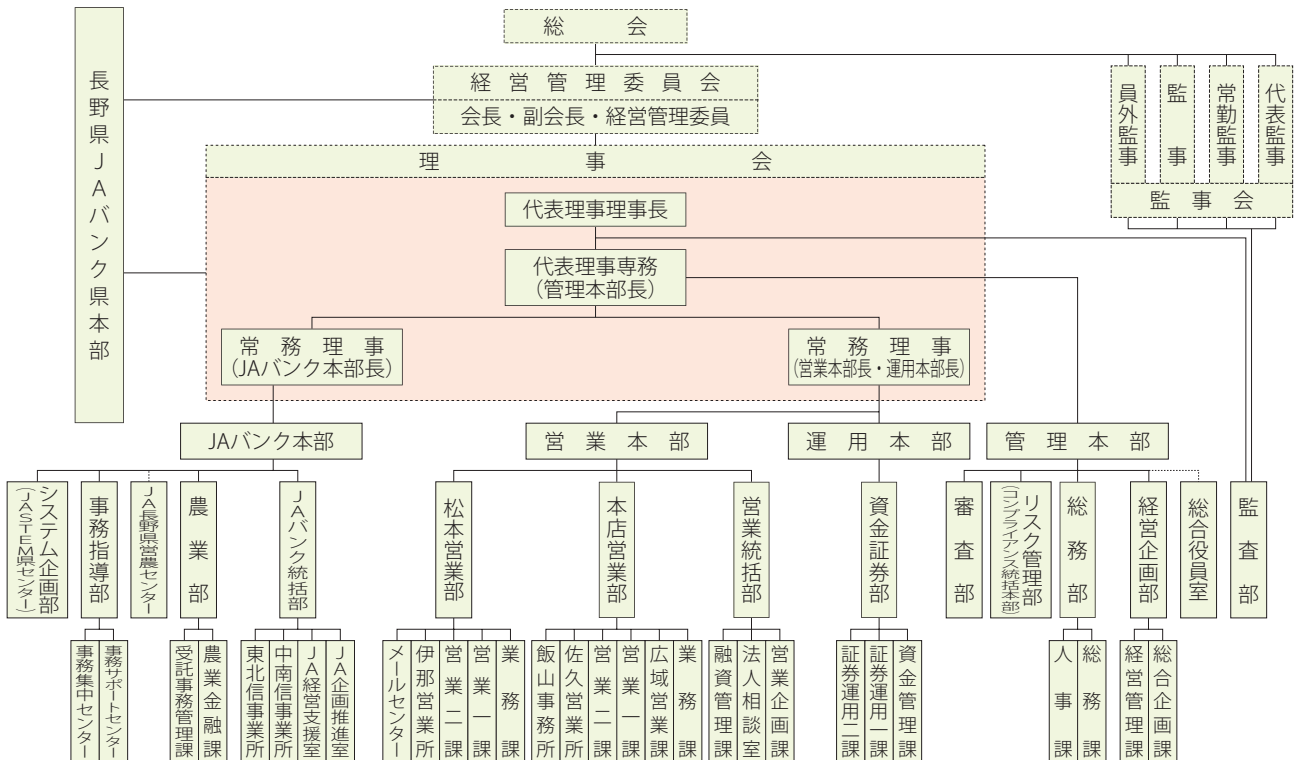
代表監事 千國 茂      監事 井出 健      常勤監事 金子 保      員外監事 井口 秀昭

## 職員数

区分	平成27年3月末	平成28年3月末
男子職員	161人	156人
女子職員	83人	79人
常勤嘱託	21人	24人
合計	265人	259人

## 当会組織図 (平成28年7月現在)

### ●組織機構図



## 沿革

当会は、大正2年「有限責任長野県信用組合联合会」として設立され、県庁農商課に事務所を置き業務を開始しました。

昭和17年「保証責任長野県信用販売購買利用組合联合会」、翌昭和18年「長野県農業会」に改組し、昭和23年、農業協同組合法に基づいて設立された県下農協の総意により「長野県信用農業協同組合連合会」として、農業、農家の復興を目指してスタートしました。

以来地域の皆さまのご支援、ご協力をいただき今日に至っています。



大正 2年 2月	産業組合法による「有限責任長野県信用組合联合会」設立	6年10月	国債等窓口販売業務開始
2年 4月	事業開始（県庁農商課内）	7年 8月	長野県市場公募債引受シンジケート団加入
4年 3月	「保証責任長野県信用組合联合会」に変更	9年 3月	アンサーサービス取扱開始
昭和17年 3月	「保証責任長野県信用販売購買利用組合联合会」に改組	9年 6月	信託代理店業務開始
18年11月	「長野県農業会」に改組	10年10月	公益信託「J A長野信連50周年記念自然ふれあい教育基金」認可
23年 8月	農業協同組合法による「長野県信用農業協同組合連合会」設立	10年12月	投資信託窓口販売業務開始
29年 4月	農林漁業金融公庫（現（株）日本政策金融公庫（農林水産事業））業務開始	11年 6月	貯金量2兆円達成
31年 9月	長野県から農業金庫の指定を受ける	12年 9月	ISO14001取得
36年 7月	住宅金融公庫（現 独立行政法人住宅金融支援機構）業務開始	12年10月	デビットカード取扱開始
39年 4月	長野県指定代理金融機関の指定を受ける 飯山市指定金融機関の指定を受ける	12年12月	FAX・OCRによる為替集中処理システム稼働
41年 7月	内国為替業務取扱開始	13年 7月	経営管理委員会制度導入
42年 8月	県庁内事務所を開設	13年11月	J Aネットバンク取扱開始
44年12月	貯金量1千億円達成	13年12月	印鑑照合システム運用開始
54年 1月	貯金量5千億円達成 総合オンラインシステム稼働	14年 1月	長野県 J Aバンク 県本部設立
55年 4月	年金相談所開設 手形センター開設	15年 1月	口座振替依頼書集中管理システム稼働
58年 4月	協同クレジットカード（J Aカード）取扱開始	15年 5月	郵貯（ゆうちょ銀行）オンラインネット提携開始
59年12月	貯金量1兆円達成	18年 5月	J A S T E Mシステムへの移行
61年12月	国債等代理窓販業務開始	18年 5月	セブン銀行とのATM提携開始
63年10月	J A長野県ビル竣工	18年10月	ICキャッシュカード生体認証付き取扱開始
平成元年12月	貯金量1兆5千億円達成	19年 4月	長野県 J Aバンクローン審査センター設置
2年 7月	都銀・地銀等とのキャッシュサービス提携開始	20年 7月	J AバンクATM顧客手数料の全国一律無料化
3年 4月	サンデーバンキング開始	22年10月	東信支店、諏訪支店、南信支店 廃止 佐久営業所、伊那営業所 設置
3年 6月	日銀歳入金窓口受入れ取扱開始	22年11月	インターネット伝送サービス取扱開始
5年 4月	メールセンター開設	23年 7月	印鑑照合システムの全国印鑑システム移行
5年 5月	信用情報系システム稼働	24年 4月	遺言信託代理店業務取扱開始
5年10月	日銀歳入金復代理店業務開始	25年 3月	統一事務手続の制定完了
		25年 7月	「信州アグリイノベーションファンド」共同設立
		27年 6月	J A直売所クーポン券付き定期貯金「マルシェ」の販売開始
		27年10月	貯金量2兆5千億円達成

## 店舗の所在地 (平成28年7月現在)

### ◆本店

〒380-0826

長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3

☎026 (236) 2058 (代表) / (236) 2110 (本店営業部)



### ◆松本営業部

〒390-0815

長野県松本市深志1丁目4番1号

☎0263 (35) 3125

### ◆飯山事務所

〒389-2292

長野県飯山市大字飯山1110番地1号  
(飯山市役所庁舎内)

☎0269 (62) 3101

### ◆佐久営業所

〒385-0022

長野県佐久市岩村田5037番地10

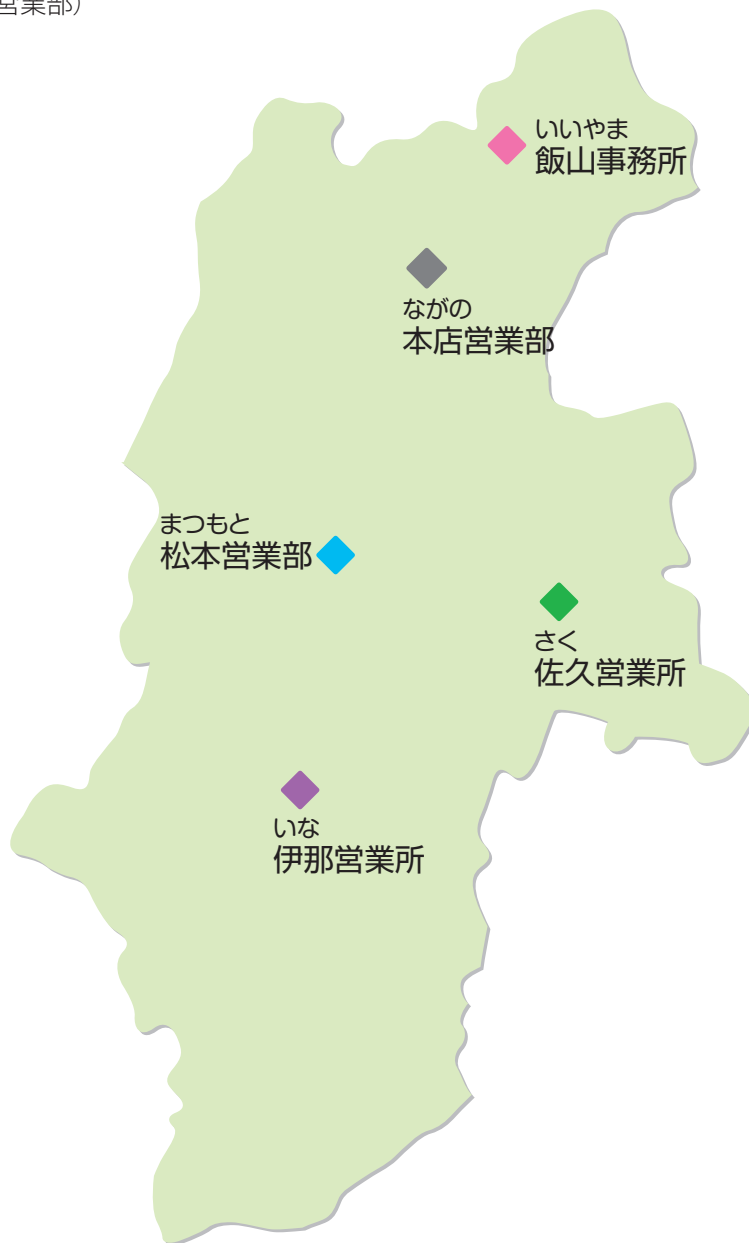
☎0267 (68) 7460

### ◆伊那営業所

〒396-0014

長野県伊那市狐島4381番地

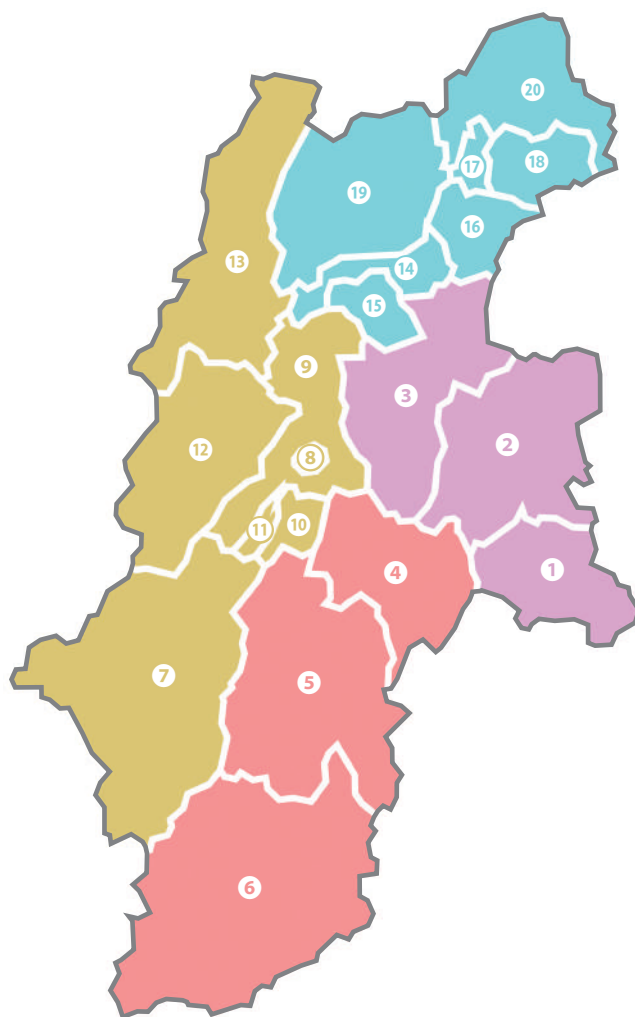
☎0265 (74) 1620



## 特定信用事業代理業者の状況 (平成28年7月現在)

該当する取引はありません。

## 長野県JAバンクエリアMAP (平成28年7月現在)



	名 称	郵便番号	住 所
①	JA長野八ヶ岳	384-1305	南佐久郡南牧村大字野辺山106-1
②	JA佐久浅間	385-8585	佐久市猿久保882
③	JA信州うえだ	386-8668	上田市大手2-7-10
④	JA信州諏訪	392-8578	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841
⑤	JA上伊那	396-8510	伊那市狐島4291
⑥	JAみなみ信州	395-0192	飯田市北方3852-22
⑦	JA木曾	397-0001	木曾郡木曾町福島3807-1
⑧	JA松本市	390-0815	松本市深志2-1-1
⑨	JA松本ハイランド	390-8555	松本市南松本1-2-16
⑩	JA塩尻市	399-0795	塩尻市大門六番町3-56
⑪	JA洗馬	399-6493	塩尻市大字洗馬2720-3
⑫	JAあづみ	399-8283	安曇野市豊科4270-6
⑬	JA大北	398-0002	大町市大町字光明寺3091-1
⑭	JAグリーン長野	388-8007	長野市篠ノ井布施高田961-2
⑮	JAちくま	387-8521	千曲市大字鋳物師屋200
⑯	JA須高	382-8587	須坂市大字小山1253-5
⑰	JA中野市	383-8588	中野市三好町1-2-8
⑱	JA志賀高原	381-0401	下高井郡山ノ内町大字平穏2841-4
⑲	JAながの	380-0936	長野市大字中御所字岡田131-14
⑳	JA北信州みゆき	389-2253	飯山市大字飯山3567



財務諸表	54	その他の諸指標	75
貸借対照表	54	利益率、経営諸指標	75
損益計算書	55	出資金の推移	75
剰余金処分計算書	55	代理業務	75
平成26年度注記表	56	代理貸付残高	75
平成27年度注記表	61	自動機	75
貯金	66	現金自動機器設置台数	75
科目別貯金平均残高	66	自己資本の充実の状況	76
定期貯金残高	66	自己資本の充実の状況（単体）	76
貸出金	66	1. 自己資本の状況	76
科目別・貸出先別貸出金平均残高	66	2. 信用リスクに関する事項	80
貸出金の金利条件別内訳残高	66	3. 信用リスク削減手法に関する事項	83
貸出金の担保別内訳残高	67	4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の リスクに関する事項	84
債務保証の担保別内訳残高	67	5. 証券化エクスポージャーに関する事項	85
貸出金の使途別内訳残高	67	6. オペレーショナル・リスクに関する事項	88
貸出金業種別残高	67	7. 出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項	88
主要な農業関係の貸出金残高	68	8. 金利リスクに関する事項	89
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	68	連結情報	90
貸出金償却額	68	グループの概況	90
リスク管理債権等の状況	69	子会社等の状況	90
リスク管理債権の状況	69	事業の概況	90
金融再生法に基づく開示債権の額と保全状況	69	最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	91
元本補てん契約のある信託に係る貸出金の リスク管理債権の状況	69	連結貸借対照表	91
有価証券	70	連結損益計算書	92
種類別有価証券平均残高	70	連結剰余金計算書	92
商品有価証券種類別平均残高	70	連結キャッシュ・フロー計算書	93
保有有価証券の利回り	70	平成26年度連結注記表	94
有価証券残存期間別残高	70	平成27年度連結注記表	99
外貨建資産残高	70	財務諸表の適正性等にかかる確認	104
有価証券の時価情報等	71	連結事業年度のリスク管理債権の状況	104
1. 有価証券	71	事業の種類別情報	104
2. 金銭の信託	71	自己資本の充実の状況（連結）	104
3. デリバティブ取引等（デリバティブ取引、 金融等デリバティブ取引、有価証券関連 店頭デリバティブ取引）	71	1. 連結の範囲に関する事項	104
損益の状況	72	2. 自己資本の状況	105
最近の5事業年度の主要な経営指標	72	3. 信用リスクに関する事項	108
業務純益	72	4. 信用リスク削減手法に関する事項	110
利益総括表	72	5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の リスクに関する事項	111
資金運用収支の内訳	73	6. 証券化エクスポージャーに関する事項	112
受取・支払利息の増減額	73	7. オペレーショナル・リスクに関する事項	114
経費の内訳	73	8. 出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項	114
役員等の報酬体系	74	9. 金利リスクに関する事項	114
1. 役員	74	索引	115
2. 職員等	74		
3. その他	74		

※金額は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示していますので、合計が一致しないことがあります。

# 財務諸表

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)	科 目	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)
<b>■資産の部</b>			<b>■負債の部</b>		
現 金	1,483	1,490	貯 金	2,392,380	2,458,359
預 け 金	1,138,585	1,192,510	当 座 貯 金	16,485	17,627
系 統 預 け 金	1,138,334	1,192,337	普 通 貯 金	46,724	42,149
系 統 外 預 け 金	250	172	貯 蓄 貯 金	101	103
金 銭 の 信 託	44,632	42,654	通 知 貯 金	12,350	15,304
有 価 証 券	1,026,689	1,042,563	別 段 貯 金	10,216	9,340
国 債	537,898	555,106	定 期 貯 金	2,306,017	2,373,346
地 方 債	76,348	74,712	定 期 積 金	485	489
社 債	116,377	114,813	譲 渡 性 貯 金	1,500	20,084
外 国 証 券	163,128	148,479	借 用 金	55,000	61,000
株 式	11,477	9,882	代 理 業 務 勘 定	19	13
そ の 他 証 券	121,459	139,569	そ の 他 負 債	3,989	5,813
貸 出 金	361,015	386,783	資 産 除 去 債 務	88	90
手 形 貸 付	11,237	11,368	未 払 費 用	2,801	2,800
証 書 貸 付	249,036	260,675	そ の 他 の 負 債	1,100	2,922
当 座 貸 越	24,794	24,526	諸 引 当 金	7,407	7,961
金 融 機 関 貸 付	75,174	89,148	相 互 援 助 積 立 金	5,948	6,036
割 引 手 形	773	1,065	賞 与 引 当 金	80	77
そ の 他 資 産	5,232	7,889	退 職 給 付 引 当 金	1,333	1,425
未 収 収 益	2,834	2,909	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44	59
そ の 他 の 資 産	2,397	4,979	特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	-	361
有 形 固 定 資 産	1,826	1,847	繰 延 税 金 負 債	20,788	20,311
建 物	589	558	債 務 保 証	2,964	2,635
土 地	1,068	1,112	負 債 の 部 合 計	2,484,051	2,576,180
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	169	176	<b>■純資産の部</b>		
無 形 固 定 資 産	77	104	出 資 金	45,623	48,474
ソ フ ト ウ ェ ア	68	95	(うち後配出資金)	(32,608)	(35,269)
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	9	9	回 転 出 資 金	11,456	9,239
外 部 出 資	116,045	116,054	資 本 準 備 金	0	0
系 統 出 資	114,301	114,301	再 評 価 積 立 金	31	31
系 統 外 出 資	1,218	1,226	利 益 剰 余 金	90,546	95,712
子 会 社 等 出 資	525	525	利 益 準 備 金	37,600	40,000
債 務 保 証 見 返	2,964	2,635	そ の 他 利 益 剰 余 金	52,946	55,712
貸 倒 引 当 金	△7,694	△7,370	経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	7,800	10,600
			特 別 積 立 金	31,000	31,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金	14,146	14,112
			(うち当期剰余金)	(11,778)	(10,306)
			会 員 資 本 合 計	147,659	153,458
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	59,148	57,523
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	59,148	57,523
			純 資 産 の 部 合 計	206,808	210,982
資 産 の 部 合 計	2,690,859	2,787,162	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,690,859	2,787,162

## ●損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
経常収益	41,489	35,770
資金運用収益	28,827	29,254
(うち預け金利息)	(5,103)	(5,155)
(うち有価証券利息)	(9,058)	(9,551)
(うち引当金)	(14,662)	(14,545)
役務の取引等	262	246
(うちその他)	7,886	4,646
(うちその他)	4,511	1,621
(うちその他)	(1,516)	(167)
経常費用	29,809	25,304
資金調達費用	14,355	14,741
(うち貯蓄金利息)	(13,893)	(14,285)
(うち引当金)	405	294
(うち引当金)	8,178	4,088
(うち引当金)	4,103	4,578
(うち引当金)	2,766	1,600
(うち引当金)	(13)	(235)
(うち引当金)	(2,665)	(1,164)
経常利益	11,679	10,465
特別利益	0	0
特別損失	0	10
税引前利益	11,679	10,455
法人税、住民税及び市町村民税、法人住民税、個人所得税	6	6
法人住民税、個人所得税	△105	142
法人住民税、個人所得税	△99	149
当期繰越剰余金	11,778	10,306
当期首繰越剰余金	2,439	3,806
会計方針の変更による累積的影響額	△70	—
会計方針の変更を反映した当期首繰越剰余金	2,368	—
当期末処分剰余金	14,146	14,112

- (注) 1. 資金運用収益の「(うち預け金利息)」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。  
2. 資金調達費用の「(うち貯蓄金利息)」には、支払奨励金が含まれています。

## ●剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成26年度	平成27年度
当期末処分剰余金	14,146	14,112
剰余金処分額	10,340	10,293
利益準備金	2,400	2,100
任意積立金	2,800	3,100
経営基盤安定化積立金	2,800	3,100
出資配当金	840	887
普通出資に対する配当金	381	390
後配出資に対する配当金	458	496
事業分量配当金	4,300	4,206
次期繰越剰余金	3,806	3,818

- (注) 1. 出資配当率 平成26年度 平成27年度  
①普通出資配当率 3.0% 3.0%  
②後配出資配当率 1.5% 1.5%
2. 事業分量配当金の分配の基準  
①普通特配  
中途解約を除く1カ年定期貯金の計算期間平均残高から、当座貸越、1カ年定期貯金担保手形貸付及び地方公共団体等貸付原資(平成17年4月28日制定の「地方公共団体等転貸資金貸出要項」によるものを除く。)の期間中平均残高を控除した額に対し  
平成26年度 平成27年度  
0.11% 0.11%
- ②特別特配  
ア. 対象  
長野県JAバンク支援制度加入農業協同組合  
イ. 対象貯金  
普通特配と同じ  
ウ. 配当率 平成26年度 平成27年度  
0.09% 0.08%
3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。  
経営基盤安定化積立金  
①目的  
一層の自己資本の充実とJAの経営安定化等県下信用事業の基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えて積み立てる。  
②積立目標額  
特別積立金の残高に達するまでの額  
③取崩基準  
総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができる。

# ●平成26年度 注記表

## 1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
  - ・売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……………原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・その他有価証券
    - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しております。
 

建 物	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～50年であります。
建物以外	定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は3年～60年であります。
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
  - ① 貸倒引当金
 

貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立上不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,018百万円であります。
  - ② 賞与引当金
 

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
  - ③ 退職給付引当金
 

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
  - ④ 役員退職慰労引当金
 

役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
  - ⑤ 相互援助積立金
 

相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要領に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (10) 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (11) 消費税等の会計処理
 

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する事項

- 「退職給付に関する会計基準」等の適用
- 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
- 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当年度の期首の利益剰余金に加減しております。
- この結果、当年度の期首の退職給付引当金が70百万円増加し、利益剰余金が70百万円減少しております。また、当年度の経常利益及び税引前当期利益は、それぞれ56百万円減少しております。

## 3. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,334百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
 

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	20百万円	17百万円	37百万円
オペレーティング・リース	9百万円	6百万円	16百万円
- (3) 貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,745百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に15,594百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は、次のとおりであります。
 

子会社等に対する金銭債権の総額	—百万円
子会社等に対する金銭債務の総額	5,056百万円
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額 該当ありません。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額は18百万円、延滞債権額は9,864百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を貸出しで貸出金以外の貸出金であります。
- (8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は68百万円あります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。



- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は115百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,066百万円であります。  
なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (11) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、773百万円であります。
- (12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、106,924百万円であります。
- (13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金51,970百万円が含まれております。
- (14) 借入金は、すべて他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

#### 4. 損益計算書に関する事項

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 5百万円   |
| うち事業取引高             | 5百万円   |
| うち事業取引以外の取引高        | —百万円   |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 505百万円 |
| うち事業取引高             | 505百万円 |
| うち事業取引以外の取引高        | —百万円   |
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は333百万円であります。
- (4) 貸出金償却・その他の経常費用及びその他の経常収益には、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等としてすでに債権額から直接減額した債権のうち、売却した債権額等に伴って発生する費用及び収益がそれぞれ含まれており、その金額は貸出金償却2百万円、その他の経常費用1,580百万円、その他の経常収益1,471百万円であります。また、その他の経常費用には、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権のうち、売却した債権の売却費用が含まれますが、引当金戻入額と相殺して表示しております。相殺した金額は111百万円であります。
- (5) その他の経常費用には、JAの信用事業の基盤強化に資する対策として、JA向け信用基盤強化対策費603百万円及び融資伸長対策費390百万円が含まれております。

#### 5. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針  
当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。  
JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事業拠点のある県外企業などに貸付を行っております。  
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク  
当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
借入金は、自己資本増強の一環として、会員である県内のJAから借り入れた期限付及び永久劣後特約付借入金であります。  
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものであります。  
デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理  
当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。  
「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。  
与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。  
また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。  
上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。
- b 市場リスクの管理  
当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。  
このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量等を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。  
また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。  
なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。  
当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。  
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,773百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
- c 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。  
特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。  
適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。  
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,138,585	1,137,812	△ 772
金銭の信託			
運用目的	6,000	6,000	—
その他目的	38,632	38,632	—
有価証券			
その他有価証券	1,026,689	1,026,689	—
貸出金			
貸倒引当金	361,015		
△ 7,581			
貸倒引当金控除後	353,434	357,935	4,501
資 産 計	2,563,341	2,567,070	3,728
貯 金	2,393,880	2,392,308	△ 1,572
借入金	55,000	55,000	—
負 債 計	2,448,880	2,447,308	△ 1,572
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(82)	(82)	—
デリバティブ取引計	(82)	(82)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 1,500 百万円を含めております。  
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格又は金融機関等から提示された価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引(為替予約)であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として外部出資があり、貸借対照表計上額 116,045 百万円は、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,138,585	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	73,678	86,510	91,007	149,339	86,711	423,033
貸出金	65,598	29,661	35,009	25,948	38,527	165,323
合 計	1,277,862	116,172	126,017	175,288	125,238	588,356

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く) 7,174 百万円については「1年以内」に含めております。  
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 946 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,383,366	8,046	488	287	88	103
譲 渡 性 貯 金	1,500	—	—	—	—	—
借 入 金	—	—	10,000	—	—	45,000
合 計	2,384,866	8,046	10,488	287	88	45,103

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。  
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金 45,000 百万円については、「5年超」に含めております。

## 6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	国 債	512,960	537,898	24,938
	地 方 債	72,927	76,348	3,420
	政府保証債	14,167	14,585	417
	金 融 債	13,500	13,573	72
	社 債	110,949	115,171	4,221
	外 国 証 券	135,341	155,588	20,246
	株 式	5,256	11,399	6,142
	受 益 証 券	58,691	79,262	20,570
投 資 証 券	2,518	3,646	1,127	
小 計	926,314	1,007,472	81,157	
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	社 債	1,208	1,206	△ 2
	外 国 証 券	7,555	7,539	△ 15
	株 式	86	78	△ 8
	受 益 証 券	10,484	10,392	△ 91
小 計	19,334	19,217	117	
合 計	945,649	1,026,689	81,039	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債22,410百万円を差し引いた金額58,629百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	336,632百万円	3,999百万円	1,289百万円
株 式	485	72	0
その他	6,054	374	—
合 計	343,173	4,447	1,290

## 7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	6,000百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	—百万円

② その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	38,632百万円	37,914百万円	717百万円	794百万円	△ 76百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債198百万円を差し引いた金額519百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

## 8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,656百万円
勤務費用	139百万円
利息費用	19百万円
数理計算上の差異の当期発生額	56百万円
退職給付の支払額	△ 247百万円
期末における退職給付債務	2,624百万円

b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,354百万円
期待運用収益	7百万円
事業主からの拠出額	71百万円
退職給付の支払額	△ 141百万円
期末における年金資産	1,291百万円

c 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

年金資産	△ 1,291百万円
	△ 1,291百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,624百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,333百万円

退職給付引当金	1,333百万円
前払年金費用	—百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,333百万円

d 退職給付に関連する損益

勤務費用	139百万円
利息費用	19百万円
期待運用収益	△ 7百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	56百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	208百万円

e 年金資産の内訳	
年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率	
現金および預金	100%
合計	100%
f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。	
g 数理計算上の計算基礎に関する事項	
期末における主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表しております)	
割引率	0.498%
長期期待運用収益率	0.538%

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、26百万円となっております。また、存続組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、393百万円となっております。

## 9. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等	
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,705百万円
貸出金償却超過額	769百万円
退職給付引当金超過額	368百万円
相互援助積立金	1,645百万円
支払奨励金未払費用	579百万円
繰越欠損金	2,384百万円
その他	263百万円
繰延税金資産小計	7,716百万円
評価性引当額	△ 5,889百万円
繰延税金資産合計(A)	1,826百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 22,608百万円
その他	△ 7百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 22,615百万円
繰延税金負債の純額(A) + (B)	△ 20,788百万円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.61%
(調整)	
交際費等損金不算入項目	0.12%
事業分量配当金等	△ 11.94%
評価性引当額の増減	△ 3.01%
繰越欠損金	△ 13.56%
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の減額修正	△ 0.03%
その他	△ 0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 0.85%



# ●平成27年度 注記表

## 1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
  - ・売買目的有価証券……………時価法(売却原価は移動平均法により算定)
  - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……………原価法(売却原価は移動平均法により算定)
  - ・その他有価証券
    - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しております。
 

建 物	定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～50年であります。
建物以外	定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は3年～60年であります。
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
  - ① 貸倒引当金
 

貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立上不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,137百万円であります。
  - ② 賞与引当金
 

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
  - ③ 退職給付引当金
 

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
  - ④ 役員退職慰労引当金
 

役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
  - ⑤ 相互援助積立金
 

相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要領に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
  - ⑥ 特例業務負担金引当金
 

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

(追加情報)

特例業務負担金引当金については、将来、支出額を費用計上し、将来負担見込額を貸借対照表に注記する方法によっておりましたが、財務内容をより健全化するため、当年度より特例業務負担金引当金として負債に計上する方法に変更しております。この変更により、経常利益および税引前当期利益は、従来の方法によった場合に比べ361百万円減少しております。
- (9) 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (10) 消費税等の会計処理
 

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

## 2. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,352百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
 

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	15百万円	14百万円	29百万円
オペレーティング・リース	7百万円	7百万円	15百万円
- (3) 貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,716百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に有担保が8,253百万円、無担保が5,191百万円、合計13,440百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は、次のとおりであります。
 

子会社等に対する金銭債権の総額	一百万円
子会社等に対する金銭債務の総額	4,517百万円
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額 該当ありません。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額は24百万円、延滞債権額は9,261百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は30百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,315百万円あります。
 

なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (11) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,065百万円であります。
- (12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、107,412百万円であります。
- (13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付金49,970百万円が含まれております。
- (14) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金55,000百万円が含まれております。

### 3. 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 4百万円  
うち事業取引高 4百万円  
うち事業取引以外の取引高 ー百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 377百万円  
うち事業取引高 377百万円  
うち事業取引以外の取引高 ー百万円
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は97百万円であります。
- (4) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。
- | 主な用途 | 種類  | 場所  | 減損損失 |
|------|-----|-----|------|
| 遊休資産 | 建物等 | 小諸市 | 9百万円 |
- 業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングしており、遊休資産については各資産ごとの単位でグルーピングをしております。
- 遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
- なお、当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額を零としております。
- (5) その他の経常費用には、JAの信用事業の基盤強化に資する対策として、JA向け信用基盤強化対策費603百万円及び融資仲長対策費371百万円が含まれております。

### 4. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針  
当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事業拠点のある県外企業などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク  
当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 借入金は、自己資本増強の一環として、会員である県内のJAから借り入れた期限付及び永久劣後特約借入金であります。
- 劣後特約借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格口資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものであります。
- デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理  
当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
- 「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。
- 与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。
- また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクレポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。
- b 市場リスクの管理  
当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。
- このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。
- また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。
- なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。
- 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。
- 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が6,063百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。
- c 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
- 特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。
- 適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

## ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。  
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,192,510	1,192,392	△ 117
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	3,000	3,000	—
その他の金銭の信託	39,654	39,654	—
有価証券			
その他有価証券	1,042,563	1,042,563	—
貸出金	386,783		
貸倒引当金	△ 7,284		
貸倒引当金控除後	379,498	389,019	9,520
資 産 計	2,657,226	2,666,629	9,402
貯 金	2,478,444	2,478,313	△ 131
借入金	61,000	61,004	4
負 債 計	2,539,444	2,539,317	△ 126
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(273)	(273)	—
デリバティブ取引計	(273)	(273)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 20,084 百万円を含めております。  
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

## ② 金融商品の時価の算定方法

## 【資産】

## a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

## b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

## c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格又は金融機関等から提示された価格によっております。

## d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

## 【負債】

## a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

## b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

## 【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引(為替予約)であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

## ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として外部出資があり、貸借対照表計上額 116,045 百万円は、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

## ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,192,510	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	77,813	88,693	121,764	105,319	124,851	393,167
貸出金	68,605	36,866	27,976	41,342	30,322	180,907
合 計	1,338,928	125,560	149,740	146,662	155,173	574,074

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く) 7,118 百万円については「1年以内」に含めております。  
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 753 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

## ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,456,222	1,251	533	78	170	102
譲 渡 性 貯 金	20,084	—	—	—	—	—
借 入 金	—	10,000	—	6,000	—	45,000
合 計	2,476,307	11,251	533	6,078	170	45,102

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。  
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約借入金 45,000 百万円については、「5年超」に含めております。



## 5. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	国 債	517,036	555,106	38,070
	地 方 債	71,853	74,712	2,859
	政府保証債	14,159	14,473	313
	金 融 債	10,500	10,532	31
	社 債	109,074	113,141	4,067
	外 国 証 券	108,247	122,998	14,751
	株 式	4,800	8,808	4,007
	受 益 証 券	74,273	89,862	15,589
	投 資 証 券	2,991	4,224	1,232
小 計	912,936	993,860	80,923	
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	社 債	1,707	1,671	△ 35
	外 国 証 券	25,957	25,480	△ 476
	株 式	1,198	1,073	△ 124
	受 益 証 券	20,982	20,455	△ 527
	投 資 証 券	21	21	0
小 計	49,868	48,703	△ 1,165	
合 計	962,804	1,042,563	79,758	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債22,056百万円を差し引いた金額57,701百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	370,279百万円	3,011百万円	533百万円
株 式	627	92	42
その他	2,065	—	—
合 計	372,972	3,104	576

## 6. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	3,000百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	－百万円

② その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	39,654百万円	39,900百万円	△ 246百万円	444百万円	△ 691百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債68百万円を加えた金額△ 178百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

## 7. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付債務	2,624百万円
勤務費用	130百万円
利息費用	13百万円
数理計算上の差異の当期発生額	108百万円
退職給付の支払額	△ 173百万円
その他	1百万円
期末における退職給付債務	2,704百万円
b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	1,291百万円
期待運用収益	7百万円
事業主からの拠出額	69百万円
退職給付の支払額	△ 89百万円
期末における年金資産	1,278百万円
c 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
年金資産	△ 1,278百万円
	△ 1,278百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,704百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,425百万円
退職給付引当金	1,425百万円
前払年金費用	－百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,425百万円
d 退職給付に関連する損益	
勤務費用	130百万円
利息費用	13百万円
期待運用収益	△ 7百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	108百万円
その他	1百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	246百万円



e 年金資産の内訳	
年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率	
現金及び預金	100%
合計	100%
f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。	
g 数理計算上の計算基礎に関する事項	
期末における主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表しております。)	
割引率	0.055%
長期期待運用収益率	0.559%

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、25百万円となっております。また、存続組合より示された平成28年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、361百万円となっております。

## 8. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,589百万円
貸出金償却超過額	801百万円
退職給付引当金超過額	394百万円
相互援助積立金	1,669百万円
支払奨励金未払費用	591百万円
繰越欠損金	682百万円
その他	358百万円
繰延税金資産小計	6,087百万円
評価性引当額	△4,404百万円
繰延税金資産合計(A)	1,683百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△21,988百万円
その他	△6百万円
繰延税金負債合計(B)	△21,994百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△20,311百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等損金不算入項目	0.14%
事業分量配当金等	△12.22%
評価性引当額の増減	△2.01%
繰越欠損金	△12.19%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.43%

# 貯 金

## 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成26年度		平成27年度		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	当座貯金	15,573	0.6	18,557	0.7	2,983	0.1
	普通貯金	35,409	1.5	30,255	1.2	△ 5,154	△ 0.3
	貯蓄貯金	106	0.0	103	0.0	△ 2	0.0
	通知貯金	23,926	1.0	26,521	1.1	2,595	0.1
	別段貯金	1,217	0.1	1,369	0.1	152	0.0
計	76,232	3.2	76,807	3.1	574	△ 0.1	
定期性貯金	定期貯金	2,320,252	96.4	2,385,059	96.8	64,807	0.4
	うち積立定期貯金	373	0.0	375	0.0	1	0.0
	うち定期貯金	2,319,878	96.4	2,384,684	96.8	64,806	0.4
	定期積金	495	0.0	505	0.0	9	0.0
計	2,320,747	96.4	2,385,565	96.8	64,817	0.4	
譲渡性貯金	10,245	0.4	3,175	0.1	△ 7,070	△ 0.3	
合 計	2,407,225	100.0	2,465,547	100.0	58,321	0.0	

## 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年3月末		平成28年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利定期貯金	2,305,589	100.0	2,372,897	100.0	67,308	0.0
変動金利定期貯金	4	0.0	4	0.0	0	0.0
定期貯金計	2,305,593	100.0	2,372,902	100.0	67,308	0.0

(注) 定期貯金残高には、積立定期貯金は含まれていません。

# 貸 出 金

## 科目別・貸出先別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成26年度		平成27年度		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付金	10,852	3.1	10,975	2.9	123	△ 0.2	
証書貸付金	239,378	68.8	255,978	68.3	16,599	△ 0.5	
当座貸越	24,654	7.1	23,587	6.3	△ 1,067	△ 0.8	
金融機関貸付金	71,891	20.7	83,529	22.3	11,638	1.6	
割引手形	958	0.3	799	0.2	△ 158	△ 0.1	
合 計	347,735	100.0	374,871	100.0	27,135	0.0	
会 員	総合農協	902	0.3	882	0.2	△ 19	△ 0.1
	その他農協・連合会	7,360	2.1	6,375	1.7	△ 985	△ 0.4
	会員の組合員	9,689	2.8	8,848	2.4	△ 840	△ 0.4
	准会 員	2,688	0.8	3,013	0.8	324	0.0
	会 員 み な し	70	0.0	70	0.0	0	0.0
計	20,711	6.0	19,189	5.1	△ 1,521	△ 0.9	
員 外	地方公共団体	53,787	15.4	62,352	16.6	8,565	1.2
	金融機関	71,891	20.7	83,529	22.3	11,638	1.6
	そ の 他	201,345	57.9	209,798	56.0	8,453	△ 1.9
計	327,024	94.0	355,681	94.9	28,656	0.9	

(注) 「会員みなし」とは、地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸付した者等をいいます。

## 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年3月末		平成28年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利貸出	137,086	38.0	163,633	42.3	26,546	4.3
変動金利貸出	223,928	62.0	223,150	57.7	△ 778	△ 4.3
合 計	361,015	100.0	386,783	100.0	25,767	0.0

(注) 手形貸付、割引手形等の短期資金については、変動金利貸出に含めています。

## ●貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年3月末		平成28年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	479	0.1	358	0.1	△ 121	0.0
有 価 証 券	379	0.1	305	0.1	△ 73	0.0
動 産	331	0.1	425	0.1	93	0.0
不 動 産	15,841	4.4	15,277	3.9	△ 563	△ 0.5
そ の 他 の 担 保	442	0.1	317	0.1	△ 125	0.0
計	17,475	4.8	16,685	4.3	△ 790	△ 0.5
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	50	0.0	28	0.0	△ 22	0.0
そ の 他 の 保 証	9,770	2.8	9,197	2.4	△ 573	△ 0.4
計	9,821	2.8	9,226	2.4	△ 595	△ 0.4
信 用	333,718	92.4	360,871	93.3	27,153	0.9
合 計	361,015	100.0	386,783	100.0	25,767	0.0

## ●債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年3月末		平成28年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	-	-	-	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-	-	-
不 動 産	84	2.9	47	1.8	△ 37	△ 1.1
そ の 他 の 担 保	196	6.6	169	6.4	△ 27	△ 0.2
計	281	9.5	217	8.2	△ 64	△ 1.3
信 用	2,683	90.5	2,418	91.8	△ 264	1.3
合 計	2,964	100.0	2,635	100.0	△ 329	0.0

## ●貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年3月末		平成28年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
設 備 資 金	36,109	10.0	35,217	9.1	△ 892	△ 0.9
運 転 資 金	324,905	90.0	351,565	90.9	26,659	0.9
合 計	361,015	100.0	386,783	100.0	25,767	0.0

## ●貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年3月末		平成28年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農 業	738	0.2	597	0.2	△ 140	0.0
林 業	-	-	-	-	-	-
水 産 業	-	-	-	-	-	-
製 造 業	50,837	14.1	46,747	12.1	△ 4,089	△ 2.0
鉱 業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	2,643	0.7	3,051	0.8	408	0.1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	20,343	5.7	20,323	5.2	△ 20	△ 0.5
運 輸 ・ 通 信 業	13,444	3.7	12,900	3.3	△ 544	△ 0.4
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	34,034	9.4	34,891	9.0	856	△ 0.4
金 融 ・ 保 険 業	98,174	27.2	115,167	29.8	16,993	2.6
不 動 産 業	14,949	4.2	16,658	4.3	1,708	0.1
サ ー ビ ス 業	65,705	18.2	66,588	17.2	882	△ 1.0
地 方 公 共 団 体 ・ 公 社 等	59,686	16.5	69,512	18.0	9,825	1.5
そ の 他	456	0.1	344	0.1	△ 112	0.0
合 計	361,015	100.0	386,783	100.0	25,767	0.0

## ● 主要な農業関係の貸出金残高

### 1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成26年度	平成27年度	増 減
農 業	1,193	593	△ 600
穀 作	1	0	0
野 菜 ・ 園 芸	470	355	△ 114
果 樹 ・ 樹 園 農 業	3	3	0
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	68	76	8
養 鶏 ・ 養 卵	13	13	0
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	637	143	△ 493
農 業 関 連 団 体 等	8,381	10,142	1,761
合 計	9,574	10,735	1,160

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「貸出金業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

- 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

### 2. 資金種類別

#### ① 貸出金

(単位：百万円)

種 類	平成26年度	平成27年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	9,106	10,250	1,144
農 業 制 度 資 金	468	485	16
農 業 近 代 化 資 金	468	485	16
合 計	9,574	10,735	1,160

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

- 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

#### ② 受託貸付金

(単位：百万円)

種 類	平成26年度	平成27年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	13,851	12,829	△ 1,021
合 計	13,851	12,829	△ 1,021

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

## ● 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成26年度					平成27年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,150	1,204	—	1,150	1,204	1,204	1,267	—	1,204	1,267
個別貸倒引当金	7,498	6,490	444	7,054	6,490	6,490	6,102	97	6,392	6,102
合 計	8,649	7,694	444	8,205	7,694	7,694	7,370	97	7,596	7,370

## ● 貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	平成26年度	平成27年度
貸 出 金 償 却 額	13	235

(注) 1. 貸出金償却額は貸倒引当金相殺後の金額を表示しています。

- 貸出金償却額には、債務保証に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び税務上の損金経理に伴う簿外償却の償却額が含まれています。



# ●リスク管理債権等の状況

## ●リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成27年3月末	平成28年3月末
破綻先債権額 (A)	18	24
延滞債権額 (B)	9,864	9,261
3カ月以上延滞債権額 (C)	68	—
貸出条件緩和債権額 (D)	115	30
合計 (E = A + B + C + D)	10,066	9,315
担保・保証付債権額 (F)	3,187	2,855
個別貸倒引当金残高 (G)	6,377	6,016
控除後残高 (H = E - F - G)	501	442
リスク管理債権比率	2.79	2.41

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
5. 「担保・保証付債権額」は、リスク管理債権額のうち貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保付の貸出金並びに農業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証相当額です。
6. 「個別貸倒引当金残高」は、「リスク管理債権額」のうち、すでに個別貸倒引当金（間接償却）に繰入れた残高です。  
また、個別貸倒引当金残高は、資産自己査定に基づく回収不能見込額と貸倒実績率等に基づき必要額を引き当てています。
7. 「控除後残高」は、「リスク管理債権額」から「担保・保証付債権額」及び「個別貸倒引当金残高」を控除した貸出金残高です。
8. リスク管理債権比率は貸出金に占める比率です。
9. 担保・保証付債権額のうち、要管理債権（3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）については、要管理先債権に対する根担保を債権毎の残高に応じて按分し割り付けて算出しています。

## ●金融再生法に基づく開示債権の額と保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成27年3月末	平成28年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	213	323
危険債権 (B)	9,902	9,130
要管理債権 (C)	183	30
小計 (D = A + B + C)	10,300	9,483
担保等による保全 (E)	3,296	2,925
貸倒引当金 (F)	6,672	6,131
引当率 $F / (D - E)$	95.27	93.50
保全率 $(E + F) / D$	96.79	95.50

- (注) 1. 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を記載しております。
- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- ②危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- ③要管理債権  
3カ月以上延滞債権で上記①及び②に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。
2. 引当率 = 引当額 / (債権額 - 担保等)  
保全率 = (担保等 + 引当額) / 債権額
3. 担保等による保全額のうち、要管理債権については、要管理先債権に対する根担保を債権毎の残高に応じて按分し割り付けて算出しています。
4. 貸倒引当金については、要管理債権の引当である一般貸倒引当金を含んでいます。

## ●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

# ● 有価証券

## ● 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成26年度		平成27年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	536,042	55.3	535,847	54.8	△ 195	△ 0.5
地 方 債	72,747	7.5	74,193	7.6	1,446	0.1
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
社 債	116,948	12.1	111,128	11.4	△ 5,819	△ 0.7
株 式	4,943	0.5	5,723	0.6	780	0.1
外 国 証 券	142,528	14.7	138,391	14.1	△ 4,137	△ 0.6
そ の 他 の 証 券	96,091	9.9	112,403	11.5	16,312	1.6
合 計	969,301	100.0	977,688	100.0	8,387	0.0

## ● 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

## ● 保有有価証券の利回り

(単位：%)

種 類	平成27年3月末	平成28年3月末
国 債	1.23	1.34
地 方 債	1.45	1.43
社 債	1.43	1.44
以 上 平 均	1.29	1.36

## ● 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成27年3月末								
国 債	40,166	62,342	98,889	169,298	20,029	147,172	—	537,898
地 方 債	2,640	18,472	41,323	11,862	2,048	—	—	76,348
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	5,328	36,281	33,610	28,361	7,354	5,442	—	116,377
株 式	—	—	—	—	—	—	11,477	11,477
外 国 証 券	23,039	42,512	56,606	12,996	27,971	—	—	163,128
その他の証券	5,483	26,687	16,930	—	18,172	—	54,184	121,459
平成28年3月末								
国 債	20,129	112,504	119,650	123,390	27,372	152,059	—	555,106
地 方 債	10,051	16,850	38,478	5,652	3,680	—	—	74,712
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	19,920	35,829	28,636	19,740	1,034	9,651	—	114,813
株 式	—	—	—	—	—	—	9,882	9,882
外 国 証 券	26,804	51,843	16,885	26,691	26,253	—	—	148,479
その他の証券	15,595	20,610	13,101	2,994	28,079	3,014	56,174	139,569

## ● 外貨建資産残高

(単位：百万円)

項 目	平成27年3月末	平成28年3月末
外 貨 建 資 産	108,250	106,621

## ●有価証券の時価情報等

### 1. 有価証券

(単位：百万円)

保有区分	平成27年3月末			平成28年3月末		
	取得原価又は償却原価	時 価	評価損益	取得原価又は償却原価	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	945,649	1,026,689	81,039	962,804	1,042,563	79,758
合 計	945,649	1,026,689	81,039	962,804	1,042,563	79,758

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。  
2. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額として計上しています。

### 2. 金銭の信託

(単位：百万円)

保有区分	平成27年3月末			平成28年3月末		
	取得原価	時 価	評価損益	取得原価	時 価	評価損益
運 用 目 的	6,000	6,000	—	3,000	3,000	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	37,914	38,632	717	39,900	39,654	△ 246
合 計	43,914	44,632	717	42,900	42,654	△ 246

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。  
2. 運用目的金銭の信託及びその他金銭の信託については、時価を貸借対照表価額として計上しています。  
また、運用目的金銭の信託の評価損益については、当該期の損益に含まれています。

### 3. デリバティブ取引等 (デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

#### ①金利関連取引

該当する取引はありません。

#### ②通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分	平成27年3月末			平成28年3月末				
	契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益		
取 引 所	通貨先物	売 建	—	—	—	—		
		買 建	—	—	—	—		
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—		
		買 建	—	—	—	—		
店 頭	通貨スワップ		—	—	—	—		
	為替予約	売 建	23,721	23,803	△ 82	47,070	46,448	621
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	
買 建		—	—	—	—	—		
合 計		23,721	23,803	△ 82	47,070	46,448	621	

#### ③株式関連取引

該当する取引はありません。

#### ④債券関連取引

(単位：百万円)

区 分	平成27年3月末			平成28年3月末		
	契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取 引 所	債券先物	売 建	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—
	債券先物オプション	売 建	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—
店 頭	債券店頭	—	—	14,500	15,250	△ 750
	オプション	—	—	14,500	14,355	△ 144
合 計		—	—	29,000	29,605	△ 894

# ● 損益の状況

## ● 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、千口、人、%)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	33,134	33,067	36,548	41,489	35,770
経常利益	5,016	6,226	10,657	11,679	10,465
当期剰余金	4,977	6,165	10,578	11,778	10,306
出資金 (出資口数)	41,269 (8,253)	42,166 (8,433)	42,809 (8,561)	45,623 (9,124)	48,474 (9,694)
純資産額	139,612	164,681	176,849	206,808	210,982
総資産額	2,490,954	2,571,217	2,596,203	2,690,859	2,787,162
貯金等残高	2,277,185	2,323,782	2,336,083	2,393,880	2,478,444
預け金残高	1,089,316	1,068,850	1,064,102	1,138,585	1,192,510
貸出金残高	335,808	335,139	349,052	361,015	386,783
有価証券残高	915,131	1,015,475	1,031,776	1,026,689	1,042,563
剰余金配当金額	3,078	3,546	5,062	5,140	5,093
普通出資配当額	369	374	381	381	390
後配出資配当額	429	439	448	458	496
事業分量配当額	2,279	2,733	4,232	4,300	4,206
職員数	257	268	271	265	259
単体自己資本比率	25.55	25.35	25.54	22.53	22.06

- (注) 1. 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。  
 2. 総資産額には、債務保証見返が含まれています。  
 3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(パーゼルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

## ● 業務純益

(単位：百万円)

項目	平成26年度	平成27年度	増減
業務純益	10,120	10,660	540

- (注) 1. 業務純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額  
 2. 金銭の信託運用見合費用＝金銭の信託平均残高×資金調達勘定利回り  
 資金調達勘定利回り＝資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))／資金調達勘定平均残高(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等))×100

## ● 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	平成26年度	平成27年度	増減
資金運用収支	14,712	14,792	80
資金運用収益	28,827	29,254	427
資金調達費用	14,115	14,462	346
役務取引等収支	△142	△48	94
役務取引等収益	262	246	△15
役務取引等費用	405	294	△110
その他事業収支	△292	558	850
その他事業収益	7,886	4,646	△3,239
その他事業費用	8,178	4,088	△4,090
事業粗利益	14,277	15,303	1,025
事業粗利益率	0.58	0.61	0.03

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)  
 2. 本表記載の「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して記載しています。  
 3. 金銭の信託運用見合費用＝金銭の信託平均残高×資金調達勘定利回り  
 資金調達勘定利回り＝資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))／資金調達勘定平均残高(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等))×100  
 4. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用  
 5. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用  
 6. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支  
 7. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定(貸出金＋有価証券＋コールローン＋買現先勘定＋債券貸借取引支払保証金＋買入手形＋買入金銭債権＋預け金＋その他(従業員貸付金等))平均残高×100



## ●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	平成26年度			平成27年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	<b>2,457,353</b>	<b>28,827</b>	<b>1.17</b>	<b>2,519,472</b>	<b>29,254</b>	<b>1.16</b>
う ち 預 け 金	1,140,040	9,058	0.79	1,166,644	9,551	0.82
う ち 有 価 証 券	969,301	14,662	1.51	977,688	14,545	1.49
う ち 貸 出 金	347,735	5,103	1.47	374,871	5,155	1.38
資 金 調 達 勘 定	<b>2,421,598</b>	<b>14,115</b>	<b>0.58</b>	<b>2,473,709</b>	<b>14,462</b>	<b>0.58</b>
う ち 貯 金	2,396,980	13,893	0.58	2,462,372	14,285	0.58
う ち 譲 渡 性 貯 金	10,245	8	0.08	3,175	2	0.08
う ち 借 用 金	55,000	443	0.81	55,757	445	0.80
総 資 金 利 ざ や			<b>0.42</b>			<b>0.39</b>

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率

資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等)+経費-金銭の信託運用見合費用)/ (貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)-金銭の信託運用見合額) ×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## ●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	26年度増減額	27年度増減額
受 取 利 息	<b>1,847</b>	<b>427</b>
う ち 預 け 金	566	492
う ち 有 価 証 券	1,450	△116
う ち 貸 出 金	△169	51
支 払 利 息	<b>203</b>	<b>346</b>
う ち 貯 金	211	392
う ち 譲 渡 性 貯 金	6	△5
う ち 借 用 金	0	1
差 引	<b>1,643</b>	<b>80</b>

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## ●経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	平成26年度	平成27年度
人 件 費	<b>2,303</b>	<b>2,636</b>
給 料 手 当 等	1,746	1,683
福 利 厚 生 費	334	691
退 職 給 付 費 用	208	246
役員退職慰労引当金繰入額	14	14
物 件 費	<b>1,666</b>	<b>1,808</b>
事 業 推 進 費	264	462
債 権 管 理 費	15	16
旅 費 交 通 費	38	38
業 務 費	610	569
負 担 金	304	321
施 設 費	421	395
雑 費	11	4
税 金	<b>133</b>	<b>134</b>
経 費 合 計	<b>4,103</b>	<b>4,578</b>

(注) 給料手当等には、役員報酬、賞与引当金繰入額及び役員退職慰労金が含まれています。

# ● 役員等の報酬体系

## 1. 役員

### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成27年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日または四半期毎（6・9・12・3月）に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会承認後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

項 目	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	73	14

(注1) 対象役員は、経営管理委員15名、理事4名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

### (3) 対象役員の報酬等の決定等

#### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬等審議会(構成：当会の会員J A組合長から選出された委員4人を含む)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって支給額を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## 2. 職員等

### ・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の非常勤役員、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等(注2)の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注3)以上の報酬等を受ける者(注4)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成27年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3) 「同等額」は、平成27年度に当会の常勤役員に支払った報酬等々の平均額としております。

(注4) 平成27年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

## 3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

## ◎その他の諸指標

### ●利益率、経営諸指標

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度	平成27年度	増 減
貯 貸 率 (期 末)	15.1	15.6	0.5
(期 中 平 均)	14.5	15.2	0.7
貯 証 率 (期 末)	42.9	42.1	△ 0.8
(期 中 平 均)	40.3	39.7	△ 0.6
一従業員当り貯金平均残高	8,628	9,031	403
一従業員当り貸出金平均残高	1,246	1,373	126
総資産経常利益率	0.45	0.39	△ 0.06
総資産当期純利益率	0.45	0.38	△ 0.07
純資産経常利益率	8.25	6.91	△ 1.34
純資産当期純利益率	8.32	6.80	△ 1.52

- (注) 1. 貯金には、譲渡性が含まれています。  
 2. 貸出金には、コールローンが含まれています。  
 3. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100  
 4. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100  
 5. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100  
 6. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100  
 7. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 8. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 9. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100  
 10. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

### ●出資金の推移

(単位：百万円、千口)

区 分	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末
出 資 金	41,269	42,166	42,809	45,623	48,474
(うち後配出資金)	(28,800)	(29,435)	(30,078)	(32,608)	(35,269)
(出資口数)	(8,253)	(8,433)	(8,561)	(9,124)	(9,694)
回 転 出 資 金	8,819	6,682	9,413	11,456	9,239
合 計	50,089	48,849	52,223	57,080	57,714

## ◎代理業務

### ●代理貸付残高

(単位：百万円)

金融機関等	平成27年3月末	平成28年3月末
株式会社 日本政策金融公庫 (農林水産事業)	13,851	12,829
株式会社 日本政策金融公庫 (国民生活事業)	406	294
独立行政法人 住宅金融支援機構	27,284	24,095
独立行政法人 福祉医療機構	1,040	925
合 計	42,582	38,146

## ◎自動機

### ●現金自動機器設置台数

(平成28年3月31日現在)

区 分	台 数
信 連 設 置 A T M	7
農 協 設 置 A T M	450

ATM……現金自動預入・支払機

# ●自己資本の充実の状況

## ●自己資本の充実の状況(単体)

### 1. 自己資本の状況

#### ◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。自己資本造成計画の実行により、平成28年3月末における自己資本比率は、22.06%となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は「自己資本造成計画」に基づき、会員からの普通出資金のほか、後配出資金、回転出資金、劣後特約付借入金により調達しています。

#### 普通出資金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	132億円(前年度130億円)

#### 後配出資金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	352億円(前年度326億円)

#### 回転出資金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	回転出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	50億円(前年度72億円)

#### 永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	439億円(前年度450億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり(※1)

※1 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、行政庁の事前承認が得られた場合に、借入日より10年が経過した直後の利息支払期日以降、1か月前までの事前通知により償還可能

#### 期限付劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	期限付劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	—(前年度27億円)
償還期限	平成29年8月10日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり(※2)

※2 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、行政庁の事前承認が得られた場合に、借入日より5年経過後、1か月前までの事前通知により償還可能

当会では、バーゼルⅢ適用ならびに将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、自己資本増強策として、平成26年度から5年間をかけ、回転出資金満期払戻額からの振替による後配出資金の造成を予定しています。



#### ◇自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、「規制資本管理要綱」、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、信用リスク・アセット額については標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するほか、所要自己資本額の充実度を評価するため、年2回ストレス・テストを行っています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する体制を構築しています。

当会の経営においても、健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことは最重要課題であると認識しています。当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取り組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるその他のリスクを一定の前提のもとで計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

## (1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	平成26年度	経過措置に よる不算入額	平成27年度	経過措置に よる不算入額
	コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	131,726		139,826	
うち、出資金及び資本準備金の額	45,623		48,474	
うち、再評価積立金の額	31		31	
うち、利益剰余金の額	90,546		95,712	
うち、外部流出予定額(△)	4,475		4,392	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,152		7,304	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,152		7,304	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	55,024		48,911	
うち、回転出資金の額	7,226		5,009	
うち、上記以外に該当するものの額	47,798		43,901	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	193,904		196,042	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	11	44	30	45
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	44	30	45
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	112	449	75	112
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	123		105	
自己資本				
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	193,780		195,936	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	835,874		863,403	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 214,018		△ 205,991	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	44		45	
うち、繰延税金資産	449		112	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 214,513		△ 206,150	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	23,870		24,592	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	859,744		887,996	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ) / (ニ))	22.53%		22.06%	

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項目	平成 26 年度			平成 27 年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	519,486	—	—	525,090	—	—
我が国の地方公共団体向け	131,563	—	—	140,473	—	—
地方公共団体金融機構向け	5,508	—	—	5,500	—	—
我が国の政府関係機関向け	12,069	762	30	12,821	839	33
地方三公社向け	1,093	52	2	1,063	46	1
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	1,273,004	254,808	10,192	1,343,334	269,037	10,761
法人等向け	288,517	186,746	7,469	293,781	187,774	7,510
中小企業等向け及び個人向け	2,336	1,506	60	2,360	1,526	61
抵当権付住宅ローン	924	323	12	737	258	10
不動産取得等事業向け	745	745	29	669	669	26
三月以上延滞等	946	270	10	3,728	4,668	186
信用保証協会等による保証付	201	14	0	146	10	0
出資等	49,630	49,630	1,985	57,166	57,166	2,286
他の金融機関等の対象資本 調達手段	198,840	711,614	28,464	193,268	483,171	19,326
特定項目のうち調整項目に算 入されないもの	1,278	3,196	127	1,517	3,794	151
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	26,530	32,111	1,284	16,494	24,741	989
証券化	850	10,632	425	1,835	22,938	917
経過措置によりリスク・アセット の額に算入、不算入となる もの		△ 214,018	△ 8,560		△ 205,991	△ 8,239
上記以外	128,831	△ 203,872	△ 8,154	136,343	10,663	426
標準的手法を適用するエクスポ ージャー別計	2,642,359	834,523	33,380	2,736,332	861,316	34,452
CVAリスク相当額 ÷ 8%		1,328	53		2,069	82
中央清算機関関連エクスポ ージャー	1,136	22	0	892	17	0
信用リスクアセットの額の合計額	2,643,495	835,874	33,434	2,737,225	863,403	34,536
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		23,870	954	24,592	983	
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		859,744	34,389	887,996	35,519	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
 < オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法） >  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%}{\text{直近3年間の合計額}} \div 8\%$$

$$\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

## 2. 信用リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢としてリスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを優良貸出資産形成に当たっての重要なリスクと認識し、信用リスク取引にかかる「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っています。

「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しています。

与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

また、上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めています。

上記モニタリング状況、リスク量等はリスク管理委員会、理事会において、報告・協議され対応方針を決定しています。

### 〈貸倒引当金算定方法の概要〉

当会における貸倒引当金等の計上は、「資産の償却・引当細則」に基づき計上しています。

#### ○一般貸倒引当金

自己査定における債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出する将来発生が見込まれる予想損失額に相当する額を計上しています。なお、当該引当金の合計額が税法基準で容認される限度額を下回るときは、税法基準により算出した金額を計上しています。

#### ○個別貸倒引当金

自己査定における債務者区分が破綻懸念先に対する債権について、貸倒実績率による方法、キャッシュフローを見積もる方法、売却可能額を見積もる方法のいずれかの方法により、個別債務者ごとに今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を計上しています。

自己査定における債務者区分が実質破綻先及び破綻先に対する債権について、自己査定の結果発生したⅢ分類及びⅣ分類の全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額（Ⅳ分類で直接償却を行うものを除く。）を計上しています。

#### ※Ⅲ分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産

#### ※Ⅳ分類資産

回収不可能または無価値と判定される資産

### ◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)



②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	平成26年度					平成27年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	2,465,110	388,224	737,076	—	946	2,532,026	412,177	737,869	—	728
国 外	204,065	5,200	189,495	—	—	203,363	—	188,750	—	—
地域別残高計	2,669,175	393,424	926,572	—	946	2,735,390	412,177	926,620	—	728
法 人	農業	1,222	1,222	—	—	1,071	1,071	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	70,013	51,786	15,723	—	—	65,160	47,620	14,424	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	20,515	17,288	—	—	2	23,255	19,461	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	52,634	20,397	32,000	—	—	52,616	20,376	32,002	—
	運輸・通信業	40,132	13,473	25,738	—	20	39,652	12,928	25,730	—
	金融・保険業	1,516,975	127,219	120,306	415	—	1,583,293	137,493	111,101	466
	卸売・小売・飲食・サービス業	99,555	97,399	1,004	—	192	102,080	100,815	—	—
日本国政府・地方公共団体	651,050	58,421	592,628	—	—	665,563	68,401	597,162	—	
上記以外	177,722	1,499	139,169	—	—	189,998	145	146,199	—	
個 人	4,717	4,717	—	—	731	3,863	3,863	—	—	523
その他	34,635	—	—	—	—	8,835	—	—	—	—
業種別残高計	2,669,175	393,424	926,572	415	946	2,735,390	412,177	926,620	466	728
1年以下	1,290,115	76,540	68,959	415	—	1,367,058	82,059	82,167	466	—
1年超3年以下	235,283	65,311	169,256	—	—	276,683	59,109	216,868	—	—
3年超5年以下	289,297	68,895	220,402	—	—	264,047	69,074	194,973	—	—
5年超7年以下	257,897	41,094	216,803	—	—	212,205	44,619	167,586	—	—
7年超10年以下	150,819	98,933	51,885	—	—	150,753	93,058	57,694	—	—
10年超	185,222	41,557	143,665	—	—	205,046	63,382	141,664	—	—
期限の定めのないもの	260,539	1,091	55,598	—	—	259,594	873	65,664	—	—
残存期間別残高計	2,669,175	393,424	926,572	415	—	2,735,390	412,177	926,620	466	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

## (2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

### a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	平成26年度					平成27年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,150	1,204	—	1,150	1,204	1,204	1,267	—	1,204	1,267
個別貸倒引当金	7,498	6,490	444	7,054	6,490	6,490	6,102	97	6,392	6,102

### b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では、国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位：百万円)

区 分	平成26年度					平成27年度					
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		
法人	農業	134	129	134	129	—	129	104	129	104	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	373	362	373	362	—	362	363	362	363	71
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	79	42	79	42	—	42	36	42	36	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	43	53	43	53	—	53	54	53	54	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	5,347	4,432	5,347	4,432	11	4,432	4,430	4,432	4,430	161
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	1,520	1,470	1,520	1,470	2	1,470	1,114	1,470	1,114	2
業種別計	7,498	6,490	7,498	6,490	13	6,490	6,102	6,490	6,102	235	

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

2. 貸出金償却には、債務保証に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び税務上の損金経理に伴う簿外債権の償却額が含まれています。

## (3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	平成26年度			平成27年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	769,636	769,636	—	793,011	793,011
	2%	—	1,134	1,134	—	890	890
	4%	—	—	—	—	1	1
	10%	—	7,661	7,661	—	8,353	8,353
	20%	34,478	1,293,832	1,328,310	34,236	1,360,763	1,394,999
	35%	—	923	923	—	737	737
	50%	124,838	2,004	126,842	134,539	2,774	137,313
	75%	—	2,098	2,098	—	2,113	2,113
	100%	39,123	174,530	213,653	44,584	169,032	213,616
	150%	—	184,079	184,079	3,000	177,986	180,986
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	2,280	2,280	—	3,523	3,523
	その他	—	7,013	7,013	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	198,440	2,445,194	2,643,634	216,360	2,519,188	2,735,548	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。

なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A- または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB- または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

#### (1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	平成26年度			平成27年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	5,508	—	—	5,500	—
我が国の政府関係機関向け	—	4,499	—	—	4,502	—
地方三公社向け	—	826	—	—	829	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	—	—	50	—	—
法人等向け	261	4,219	—	104	4,207	—
中小企業等向け及び個人向け	20	—	—	37	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	2,084	—	—	2,058	—
合計	282	17,138	—	191	17,098	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

#### 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

##### ◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。当会では、派生商品取引に関しては、リスク資本及び信用供与額の割当方法に関する具体的方針は定めていませんが、余裕金運用規程及び余裕金運用会議で派生商品取引の運用限度額、運用目的、方法を定める中で総体のリスク量の圧縮を図っています。また、派生商品取引の信用供与額の割当方法については、リスク管理委員会において金融機関別の派生商品取引の与信限度額を定めるとともに、ロスカット基準を定め適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払いを行う取引です。当会では、これに該当する取引を想定していないため、リスク管理の方針及び手続は定めていません。

##### (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

項 目	平成26年度	平成27年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成26年度

(単位：百万円)

項 目	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	1,048	2,817	—	—	—	2,817
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	201	—	—	—	201
派生商品合計	1,048	3,018	—	—	—	3,018
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	1,048	3,018	—	—	—	3,018

平成27年度

(単位：百万円)

項 目	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	2,205	4,044	—	—	—	4,044
(2) 金利関連取引	89	223	—	—	—	223
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	23	131	—	—	—	131
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	289	—	—	—	289
派生商品合計	2,317	4,689	—	—	—	4,689
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	2,317	4,689	—	—	—	4,689

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において、価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。



(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

### ◇リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、「証券化エクスポージャー」を投資対象としており、証券化エクスポージャーの取得に当たって発生する信用リスクに関しては、余裕金運用規程・細則等で定める一般法人の発行する債券の取得と同様な考え方を基本としています。また、リスク管理の方針及び手続きについても同様です。

なお、現時点で当会として「再証券化エクスポージャー」は保有していませんが、取得に当たっては「証券化エクスポージャー」に準じて取り扱います。

### ◇体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性、その裏付け資産に関する包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報、証券化取引についての構造上の特性等を把握するため、定期的にモニタリングを実施しています。

### ◇信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

### ◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

### ◇当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当ありません。

### ◇当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当ありません。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

◇内部評価方式の概要

当社は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(注) オリジネーターとは、証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。

(2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	平成26年度		平成27年度	
	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—
	そ の 他	850	—	1,835
	合 計	850	—	1,835
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	合 計	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

平成26年度

(単位：百万円)

項 目	証券化エクスポージャー			項 目	再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オンバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	850	425		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	850	425		合 計	—	—
オフバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	—	—		合 計	—	—

平成27年度

(単位：百万円)

項 目	証券化エクスポージャー			項 目	再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オンバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	1,835	917		リスク・ウェイト1250%	—	—
合 計	1,835	917	合 計	—	—		
オフバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
合 計	—	—	合 計	—	—		

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。
2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第 225 条第 7 項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるものが該当します。
3. リスク・ウェイト 1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

### c 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	平成26年度	平成27年度
クレジットカード与信	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
自 動 車 ロ ー ン	—	—
そ の 他	850	1,835
合 計	850	1,835

- (注) 1. 自己資本比率告示第 223 条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト 1250%を適用したものと及び信用補完機能を持つ I / O ストリップスによりリスク・ウェイト 1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。
- なお、「信用補完機能を持つ I / O ストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。
2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

### d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

再証券化エクスポージャーの保有はありません。

## 6. オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、当社が業務を遂行する際に発生するリスクのうち、市場、信用、流動性リスクを除いたその他リスクをいいます。当社では、管理すべきオペレーショナル・リスクを「リスク管理基本方針」及び「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定めるとともに、リスク管理にあたっては個々のリスクについて発生可能性を極小化することを目的に、各種管理要綱等を制定し適切なリスク管理に努めています。

#### ○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

当社では、オペレーショナル・リスクを管理統括する統括部署を設置し、各部署のリスク管理状況について総合的に把握し、部署間調整及び改善指示等を行っています。また、経営層によって構成されるリスク管理委員会を毎月開催し、各部署の管理状況を定期的に報告するほか、重大な事案については改善方策を含め理事会に報告する態勢を整備しています。

#### ○事務リスク管理

事務リスク管理にあたっては、多種多様な事象・項目を管理する必要性に留意し、発生頻度と影響度合いを踏まえつつ、発生する可能性を極小化するため「事務リスク管理要綱」等を定め適切な管理を行っています。

#### ○システムリスク管理

情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティ基本方針」を定めるとともに、「システムリスク管理要綱」等を整備し、システムリスク管理体制の強化に努めています。また、システム等が不慮の災害や事故・犯罪、障害等により重大な損害を被り業務の遂行が果たせなくなった場合に、各種業務の中断の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための「コンティンジェンシープラン」を定め適切な管理を行っています。

#### ○その他のオペレーショナル・リスク管理

事務リスク、システムリスク以外の法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏洩等リスク、系統組織の経営リスクについては、各種管理要綱等に基づき適切な管理を行っています。

### ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当社では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定の株式・投資証券及び外部出資勘定の株式・出資として計上されているものです。

子会社株式及び関連会社株式等の取得による時価のない株式または外部出資の管理方針等は、子会社管理規程または個別審査により適切に取得するとともに、資産自己査定実施細則等に基づき適切なリスク管理を行っています。

その他有価証券として区分される時価のある株式・投資証券についての管理方針等は、市場リスク管理の枠組みの中で適切なリスク管理を行っています。

### (1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	11,477	11,477	9,882	9,882
非上場	116,045	116,045	116,054	116,054
合計	127,522	127,522	125,936	125,936

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。



## (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成26年度			平成27年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
72	0	—	92	42	—

## (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資等の評価損益)

(単位：百万円)

平成26年度		平成27年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
6,142	8	4,007	124

## (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成26年度		平成27年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 8. 金利リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産・負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクのことです。

当会では、「金利リスク」は「市場リスク管理」の中で、適切な管理を行っています。

#### ○市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、及び資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当会では、「金利リスク」を含む「市場リスク」を極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しています。このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量等を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めています。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクにかかる運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しています。

### ◇金利リスクの算定方法の概要

当会では市場性資産に加え、貸出金や預け金、貯金等の資産・負債の金利リスク量の算出を、分散共分散法によるVaR法(観測期間1年、信頼区間99%、保有期間1カ月)により毎月計測・評価し、ALM委員会等で金利変動に伴う損失発生可能額の把握に努めています。

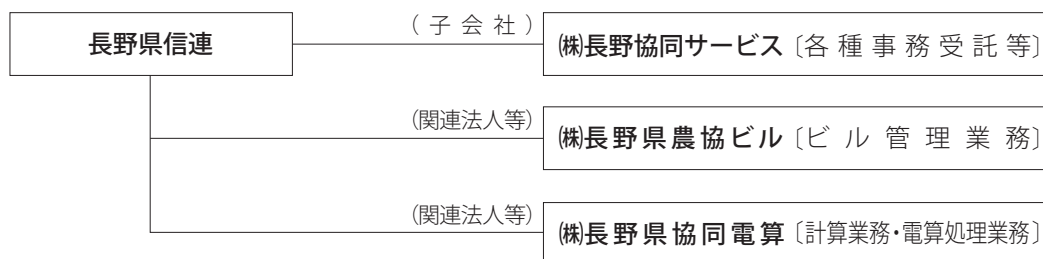
## (1) 内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	7,748	7,822

## ● 連結情報

### ● グループの概況



### ● 子会社等の状況

会社名	(株)長野協同サービス	(株)長野県農協ビル	(株)長野県協同電算
主たる営業所又は事業所の所在地	長野市大字南長野 北石堂町 1198-15	長野市大字南長野 北石堂町 1177-3	長野市中御所 1-25-1
設立年月日	平成3年7月1日	昭和59年10月31日	昭和49年10月1日
資本金又は出資金	30百万円	100百万円	2,332百万円
事業の内容	各種事務受託、労働者派遣業務	J Aビルにかかる不動産の所有、管理、賃貸業務他	電子計算機等による計算受託業務他
当会の議決権比率	100.00%	29.60%	19.98%
当会及び他の子会社等の議決権比率	100.00%	29.60%	19.98%

### ● 事業の概況

#### 株式会社 長野協同サービス

当社は、当会の業務効率化のために設立された当会100%出資の子会社であり、当会の事務の受託及び労働者派遣を中心に事業展開を行っております。

平成27年度の受託業務につきましては、県下ATMの稼働状況等集中監視、キャッシュカード等紛失受付、事務集中センター業務、文書類等の集配と保管管理、当会所有の建物車両管理等を主な業務として取り組みました。一部業務が終了した影響で、受託業務の売上高は前年比3.0%の減少となりました。

一方、労働者派遣業務は、長野県JAバンクの事務効率化に寄与するため当会及びJA等へ職員を派遣しており、派遣先の増加により前年比8.3%増加しました。

売上高全体では、ほぼ前年並みの1億7,019万円となり、経常利益は1,854万円、当期純利益は1,178万円を計上いたしました。

#### 株式会社 長野県農協ビル

当社は、当会及び他連合会等と共有しているJA長野県ビルの運営・管理業務を行っている関連法人であります。

平成27年度は、初めて「JA長野県ビル利用者満足度調査」を実施するなかで、更新修繕計画に基づく施設整備、医療機器AEDの増設、定期的な保守点検、日常的な館内外清掃等、入居者の安全・快適な執務環境維持に努めてまいりました。

収益面では、占有面積あたりの単価の引き下げにより、受託管理料・貸室料は前年比7.5%の減少となりましたが、インターネット予約の普及定着や既往顧客の継続利用に向けた営業効果により、受入使用料は3.9%の増収となりました。

一方、費用面では、平成25年度実施した省エネ改修工事の効果及び灯油単価の下落により水道光熱費が削減できたほか、経費節減に努めた結果、営業費用全体では前年比9.5%の減少となりました。

この結果、経常利益は8,634万円、当期純利益は5,991万円を計上いたしました。

## 株式会社 長野県協同電算

当社は、当会、県下JA、他連合会及び関連企業等の電算業務受託、ソフトウェアの開発・販売、自営通信ネットワークの運営・管理、インターネット及びイントラネットの運営・管理等の事業を行っている関連法人であります。

平成27年度は、第8次経営計画の最終年度にあたり、JA長野県の総合情報センターとしての機能を十分に発揮するため、安全・安心な情報サービスの提供と高度な品質管理によるシステムの信頼性確保に努めるとともに、関係機関と連携し計画に沿って鋭意事業遂行を図ってまいりました。

収益面では、JANIS事業が前年比1.1%の増収となりましたが、計算事務受託料収入が前年比13.2%の減少となったことから、全体の売上高は前年比10.0%の減少となりました。

一方、費用面では、外注委託費、回線使用料、減価償却費等が増加したことから、売上原価、販売費及び一般管理費の合計額は前年比3.2%の減少にとどまりました。

その結果、経常利益は2億5,548万円、当期純利益は8,310万円となりました。

## ●最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
連結経常収益	33,167	33,105	36,581	41,537	35,814
連結経常利益	5,062	6,271	10,702	11,726	10,517
連結当期剰余金	5,016	6,207	10,618	11,821	10,351
連結純資産額	140,862	165,973	178,181	208,183	212,402
連結総資産額	2,492,123	2,572,422	2,597,441	2,692,135	2,788,471
連結自己資本比率	25.68	25.49	25.68	22.66	22.19

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年度金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(パーゼルII)に基づく連結自己資本比率を記載しています。

## ●連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)	科目	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)
<b>■資産の部</b>			<b>■負債の部</b>		
現金	1,483	1,490	貯蓄金	2,392,265	2,458,236
預け金	1,138,585	1,192,510	譲渡性貯蓄金	1,500	20,084
金銭の信託	44,632	42,654	借入金	55,000	61,000
有価証券	1,026,689	1,042,563	代理業務勘定	19	13
貸出金	361,015	386,783	その他負債	4,006	5,826
その他資産	5,235	7,892	諸引当金	6,074	6,535
有形固定資産	1,826	1,847	退職給付に係る負債	1,333	1,425
建物	589	558	繰延税金負債	20,788	20,311
土地	1,068	1,112	債務保証	2,964	2,635
その他の有形固定資産	169	176	負債の部合計	2,483,952	2,576,069
無形固定資産	77	105	<b>■純資産の部</b>		
ソフトウェア	68	95	出資金	57,080	57,714
その他の無形固定資産	9	9	資本剰余金	31	31
外部出資	117,318	117,360	利益剰余金	91,921	97,132
債務保証見返	2,964	2,635	会員資本合計	149,034	154,878
貸倒引当金	△7,694	△7,370	その他有価証券評価差額金	59,148	57,523
			評価・換算差額等合計	59,148	57,523
			純資産の部合計	208,183	212,402
資産の部合計	2,692,135	2,788,471	負債及び純資産の部合計	2,692,135	2,788,471

## ●連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成26年度 〔平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで〕	平成27年度 〔平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで〕
経常収益	41,537	35,814
資金運用収益	28,827	29,254
(うち貸出金利息)	(5,103)	(5,155)
(うち預け金利息)	(9,058)	(9,551)
(うち有価証券利息配当金)	(14,662)	(14,545)
役員取引等収益	277	261
その他事業収益	7,886	4,646
その他経常収益	4,545	1,651
(うちその他の経常収益)	(1,554)	(201)
経常費用	29,810	25,296
資金調達費用	14,355	14,741
(うち貯金利息)	(13,893)	(14,285)
役員取引等費用	405	295
その他事業費用	8,178	4,088
経常費用	4,104	4,570
その他経常費用	2,766	1,600
(うち貸出金償却)	(13)	(235)
(うちその他の経常費用)	(2,665)	(1,164)
経常利益	11,726	10,517
特別利益	0	0
特別損失	0	10
税金等調整前当期利益	11,726	10,507
法人税、住民税及び事業税	9	13
法人税等調整額	△105	142
法人税等合計	△95	155
少数株主損益調整前当期利益	11,821	—
当期利益	—	10,351
当期剰余金	11,821	10,351

(注) 1. 資金運用収益の「(うち預け金利息)」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

2. 資金調達費用の「(うち貯金利息)」には、支払奨励金が含まれています。

## ●連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	平成26年度	平成27年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	31	31
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	31	31
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	85,233	91,921
会計方針の変更による累積的影響額	△70	—
会計方針の変更を反映した利益剰余金期首残高	85,162	—
2 利益剰余金増加高	11,821	10,351
当期剰余金	11,821	10,351
3 利益剰余金減少高	5,062	5,140
配当金	5,062	5,140
4 利益剰余金期末残高	91,921	97,132



## ●連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成26年度 〔平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで〕	平成27年度 〔平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで〕
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	11,726	10,507
減価償却費	119	117
減損損失	—	9
貸倒引当金の増加額(△は減少)	△ 955	△ 323
退職給付に係る負債の増加額	30	92
その他の引当金・積立金の増加額(△は減少)	99	461
資金運用収益	△ 28,827	△ 29,254
資金調達費用	14,355	14,741
有価証券関係損益(△は益)	△ 2,290	△ 1,210
金銭の信託の運用損益	△ 1,730	△ 944
外部出資関係損益	4	7
為替差損益	△ 2,251	2,648
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増(△)減	△ 11,963	△ 25,767
預け金の純増(△)減	△ 50,000	△ 60,000
貯金の純増減(△)	57,783	84,555
借入金の純増減	—	6,000
資金運用による収入	28,812	29,178
資金調達による支出	△ 14,293	△ 14,734
事業分量配当金の支払額	△ 4,232	△ 4,300
その他	△ 179	△ 131
小 計	△ 3,793	11,653
法人税等の支払額	△ 13	△ 8
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,806	11,644
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 349,244	△ 457,202
有価証券の売却による収入	343,173	371,107
有価証券の償還による収入	41,020	66,855
金銭の信託の増加による支出	△ 12,000	△ 10,077
金銭の信託の減少による収入	1,758	12,036
固定資産の取得による支出	△ 44	△ 175
固定資産の売却による収入	0	0
外部出資による支出	△ 88	△ 65
外部出資による収入	9	16
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,583	△ 17,506
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	2,814	2,850
出資配当金の支払額	△ 830	△ 840
回転出資金の受入による収入	4,229	—
回転出資金の払戻による支出	△ 2,186	△ 2,217
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,026	△ 206
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額	24,803	△ 6,068
6 現金及び現金同等物の期首残高	88,225	113,029
7 現金及び現金同等物の期末残高	113,029	106,961

## ●平成26年度 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項  
連結される子会社 1社  
(株)長野協同サービス
- (2) 持分法の適用に関する事項  
持分法適用の関連法人等 2社  
(株)長野県農協ビル  
(株)長野県協同電算
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項  
連結される子会社及び子法人等の決算日は3月末日であります。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間  
(株)長野協同サービスに係るのれんは発生年度以降5年間で均等償却し、平成14年度で終了しております。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲  
連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」の中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

### 2. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
  - ・売買目的有価証券……時価法(売却原価は移動平均法により算定)
  - ・その他有価証券  
時価のあるもの…原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価を把握することが極めて困難と認められるもの  
…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しております。
 

建 物	定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法を採用しております。	なお、主な耐用年数は2年～50年です。
建物以外	定率法を採用しております。	なお、主な耐用年数は3年～60年です。
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
  - ① 貸倒引当金  
貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額(当連結会計年度は税法基準を採用)を計上しております。  
すべての債権は、資産自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,018百万円です。
  - ② 賞与引当金  
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
  - ③ 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。
  - ④ 相互援助積立金  
相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要領に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
- (9) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、次のとおりであります。  
数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
- (10) 当会及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (11) 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (12) 消費税等の会計処理  
当会及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」等の適用  
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度末より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。  
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。  
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付引当金が70百万円増加し、利益剰余金が70百万円減少しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期利益は、それぞれ56百万円減少しております。

### 4. 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,334百万円です。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
 

	1年以内	1年超	合 計
所有権移転外ファイナンス・リース	20百万円	17百万円	37百万円
オペレーティング・リース	9百万円	6百万円	16百万円

- (3) 連結貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,745百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 有担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に15,594百万円含まれております。
- (5) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額  
該当ありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は18百万円、延滞債権額は9,864百万円です。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は68百万円です。なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は115百万円です。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,066百万円です。  
なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は773百万円です。
- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、106,924百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金51,970百万円が含まれております。
- (13) 借入金には、すべて他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

## 5. 連結損益計算書に関する事項

- (1) その他経常費用は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しており、相殺した金額は333百万円です。
- (2) その他経常費用及びその他経常収益には、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等としてすでに債権額から直接減額した債権のうち、売却した債権額等に伴って発生する費用及び収益1,471百万円がそれぞれ含まれております。
- (3) その他経常費用には、JAの信用事業の基盤強化に資する対策として、JA向け信用基盤強化対策費603百万円及び融資伸長対策費390百万円が含まれております。

## 6. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針  
当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。  
JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。  
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体、及び県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事業拠点のある県外企業などに貸付を行っております。  
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク  
当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされております。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクにさらされております。  
借入金、自己資本増強の一環として、会員である県内のJAから借り入れた期限付及び永久劣後特約付借入金であります。  
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものであります。  
デリバティブ取引には、ALMの一環として行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理  
当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。  
「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。  
与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。  
また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。  
上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。
- b 市場リスクの管理  
当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。  
このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。  
また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。  
なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。  
当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」の他の有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。  
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,773百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
- c 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。  
特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを確認し、その管理には万全を期しております。  
適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上で前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。  
具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なる場合もあります。



## (2) 金融商品の時価等に関する事項

## ① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。  
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,138,585	1,137,812	△ 772
金銭の信託			
運用目的	6,000	6,000	—
その他目的	38,632	38,632	—
有価証券			
その他有価証券	1,026,689	1,026,689	—
貸出金	361,015		
貸倒引当金	△ 7,581		
貸倒引当金控除後	353,434	357,935	4,501
資 産 計	2,563,341	2,567,070	3,728
貯 金	2,393,765	2,392,192	△ 1,572
借入金	55,000	55,000	—
負 債 計	2,448,765	2,447,192	△ 1,572
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(82)	(82)	—
デリバティブ取引計	(82)	(82)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
2. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金1,500百万円を含めております。  
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

## ② 金融商品の時価の算定方法

## 【資産】

## a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

## b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

## c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格または金融機関等から提示された価格によっております。

## d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

## 【負債】

## a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

## b 借入金

借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

## 【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引(為替予約)であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として外部出資があり、連結貸借対照表計上額117,318百万円は、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

## ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,138,585	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	73,678	86,510	91,007	149,339	86,711	423,033
貸出金	65,598	29,661	35,009	25,948	38,527	165,323
合 計	1,227,862	116,172	126,017	175,288	125,238	588,356

(注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く)7,174百万円については「1年以内」に含めております。  
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等946百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

## ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,383,250	8,046	488	287	88	103
譲渡性貯金	1,500	—	—	—	—	—
借 入 金	—	—	10,000	—	—	45,000
合 計	2,384,750	8,046	10,488	287	88	45,103

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。  
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金45,000百万円については、「5年超」に含めております。



7. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	512,960	537,898	24,938
	地 方 債	72,927	76,348	3,420
	政府保証債	14,167	14,585	417
	金 融 債	13,500	13,573	72
	社 債	110,949	115,171	4,221
	外国証券	135,341	155,588	20,246
	株 式	5,256	11,399	6,142
	受益証券	58,691	79,262	20,570
	投資証券	2,518	3,646	1,127
	小 計	926,314	1,007,472	81,157
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	社 債	1,208	1,206	△ 2
	外国証券	7,555	7,539	△ 15
	株 式	86	78	△ 8
	受益証券	10,484	10,392	△ 91
小 計	19,334	19,217	117	
合 計	945,649	1,026,689	81,039	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債22,410百万円を差し引いた金額58,629百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	336,632 百万円	3,999 百万円	1,289 百万円
株 式	485	72	0
その他	6,054	374	—
合 計	343,173	4,447	1,290

8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額	6,000 百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	— 百万円

② その他の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	38,632 百万円	37,914 百万円	717 百万円	794 百万円	△ 76 百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債198百万円を差し引いた金額519百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

9. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,656 百万円
勤務費用	139 百万円
利息費用	19 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	56 百万円
退職給付の支払額	△ 247 百万円
期末における退職給付債務	2,624 百万円

b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,354 百万円
期待運用収益	7 百万円
事業主からの拠出額	71 百万円
退職給付の支払額	△ 141 百万円
期末における年金資産	1,291 百万円

c 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

年金資産	△ 1,291 百万円
	△ 1,291 百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,624 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,333 百万円

退職給付に係る負債	1,333 百万円
退職給付に係る資産	— 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,333 百万円

d 退職給付に関連する損益

勤務費用	139 百万円
利息費用	19 百万円
期待運用収益	△ 7 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	56 百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	208 百万円

e 年金資産の内訳

年金資産合計に対する年金資産の分類ごとの比率	
現金および預金	100%
合計	100%
f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。	
g 数理計算上の計算基礎に関する事項	
期末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております)	
割引率	0.498%
長期期待運用収益率	0.538%

- (2) 経費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。  
 なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、26百万円となっております。  
 また、存続組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、393百万円となっております。

#### 10. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,705 百万円
貸出金償却超過額	769 百万円
退職給付に係る負債超過額	368 百万円
相互援助積立金	1,645 百万円
支払奨励金未払費用	579 百万円
繰越欠損金	2,384 百万円
その他	263 百万円
繰延税金資産小計	7,716 百万円
評価性引当額	△ 5,889 百万円
繰延税金資産合計(A)	1,826 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 22,608 百万円
その他	△ 7 百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 22,608 百万円
繰延税金負債の純額(A) + (B)	△ 20,788 百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.61%
(調整)	
交際費等損金不算入項目	0.12%
事業分量配当金等	△ 11.89%
評価性引当額の増減	△ 3.00%
繰越欠損金	△ 13.50%
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の減額修正	△ 0.03%
その他	△ 0.13%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 0.82%

## ●平成27年度 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項  
連結される子会社 1社  
(株)長野協同サービス
- (2) 持分法の適用に関する事項  
持分法適用の関連法人等 2社  
(株)長野県農協ビル  
(株)長野県協同電算
- (3) 連結される子会社の事業年度に関する事項  
連結される子会社の決算日は3月末日であります。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間  
(株)長野協同サービスに係るのれんは発生年度以降5年間で均等償却し、平成14年度で終了しております。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲  
連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」の中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

### 2. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
  - ・売買目的有価証券……時価法(売却原価は移動平均法により算定)
  - ・其他有価証券  
時価のあるもの…原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの  
…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しております。
 

建 物	定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法を採用しております。	なお、主な耐用年数は2年～50年であります。
建物以外	定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は3年～60年であります。	
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
  - ① 貸倒引当金  
貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額(当連結会計年度は税法基準を採用)を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,137百万円であります。
  - ② 賞与引当金  
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
  - ③ 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当連結会計年度末支給見込額を計上しております。
  - ④ 相互援助積立金  
相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要領に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
  - ⑤ 特例業務負担金引当金  
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。  
(追加情報)  
特例業務負担金引当金については、将来、支出額を費用計上し、将来負担見込額を連結貸借対照表に注記する方法によっておりましたが、財務内容をより健全化するため、当連結会計年度より特例業務負担金引当金として負債に計上する方法に変更しております。この変更により、連結会計期間の経常利益及び税引前当期利益は、従来の方によった場合に比べ361百万円減少しております。
- (9) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。  
数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
- (10) 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (11) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

### 3. 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,352百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
 

	1年以内	1年超	合 計
所有権移転外ファイナンス・リース	15百万円	14百万円	29百万円
オペレーティング・リース	7百万円	7百万円	15百万円
- (3) 連結貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,716百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に有担保が8,253百万円、無担保が5,191百万円、合計13,440百万円含まれております。

- (5) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額  
該当ありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は24百万円、延滞債権額は9,261百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金以外で、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は30百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,315百万円であります。  
なお、(7)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,065百万円であります。
- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを行うことを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、107,412百万円あります。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金49,970百万円が含まれております。
- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。

#### 4. 連結損益計算書に関する事項

- (1) その他経常費用は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は97百万円あります。
- (2) 当連結会計年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。
- | 主な用途 | 種類  | 場所  | 減損損失 |
|------|-----|-----|------|
| 遊休資産 | 建物等 | 小諸市 | 9百万円 |
- 業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングしており、遊休資産については各資産ごとの単位でグルーピングをしております。  
遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額額を減損損失として特別損失に計上しております。  
なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額を零としております。
- (3) その他経常費用には、JAの信用事業の基盤強化に資する対策として、JA向け信用基盤強化対策費603百万円及び融資仲長対策費371百万円が含まれております。

#### 5. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針  
当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。  
JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。  
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事業拠点のある県外企業などに貸付を行っております。  
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク  
当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
借入金は、自己資本増強の一環として、会員である県内のJAから借り入れた期限付及び永久劣後特約付借入金であります。  
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものであります。  
デリバティブ取引には、ALMの一環として行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。  
このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理  
当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。  
「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。  
与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。  
また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。  
上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクレポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。
- b 市場リスクの管理  
当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。  
このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。  
また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。  
なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。  
当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。  
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が6,063百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
- c 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。  
特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。  
適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。  
具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。



- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
 金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なる場合もあります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項  
 ① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等  
 当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。  
 なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,192,510	1,192,392	△ 117
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	3,000	3,000	—
その他の金銭の信託	39,654	39,654	—
有価証券			
その他有価証券	1,042,563	1,042,563	—
貸出金	386,783		
貸倒引当金	△ 7,284		
貸倒引当金控除後	379,498	389,019	9,520
資 産 計	2,657,226	2,666,629	9,402
貯 金	2,478,321	2,478,189	△ 131
借入金	61,000	61,004	4
負 債 計	2,539,321	2,539,194	△ 126
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(273)	(273)	—
デリバティブ取引計	(273)	(273)	—

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
 2. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金20,084百万円を含めております。  
 3. デリバティブ取引によつて生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格または金融機関等から提示された価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引(為替予約)であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として外部出資があり、連結貸借対照表計上額117,360百万円は、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,192,510	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	77,813	88,693	121,764	105,319	124,851	393,167
貸出金	68,605	36,866	27,976	41,342	30,322	180,907
合 計	1,338,928	125,560	149,740	146,662	155,173	574,074

- (注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く)7,118百万円については「1年以内」に含めております。  
 2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等753百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,456,098	1,251	533	78	170	102
譲渡性貯金	20,084	—	—	—	—	—
借 入 金	—	10,000	—	6,000	—	45,000
合 計	2,476,183	11,251	533	6,078	170	45,102

- (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。  
 2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金45,000百万円については、「5年超」に含めております。

## 6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	517,036	555,106	38,070
	地 方 債	71,853	74,712	2,859
	政府保証債	14,159	14,473	313
	金 融 債	10,500	10,532	31
	社 債	109,074	113,141	4,067
	外国証券	108,247	122,998	14,751
	株 式	4,800	8,808	4,007
	受益証券	74,273	89,862	15,589
	投資証券	2,991	4,224	1,232
小 計	912,936	993,860	80,923	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	社 債	1,707	1,671	△ 35
	外国証券	25,957	25,480	△ 476
	株 式	1,198	1,073	△ 124
	受益証券	20,982	20,455	△ 527
	投資証券	21	21	0
小 計	49,868	48,703	△ 1,165	
合 計	962,804	1,042,563	79,758	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債22,056百万円を差し引いた金額57,701百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	370,279 百万円	3,011 百万円	533 百万円
株 式	627	92	42
その他	2,065	—	—
合 計	372,972	3,104	576

## 7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

### ① 運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額	3,000 百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	— 百万円

### ② その他の金銭の信託

その他の金銭の信託	連結貸借対照表計上額		取得原価		差 額		うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
	取得原価	差 額	取得原価	差 額				
その他の金銭の信託	39,654 百万円	△ 246 百万円	39,900 百万円	△ 246 百万円	444 百万円	△ 691 百万円		

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産68百万円を加えた金額△178百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

## 8. 退職給付に関する事項

### (1) 退職給付

#### ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

#### ② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付債務	2,624 百万円
勤務費用	130 百万円
利息費用	13 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	108 百万円
退職給付の支払額	△ 173 百万円
その他	1 百万円
期末における退職給付債務	<u>2,704 百万円</u>
b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	1,291 百万円
期待運用収益	7 百万円
事業主からの拠出額	69 百万円
退職給付の支払額	△ 89 百万円
期末における年金資産	<u>1,278 百万円</u>
c 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
年金資産	△ 1,278 百万円
	△ 1,278 百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,704 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1,425 百万円</u>
退職給付引当金	1,425 百万円
前払年金費用	— 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1,425 百万円</u>
d 退職給付に関連する損益	
勤務費用	130 百万円
利息費用	13 百万円
期待運用収益	△ 7 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	108 百万円
その他	1 百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	<u>246 百万円</u>

e	年金資産の内訳	
	年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率	
	現金および預金	100%
	合計	100%
f	長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
	年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。	
g	数理計算上の計算基礎に関する事項	
	期末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております)	
	割引率	0.055%
	長期期待運用収益率	0.559%

- (2) 経費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、25百万円となっております。また、存続組合より示された平成28年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、361百万円となっております。

## 9. 税効果会計に関する事項

(1)	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等	
	繰延税金資産	
	貸倒引当金超過額	1,589 百万円
	貸出金償却超過額	801 百万円
	退職給付引当金超過額	394 百万円
	相互援助積立金	1,669 百万円
	支払奨励金未払費用	591 百万円
	繰越欠損金	682 百万円
	その他	359 百万円
	繰延税金資産小計	6,088 百万円
	評価性引当額	△ 4,404 百万円
	繰延税金資産合計(A)	1,683 百万円
	繰延税金負債	
	その他有価証券評価差額金	△ 21,988 百万円
	その他	△ 6 百万円
	繰延税金負債合計(B)	△ 21,994 百万円
	繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 20,311 百万円
(2)	法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
	法定実効税率	27.66%
	(調整)	
	交際費等損金不算入項目	0.14%
	事業分量配当金等	△ 12.16%
	評価性引当額の増減	△ 2.00%
	繰越欠損金	△ 12.13%
	その他	△ 0.03%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.48%

## ●財務諸表の適正性等にかかる確認

- ① 私は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等へ適切に報告されております。
  - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 28 年 6 月 24 日

代表理事 理事長

小松 伸浩

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結注記表を指しています。

## ●連結事業年度のリスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成27年3月末	平成28年3月末
破綻先債権額 (A)	18	24
延滞債権額 (B)	9,864	9,261
3カ月以上延滞債権額 (C)	68	—
貸出条件緩和債権額 (D)	115	30
合計 (E = A + B + C + D)	10,066	9,315
担保・保証付債権額 (F)	3,187	2,855
個別貸倒引当金残高 (G)	6,377	6,016
控除後残高 (H = E - F - G)	501	442
リスク管理債権比率	2.79	2.41

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。
5. 「担保・保証付債権額」は、リスク管理債権額のうち貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保付の貸出金並びに農業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証相当額です。
6. 「個別貸倒引当金残高」は、「リスク管理債権額」のうち、すでに個別貸倒引当金（間接償却）に繰入れた残高です。  
また、個別貸倒引当金残高は、資産自己査定に基づく回収不能見込額と貸倒実績率等に基づき必要額を引き当てています。
7. 「控除後残高」は、「リスク管理債権額」から「担保・保証付債権額」及び「個別貸倒引当金残高」を控除した貸出金残高です。
8. リスク管理債権比率は貸出金に占める比率です。
9. 担保・保証付債権額のうち、要管理債権（3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）については、要管理先債権に対する根担保を債権毎の残高にに応じて按分し割り付けて算出しています。

## ●事業の種類別情報

連結子会社の営む信用事業以外の事業は、全事業に占める割合が僅少であるため事業の種類別情報は記載していません。

## ●自己資本の充実の状況（連結）

### 1. 連結の範囲に関する事項

- ◇連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因  
相違点はありません。



◇連結子会社等数並びに主要な連結子会社等の名称及び主要な業務内容

・連結子会社数 1社

名 称	主要な業務内容
(株)長野協同サービス	各種事務受託、労働者派遣業務

・連結関連法人数 2社

名 称	主要な業務内容
(株)長野県農協ビル	J Aビルにかかる不動産の所有、管理、賃貸業務他
(株)長野県協同電算	電子計算機等による計算受託業務他

◇比例連結が適用される関連法人

該当ありません。

◇連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当ありません。

◇連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当ありません。

◇連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当ありません。

規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

## 2. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。自己資本造成計画の実行により、平成28年3月末における連結自己資本比率は、22.19%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は「自己資本造成計画」に基づき、会員からの普通出資金のほか、後配出資金、回転出資金、劣後特約付借入金により調達しています。

### 普通出資金

項 目	内 容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	132億円(前年度130億円)

### 後配出資金

項 目	内 容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	352億円(前年度326億円)

### 回転出資金

項 目	内 容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	回転出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	50億円(前年度72億円)

## 永久劣後特約付借入金

項 目	内 容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	439 億円 (前年度 450 億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり (※ 1)

※1 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、行政庁の事前承認が得られた場合に、借入日より10年が経過した直後の利息支払期日以降、1か月前までの事前通知により償還可能

## 期限付劣後特約付借入金

項 目	内 容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	期限付劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	— (前年度 27 億円)
償還期限	平成 29 年 8 月 10 日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり (※ 2)

※2 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、行政庁の事前承認が得られた場合に、借入日より5年経過後、1か月前までの事前通知により償還可能

当連結グループでは、バーゼルⅢ適用ならびに将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、自己資本増強策として、平成 26 年度から 5 年間をかけ、回転出資金満期払戻額からの振替による後配出資金の造成を予定しています。

自己資本比率の算出にあたっては、「規制資本管理要綱」、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

# (1) 連結自己資本の構成

平成27年度

(単位：百万円、%)

項目	平成26年度		平成27年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	133,101		141,247	
うち、出資金及び資本剰余金の額	45,623		48,474	
うち、再評価積立金の額	31		31	
うち、利益剰余金の額	91,921		97,132	
うち、外部流出予定額(△)	4,475		4,392	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入される評価・換算差額等	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,152		7,304	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,152		7,304	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	55,024		48,911	
うち、回転出資金の額	7,226		5,009	
うち、上記以外に該当するものの額	47,798		43,901	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	195,279		197,462	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	11	44	30	45
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	44	30	45
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	112	449	75	112
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	123		105	
自己資本				
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	195,155		197,356	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	837,150		864,713	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 214,018		△ 205,991	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額	44		45	
うち、繰延税金資産	449		112	
うち、退職給付に係る資産	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 214,513		△ 206,150	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	23,885		24,613	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	861,035		889,327	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	22.66%		22.19%	

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	平成 26 年度			平成 27 年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	519,486	—	—	525,090	—	—
我が国の地方公共団体向け	131,563	—	—	140,473	—	—
地方公共団体金融機構向け	5,508	—	—	5,500	—	—
我が国の政府関係機関向け	12,069	762	30	12,821	839	33
地方三公社向け	1,093	52	2	1,063	46	1
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	1,273,004	254,808	10,192	1,343,334	269,037	10,761
法人等向け	288,517	186,746	7,469	293,781	187,774	7,510
中小企業等向け及び個人向け	2,336	1,506	60	2,360	1,526	61
抵当権付住宅ローン	924	323	12	737	258	10
不動産取得等事業向け	745	745	29	669	669	26
三月以上延滞等	946	270	10	3,728	4,668	186
信用保証協会等による保証付	201	14	0	146	10	0
出資等	49,630	49,630	1,985	58,476	58,476	2,339
他の金融機関等の対象資本 調達手段	198,840	711,614	28,464	193,268	483,171	19,326
特定項目のうち調整項目に算 入されないもの	1,278	3,196	127	1,517	3,794	151
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	26,530	32,111	1,284	16,494	24,741	989
証券化	850	10,632	425	1,835	22,938	917
経過措置によりリスク・アセッ トの額に算入、不算入となる もの		△ 214,018	△ 8,560		△ 205,991	△ 8,239
上記以外	128,831	△ 203,872	△ 8,154	136,343	10,663	426
標準的手法を適用するエク スポージャー別計	2,642,359	834,523	33,380	2,737,642	862,626	34,505
CVAリスク相当額 ÷ 8%		1,328	53		2,069	82
中央清算機関関連エク スポージャー	1,136	22	0	892	17	0
信用リスクアセットの額の合計額	2,643,495	835,874	33,434	2,738,535	864,713	34,588
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
		23,885	955		24,613	984
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%
		859,759	34,390		889,327	35,573

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に転移する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。  
< オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >  
(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷ 8%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

## 3. 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P80)をご参照ください。



(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	平成26年度					平成27年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	2,466,386	388,224	737,076	—	946	2,533,336	412,177	737,869	—	728
国 外	204,065	5,200	189,495	—	—	203,363	—	188,750	—	—
地域別残高計	2,670,451	393,424	926,572	—	946	2,736,700	412,177	926,620	—	728
法 人	農業	1,222	1,222	—	—	1,071	1,071	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	70,013	51,786	15,723	—	—	65,160	47,620	14,424	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	20,515	17,288	—	—	2	23,255	19,461	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	52,634	20,397	32,000	—	—	52,616	20,376	32,002	—
	運輸・通信業	40,132	13,473	25,738	—	20	39,652	12,928	25,730	—
	金融・保険業	1,516,975	127,219	120,306	415	—	1,583,293	137,493	111,101	466
	卸売・小売・飲食・サービス業	99,555	97,399	1,004	—	192	102,080	100,815	—	—
	日本国政府・地方公共団体	651,050	58,421	592,628	—	—	665,563	68,401	597,162	—
	上記以外	178,998	1,499	139,169	—	—	191,308	145	146,199	—
	個 人	4,717	4,717	—	—	731	3,863	3,863	—	—
その他	34,635	—	—	—	—	8,835	—	—	—	
業種別残高計	2,670,451	393,424	926,572	415	946	2,736,700	412,177	926,620	466	
1年以下	1,290,115	76,540	68,959	415	—	1,367,058	82,059	82,167	466	
1年超3年以下	235,283	65,311	169,256	—	—	276,683	59,109	216,868	—	
3年超5年以下	289,297	68,895	220,402	—	—	264,047	69,074	194,973	—	
5年超7年以下	257,897	41,094	216,803	—	—	212,205	44,619	167,586	—	
7年超10年以下	150,819	98,933	51,885	—	—	150,753	93,058	57,694	—	
10年超	185,222	41,557	143,665	—	—	205,046	63,382	141,664	—	
期限の定めのないもの	261,815	1,091	55,598	—	—	260,904	873	65,664	—	
残存期間別残高計	2,670,451	393,424	926,572	415	—	2,736,700	412,177	926,620	466	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	平成26年度					平成27年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,150	1,204	—	1,150	1,204	1,204	1,267	—	1,204	1,267
個別貸倒引当金	7,498	6,490	444	7,054	6,490	6,490	6,102	97	6,392	6,102

## b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当連結グループでは、国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

（単位：百万円）

区 分	平成26年度					平成27年度					
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		
法人	農業	134	129	134	129	—	129	104	129	104	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	373	362	373	362	—	362	363	362	363	71
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	79	42	79	42	—	42	36	42	36	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	43	53	43	53	—	53	54	53	54	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	5,347	4,432	5,347	4,432	11	4,432	4,430	4,432	4,430	161
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	1,520	1,470	1,520	1,470	2	1,470	1,114	1,470	1,114	2	
業種別計	7,498	6,490	7,498	6,490	13	6,490	6,102	6,490	6,102	235	

- (注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。  
 2. 貸出金償却には、債務保証に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び税務上の損金経理に伴う簿外債権の償却額が含まれています。

## (3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

（単位：百万円）

区 分	平成26年度			平成27年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	769,636	769,636	—	793,011	793,011
	2%	—	1,134	1,134	—	890	890
	4%	—	—	—	—	1	1
	10%	—	7,661	7,661	—	8,353	8,353
	20%	34,478	1,293,832	1,328,310	34,236	1,360,763	1,394,999
	35%	—	923	923	—	737	737
	50%	124,838	2,004	126,842	134,539	2,774	137,313
	75%	—	2,098	2,098	—	2,113	2,113
	100%	39,123	175,806	214,929	44,584	170,342	214,926
	150%	—	184,079	184,079	3,000	177,986	180,986
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	2,280	2,280	—	3,523	3,523
	その他	—	7,013	7,013	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	198,440	2,446,470	2,644,910	216,360	2,520,498	2,736,858	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。  
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。  
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容（P83）をご参照ください。

## (1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	平成26年度			平成27年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	5,508	—	—	5,500	—
我が国の政府関係機関向け	—	4,499	—	—	4,502	—
地方三公社向け	—	826	—	—	829	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	—	—	50	—	—
法人等向け	261	4,219	—	104	4,207	—
中小企業等向け及び個人向け	20	—	—	37	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	2,084	—	—	2,058	—
合 計	282	17,138	—	191	17,098	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。  
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P84）をご参照ください。

### (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

項 目	平成26年度	平成27年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成26年度

(単位：百万円)

項 目	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	1,048	2,817	—	—	—	2,817
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	201	—	—	—	201
派生商品合計	1,048	3,018	—	—	—	3,018
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	1,048	3,018	—	—	—	3,018

項目	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	2,205	4,044	—	—	—	4,044
(2) 金利関連取引	89	223	—	—	—	223
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	23	131	—	—	—	131
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	289	—	—	—	289
派生商品合計	2,317	4,689	—	—	—	4,689
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットインング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合計	2,317	4,689	—	—	—	4,689

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において、価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区分して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は単体の開示内容(P85)をご参照ください。

(1) 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(注) オリジネーターとは、証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。

(2) 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	平成26年度		平成27年度	
	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—
	その他	850	—	1,835
	合計	850	—	1,835
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。



## b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

平成26年度

(単位：百万円)

項目	証券化エクスポージャー			項目	再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オンバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	850	425		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合計	850	425		合計	—	—
オフバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合計	—	—		合計	—	—

平成27年度

(単位：百万円)

項目	証券化エクスポージャー			項目	再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オンバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	1,835	917		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合計	1,835	917		合計	—	—
オフバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合計	—	—		合計	—	—

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。  
 2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第 225 条第 7 項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるものが該当します。  
 3. リスク・ウェイト 1250% には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

## c 自己資本比率告示第 223 条の規定によりリスク・ウェイト 1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	平成26年度	平成27年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	850	1,835
合計	850	1,835

- (注) 1. 自己資本比率告示第 223 条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト 1250% を適用したものと信用補完機能を持つ I/O ストリップスによりリスク・ウェイト 1250% を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。  
 なお、「信用補完機能を持つ I/O ストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。  
 2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

## d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

再証券化エクスポージャーの保有はありません。

## 7. オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、「子会社管理規程」内で定めるほか、信連に準じた内容としています。信連におけるオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P88）をご参照ください。

## 8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子会社等が信連以外の出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P88）をご参照ください。

### (1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	11,477	11,477	9,882	9,882
非上場	117,321	117,321	117,364	117,364
合 計	128,798	128,798	127,246	127,246

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成26年度			平成27年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
72	0	—	92	42	—

### (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資等の評価損益)

(単位：百万円)

平成26年度		平成27年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
6,142	8	4,007	124

### (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成26年度		平成27年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 9. 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P89）をご参照ください。

### (1) 内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引は行っておらず、また、連結に際し信連と子会社との債権・債務を一部相殺していますが、重要性のある金額ではないため、「内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額」を算出していません。

# 索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

● 単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）	ページ
1 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	48
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	48
(3) 事務所の名称及び所在地	50
(4) 特定信用事業代理業者に関する事項	50
2 主要な業務の内容	40～47
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	21～30
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	72
b 経常利益又は経常損失	72
c 当期剰余金又は当期損失金	72
d 出資金及び出資口数	72
e 純資産額	72
f 総資産額	72
g 貯金等残高	72
h 貸出金残高	72
i 有価証券残高	72
j 単体自己資本比率	72
k 剰余金の配当の金額	72
l 職員数	72
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	66
b 貯金に関する指標	66
c 貸出金等に関する指標	66～68
d 有価証券に関する指標	70～71
4 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	6～8
(2) 法令遵守の体制	9～10
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	35～36
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12～13
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	54～55
(2) 貸出金にかかる額及びその合計額	
a 破綻先債権に該当する貸出金	69
b 延滞債権に該当する貸出金	69
c 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	69
d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	69
(3) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金に係る事項	69

(4) 自己資本の充実の状況	76～89
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	71
b 金銭の信託	71
c デリバティブ取引	71
d 金融等デリバティブ取引	71
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	71
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	68
(7) 貸出金償却の額	68

## ● 連結開示項目（農業協同組合法施行規則第205条関連）

1 連合会及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 連合会及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	90
(2) 連合会の子会社等に関する事項	
a 名称	90
b 主たる営業所又は事務所の所在地	90
c 資本金又は出資金	90
d 事業の内容	90
e 設立年月日	90
f 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	90
g 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	90
2 連合会及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	90～91
(2) 最近5年間の連結事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	91
b 経常利益又は経常損失	91
c 当期利益又は当期損失	91
d 純資産額	91
e 総資産額	91
f 連結自己資本比率	91
3 連合会及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	91～92
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
a 破綻先債権に該当する貸出金	104
b 延滞債権に該当する貸出金	104
c 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	104
d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	104
(3) 自己資本の充実の状況	104～114
(4) 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	104

## ● その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）

役員等の報酬体系	74
----------	----





長野県JAバンク  
長野県信連

長野市大字南長野北石堂町1177-3 ☎026-236-2058



このパンフレットは、大豆油インク  
および、再生紙を利用しています。